

2019 年度 包括外部監査報告書

「保健所に関する財務事務の執行について」

町田市包括外部監査人
公認会計士 青山 伸一

目 次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件(監査のテーマ)	1
3. 外部監査の対象部署	2
4. 外部監査の対象期間	2
5. 外部監査の実施期間	2
6. 外部監査の基本的な視点	2
7. 実施した主な監査手続	2
8. 包括外部監査人	3
9. 外部監査の補助者	3
10. 利害関係	3
第2 選定した特定の事件の概要	4
1. 町田市の保健所政令市への移行	4
2. 保健所政令市としての町田市の状況	7
3. 町田市保健所の事務組織	9
第3 外部監査の総括	10
1. 監査の対象について	10
2. 町田市保健所事業の総括	11
3. 監査の結果及び意見の要約	21
第4 監査の結果及び意見	34
I. 保健総務課	34
1. 保健医療対策事業費	35
II. 健康推進課	40
1. 健康推進事業費	41
2. 成人健診事業費	49
III. 保健予防課	56
1. 保健予防事務費	57
2. 保健栄養事業費	67
3. 成人保健指導事業費	80
4. 予防接種費	84
5. 母子健診事業費	93
6. 母子保健指導事業費	100
7. 歯科保健事業費	109
8. 保健所運営事務費	112
IV. 生活衛生課	119
1. 保健所管理事務費	120
2. 生活衛生事務費	123

(本報告書における記載内容の注意事項)

・端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

なお、「(1)事業の概要」で記載している【主な事業費】の「その他」及び【主な財源】の「その他一般財源」は、実績額合計から「その他」又は「その他一般財源」以外を差し引いた差額として計算している。

・報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として町田市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出典は明示していない。

報告書の数値等のうち、町田市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。

・監査の結果及び意見

本報告書では、監査対象とした事業及び財務事務の種類ごとに、監査の結果を【指摘事項】と【意見】として表記し、監査の結論を記載している。

【指摘事項】は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項(法規等準拠性)に該当するものである。これらは、市として速やかに措置する必要があると判断した内容である。

また、【意見】は、法規等準拠性の問題は認められないものの、最少の経費で最大の効果を挙げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など(経済性、効率性及び有効性に関する事項)に該当するものである。ただし、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合には【指摘事項】としている。

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(監査のテーマ)

(1) 選定した特定の事件(監査テーマ)

「保健所に関する財務事務の執行について」

(2) 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

現在、日本が直面している少子高齢化の問題は、日本の社会や経済に多大な影響を及ぼしている。これは、医療・介護の分野でも同様であり、医療費・介護費などの社会保障費の増加、疾病構造の変化など、保健・医療を取り巻く環境変化として顕在化している。町田市にとっても、これらの環境変化に対応しつつ、限られた予算の中で健康推進、保健予防、さらには公衆衛生を図ることが課題となっている。

2019年度の保健所に係る当初予算の内、保健総務費が251,403千円、健康推進費が450,970千円、保健予防費が1,554,320千円、生活衛生費が73,156千円、総額は2,329,849千円となっており、ここ数年では安定している。しかしながら、前述のとおり、保健所を取り巻く環境変化に対応するために、限られた予算の中で最大の効果が得られるよう保健・医療に関する業務を行う必要がある。

町田市は2011年4月に保健所政令市に移行し、従来東京都町田保健所で行っていた業務を、町田市保健所に引き継いだ。保健所政令市になってから8年が経過した現在において、東京都町田保健所から引き継がれた業務は定着していると想定されることから、町田市保健所における施策・事業が有効であるか、又は効率的に実施されているか、さらには適正に実施しているかなどの検証をする必要があると考える。

以上より、保健所に関する事務の執行について検討することは意義があると判断し、特定の事件(テーマ)として選定した。

(参考) 過去3年間における保健所に係る当初予算推移

(単位：千円)

	2017年度	2018年度	2019年度
保健総務費	255,957	233,162	251,403
健康推進費	469,328	447,298	450,970
保健予防費	1,620,257	1,531,504	1,554,320
生活衛生費	74,801	74,626	73,156
合計	2,420,343	2,286,590	2,329,849

(注) 職員人件費、嘱託・臨時職員人件費は除いている。

3. 外部監査の対象部署

保健所(保健総務課、健康推進課、保健予防課、生活衛生課)

4. 外部監査の対象期間

2018年度の執行分

必要に応じて2017年度以前または2019年度の執行分を含む。

5. 外部監査の実施期間

2019年5月27日から2020年1月24日まで

6. 外部監査の基本的な視点

- ① 保健所に係る業務に関する決算は、法令等に準拠し、適正に行われているか。
- ② 保健所に係る収入事務及び支出事務は、所定の手続により適正に行われているか。
- ③ 保健所に係る固定資産の取得、移管、廃棄等に関する事務手続は、適正に行われているか。
- ④ 保健所に係る資産管理は適正になされ、かつ各資産は有効に利用されているか。
- ⑤ 保健所に係る各事業は、住民の福祉の増進に寄与しているか。
- ⑥ 保健所に係る各事業は、最少の経費で最大の効果が得られるよう努力しているか。
- ⑦ 保健所に係る各事業の会計事務手続は、関係法令・規則等に準拠して適切に行われているか。
- ⑧ 保健所に係る各事業の実施体制は、適切に整備されているか。
- ⑨ 保健所に係る各事業の委託等の契約事務手続は、適正に行われているか。
- ⑩ 保健所に係る各事業の情報管理は、適切に行われているか。
- ⑪ 保健所に係る各事業は、関係法規に準拠して適切に行われているか。
- ⑫ 保健所に係る事業の効果を適切に把握し、それを将来の事業に活かしているか。

7. 実施した主な監査手続

(1)ヒアリング

監査対象とした課の責任者及び担当者に対して、業務概要及び各事業の事業費の財源内訳、契約の状況、補助金等の状況、調達・資産管理状況、目標指標とその達成度等についてヒアリングを実施した。

(2)資料・文書の閲覧

監査対象とした各事業に関する関連資料を閲覧し、事業の概要、実績等を把握した。

(3)現場の視察、資産管理状況の確認

必要に応じて、監査対象とした各事業の現場を視察し、施設や備品の管理状況等を確認した。

(4)監査意見のとりまとめ

(1) から (3) の監査手続きを実施することにより、有効性、効率性、経済性さらには適法性の観点から、監査意見を取りまとめた。

8. 包括外部監査人

青山伸一 公認会計士

9. 外部監査の補助者

岩崎 康子 公認会計士
木下 哲 公認会計士
塩塚 正康 公認会計士

谷川 淳 公認会計士
松永 好司 公認会計士
石村 英雄

10. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定による利害関係はない。

第2 選定した特定の事件の概要

1. 町田市の保健所政令市への移行

2010年6月、町田市は中期経営計画の重点事業である保健所政令市への移行を図るため、東京都との連名で、厚生労働省に対し地域保健法第5条第1項(注1)に基づく政令市の指定の依頼を行い、同年8月3日の閣議で町田市の保健所政令市としての指定が決定した。そして、その翌年の2011年4月に町田市保健所が発足した。

町田市の保健所政令市移行に伴い、東京都町田保健所は町田市保健所となり、従来東京都町田保健所で行っていた業務は、町田市保健所へ引き継がれ、動物愛護相談センターの業務の一部も町田市へ移譲された。

(注1)

地域保健法第5条

- 1 保健所は、都道府県、地方自治法第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。
- 2 都道府県は、前項の規定により保健所を設置する場合においては、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、医療法第30条の4第2項第9号に規定する区域及び介護保険法第118条第2項に規定する区域を参酌して、保健所の所管区域を設定しなければならない

地域保健法第5条第1項の規定によると、都道府県及び特別区は、自ら保健所を設置する義務がある。一方、市については、同法に基づく政令で指定されている市のみが保健所を設置することができるとしている。現在は、地域保健法施行令第1条(注2)で、政令指定都市(第1号)、中核市(第2号)及び第3号で個別に6市が指定されている。町田市は、第3号によって個別に指定された市の1つである。

(注2)

地域保健法施行令第1条【保健所を設置する市】

地域保健法(以下「法」という。)第5条第1項の政令で定める市は、次のとおりとする。

- ①地方自治法第252条の19第1項の指定都市
- ②地方自治法第252条の22第1項の中核市
- ③小樽市、町田市、藤沢市、茅ヶ崎市、四日市市及び大牟田市

地域保健法施行令第1条第3号において個別に指定される市の他に、政令指定都市(第1号)、中核市(第2号)も保健所政令市(広義)と呼ぶこともあるが、第3号によって個別に指定されている市に限って、保健所政令市(狭義)と呼ぶ場合もある。

日本における保健所政令市の動きは以下のとおりである。

日本における保健所法は 1937 年に成立し、戦後 1948 年に全面改正され、同年に人口 15 万人以上の市を指定して「保健所政令市」が誕生した。当時、保健所政令市に指定された市は、札幌市、小樽市、函館市、仙台市、横浜市、川崎市、横須賀市、新潟市、金沢市、岐阜市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、姫路市、和歌山市、広島市、呉市、下関市、福岡市、小倉市、八幡市、大牟田市、長崎市、佐世保市、熊本市、鹿児島市の 30 市であった。

その後、1963 年には、小倉市と八幡市はその他 3 市を加えて合併し北九州市となり、北九州市が保健所政令市となった(保健所政令市は 1 減)。続いて、1974 年に浜松市が保健所政令市に(1 増)、1983 年に東大阪市が保健所政令市になり(1 増)、この時点で、全体で保健所政令市は 31 となった。

一方、東京都においては、1974 年に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、翌年の 1975 年 4 月に、特別区の 53 の保健所と 11 の保健相談所が特別区に移管された。

1994 年には、保健所法が地域保健法に改正されたが、同年には地方自治法の改正により中核市が制度化され、中核市が地域保健法の保健所政令市に指定され、保健所機能を持つことになった。中核市が保健所政令市に加わったことから保健所政令市は拡大した。

東京都においては、特別区に続いて、町田市に先立って 2007 年に八王子市が保健所政令市となった(八王子市は、その後 2015 年に中核市になった)。

現在(2019 年 10 月時点)、保健所を設置する自治体数は以下のとおり 153 となっている。

区分	保健所を設置する自治体数	根拠法令
都道府県	47	地域保健法第 5 条第 1 項
政令指定都市	20	地域保健法第 5 条第 1 項 地域保健法施行令第 1 条第 1 号
中核市	57	地域保健法第 5 条第 1 項 地域保健法施行令第 1 条第 2 号
その他	6	地域保健法第 5 条第 1 項 地域保健法施行令第 1 条第 3 号
特別区	23	地域保健法第 5 条第 1 項
合計	153	

次に、1948 年の保健所法全面改正から現在までの、町田市の保健所の沿革は以下のとおりである。

町田市の保健所の沿革

年月	出来事	
1948. 1		保健所法全面改正
1948. 10	保健所法(22.9.5法律101号)の公布にともない、東京都南多摩保健所が発足(町田保健所の前身)	
1955. 7	東京都南多摩保健所のうち、町田町・鶴川村・忠生村・塚村の1町3村を管轄する東京都町田保健所が新設された。管轄人口 57,622人	
1958. 2	町田町・鶴川村・忠生村・塚村が合併し町田市となる。	
1971. 5	鶴川地区に、東京都町田保健所鶴川相談所が新設された	
1974. 10	町田保健所木造庁舎の老朽化に伴い、旧庁舎に代わり、鉄筋コンクリート2階建ての現庁舎が開所した	
1985. 10	人口増加に対応するため、鶴川保健相談所の全面改築を行い保健所需要に見合う施設とした 改築に際し、鶴川市民センター等との合同庁舎とする	
1994. 7		地域保健法制定
1996. 7	「保健所の設置等に関する条例の一部を改正する条例」公布 多摩地域の保健所は、再編整備計画により12保健所となる 東京都町田保健所は、「町田保健所」の名称で存続が決定 保健所機能強化のため増改築整備工事(研修棟整備)着工	
1997. 2	増改築工事(研修棟)竣工	
1997. 3	保健所再編整備の一環として、鶴川保健相談所が閉鎖となる	
1997. 4	鶴川保健相談所を町田市に移譲	地域保健法全面施行
2001. 10	「多摩地域の保健サービスの再構築に向けて」発表	
2003. 5		健康増進法施行
2004. 4	多摩地域の東京都保健所再編 八王子保健所、町田保健所は保健所政令市移行に備え存置	
2006. 7	「町田市の保健所政令市移行に関する検討会」設置	
2008. 5	「町田市の保健所政令市移行に関する都・市協議会」設置	
2009. 4	市職員派遣研修開始	
2010. 8		地域保健法施行令改正 「町田市が保健所政令市として指定される」
2010. 12	市議会第四回定例会にて、町田市保健所条例制定(23.4.1施行)町田市保健所設置決定	
2011. 4. 1	町田市保健所発足 企画部門として保健企画課の設置 市保健所として動物管理行政を開始(これにより、環境保全課で行っていた動物管理業務が移譲される) 保健企画課、生活衛生課、保健対策課の3課体制となる 保健所政令市移行により、健康課より健康づくり推進事業が移譲される	
2012. 7	保健企画課が町田市役所市庁舎7階に移転	
2013. 4	生活衛生課医薬指導係から医務薬務係へ名称を変更 保健対策課感染症係と地域保健係を統合し、地域保健第一係・第二係へ名称を変更	
2015. 4	組織改正により、いきいき健康部が保健所といきいき生活部になる 保健所は保健総務課、健康推進課、保健予防課、生活衛生課の4課体制となる	

出所)町田市保健所作成「事業概要」

2. 保健所政令市としての町田市の状況

町田市の HP によると、保健所政令市制度とは、「地方分権の趣旨に基づき、政令で定めることにより、市が保健所を設置できる制度」である。また、国の基本指針では「人口 30 万人以上の市は保健所政令市への移行を検討すること」としている。また、保健所政令市になると、「福祉施策と十分に連携のとれた保健施策や地域の実情に即した食品・環境衛生等の施策を、市が主体的に展開することができ、住民サービスの向上が期待される」としている。

町田市では、2011 年 4 月に政令により保健所政令市となり、保健所機能が町田市に移管されたが、これに合わせて、まず法定移譲事務等には含まれないが、保健衛生事務と密接に係る諸々の事務の移譲が協議の上なされた。具体的には、以下の事務事業である。

No.	事務事業名	No.	事務事業名
1	アレルギー教室に関する事務	2	光化学スモッグ被害対策に関する事務
3	食品衛生法に関する事務	4	食品衛生に関する事務
5	健康増進法に基づく事務	6	特殊疾病に関する事務
7	妊娠高血圧症候群等に係る医療費助成に関する事務	8	温泉法に基づく事務
9	環境衛生行政処分に関する事務	10	狂犬病予防法に基づく事務
11	クリーニング業法に基づく事務他関連業務	12	興行場法に関する事務
13	公衆浴場法に関する事務	14	理容師法に基づく事務
15	美容師法に基づく事務	16	旅館業法に関する事務
17	墓地・埋葬等に関する法律に関する事務	18	プール及び水泳場の衛生に関する事務
19	飲用に供する井戸等の衛生管理に関する事務	20	飲料水健康危機管理に係る情報連絡に関する事務
21	建築基準法に関する事務	22	建築法における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務
23	水道法に基づく事務	24	小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する事務
25	生活環境問題に関する事務	26	地域保健法に関する事務
27	障害者歯科保健等に関する事務	28	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務

出所)平成 22 年 9 月「町田市の保健所政令市移行に伴う、東京都の要綱に基づく事務等の移譲について(協議)」より

また、保健衛生業務の円滑な実施及び適切な運営、また東京都と町田市間の協力体制や業務分担等の整理を共に図るために、東京都と町田市間で「保健衛生事務事業に係る東京都・町田市協定書」を締結した。当該協定書では、次の 8 事業について、東京都と町田市の間で協定して行うとしている。

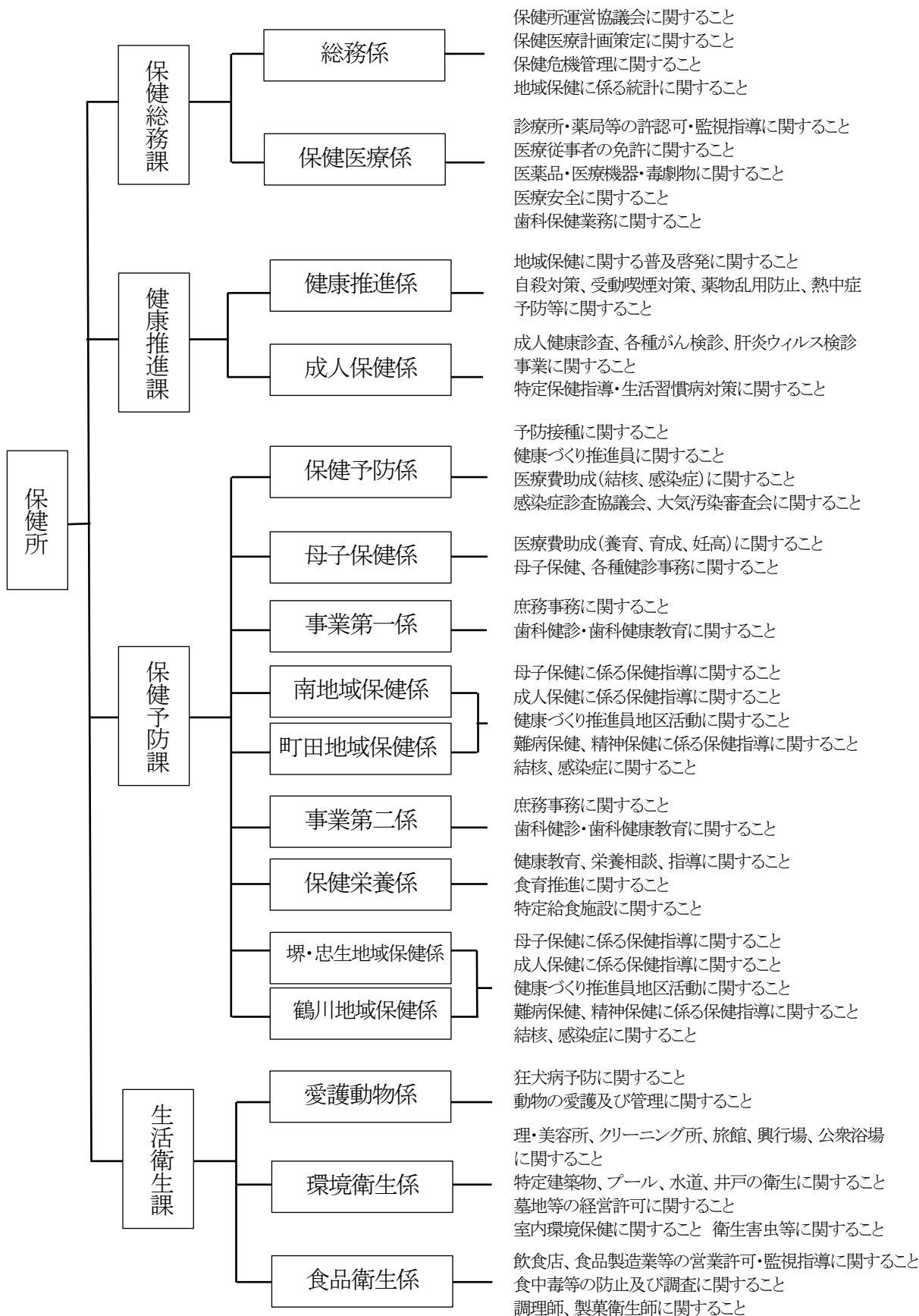
No.	事業名
1	検疫感染症及び感染症集団発生時の措置
2	食品衛生行政の運営
3	試験検査
4	医療法、歯科技工士法に基づく病院等の報告の徴収等
5	保健衛生関係情報等の管理
6	保健医療情報センターにおける連絡通報受理業務
7	薬事衛生行政の運営
8	都と市における協議方法等について

具体的な協議内容については、8 事業それぞれについて細目協定や要綱を策定している。

(例)「食品衛生行政の運営」に関する細目協定及び要綱

No.	細目協定・要綱
1	食品衛生行政の運営に関する細目協定
2	広域監視実施要綱
3	中毒事件等調査処理要綱
4	不利益処分等の分担・執行及び連絡実施要綱

3. 町田市保健所の事務組織



第3 外部監査の総括

1. 監査の対象について

今回の監査では、「保健所に関する財務事務の執行について」を監査テーマとしたが、具体的には、保健所の4課、つまり保健総務課、健康推進課、保健予防課、生活衛生課の財務事務を監査対象とした。

2018年度における、4課の当初予算額及び決算額は以下のとおりとなっている。

(単位:千円)

事業名	当初予算額	決算額
1. 保健総務費	233,162	231,892
保健総務事務費	4,746	6,309
保健医療対策事業費	227,624	225,001
歯科保健指導事業費	792	581
2. 健康推進費	447,298	424,108
健康推進事業費	18,387	16,745
成人健診事業費	428,911	407,363
3. 保健予防費	1,531,504	1,421,474
保健予防事務費	63,340	54,457
保健栄養事業費	5,594	5,124
成人保健指導事業費	579	512
予防接種費	957,672	902,182
母子健診事業費	341,360	285,836
母子保健指導事業費	85,001	64,942
歯科保健事業費	16,431	12,272
保健所運営事務費	61,527	96,145
4. 生活衛生費	74,626	45,644
保健所管理事務費	20,055	15,849
生活衛生事務費	54,571	29,795

(注) 表では、職員人件費等は除いている。

2. 町田市保健所事業の総括

(1) 保健所施設について

現在、町田市では、保健施設として表 1 のとおり 4 施設を保有している。このうち、忠生保健センター及び鶴川保健センターはそれぞれ 2015 年に新築工事、2016 年に改修工事を行っている。一方、東京都町田保健所から移譲された保健所中町庁舎、健康福祉会館はともに老朽化が進み、これらの施設を現状のまま維持することによって維持管理費用の増加が見込まれる状況にある。

表 1 町田市の保健施設(市庁舎を除く)

施設名	面積 (㎡)	築年	保健所担当課	複合施設(担当部課)等
健康福祉会館	4,429	1988	保健総務課 保健予防課	ふれあいもっこく館(いきいき生活部高齢者福祉課) ファミリー・サポート・センター(注 1)
保健所中町庁舎	1,853	1974	保健予防課 生活衛生課	隣接施設として、以下の 2 施設がある さるびあ図書館(生涯学習部図書館) 子ども発達センター(子ども生活部子ども発達支援課)
忠生保健センター	553	2015	保健予防課	忠生市民センター(市民部忠生市民センター)(注 2)
鶴川保健センター	335	1985 (注 3)	保健予防課	鶴川市民センター(市民部鶴川市民センター)(注 2)

(注 1) ファミリー・サポート・センターは、2019 年 10 月に健康福祉会館からせりがや会館に移転している。

(注 2) 両保健センターは市民センター内に設置されており、施設管理の主管である各市民センターより、施設等管理委託料が面積比によって保健予防課に割り振られ、保健所運営事務費に計上されている。

(注 3) 鶴川市民センターは 2016 年に改修工事を実施している。

このうち、保健所が主管となっている健康福祉会館と保健所中町庁舎の概要は以下のとおりである。

表 2 健康福祉会館の概要

所在地	町田市原町田五丁目 8 番 21 号
土地	敷地面積 1,817.14 ㎡
建物	鉄筋コンクリート造 地下 1 階 地上 4 階建
施設内容	1 階 町田市医師会休日・準夜急患子どもクリニック、町田市歯科医師会休日応急歯科・障がい者診療所(保健総務課) 1 階・2階・4階 保健予防課 3 階 ふれあいもっこく館(高齢者福祉課)

表 3 保健所中町庁舎の概要

所在地	町田市中町 2 丁目 13 番 3 号
土地	敷地面積 2,176.84 m ²
建物	<ul style="list-style-type: none"> ・本館：鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 2 階建て ・研修棟：鉄骨造地上 2 階建て ・その他：車庫、犬舎等 ・延べ床面積合計 1,852.54 m²
施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本館 1 階：講堂、予診室、診察室、測定室、エックス線撮影室、検査室、相談室、歯科相談室、栄養相談室 ・本館 2 階：生活衛生課、保健予防課、理化学検査室、物品庫、消毒室、細菌検査室、所長室、会議室、相談室 ・研修棟：研修室、実習室、資料室

図 1 町田市役所、健康福祉会館、保健所中町庁舎の配置図



上記のとおり、東京都町田保健所から移譲された保健所中町庁舎は築 40 年以上、健康福祉会館は築 30 年以上経過しており、今後も、施設を現状のまま維持した場合、老朽化によって維持管理費用の増加が見込まれるところであるが、さらに、上図のとおり、近隣に保健所関連施設が配置されていることによる保健所施設の統合といった課題もある。

なお、中町庁舎は、2011 年に町田市の保健所政令市移行に伴って町田市保健所(現在の中町庁舎)が譲渡された際に、譲渡された日から 20 年間、つまり 2031 年までは保健所施設として使用することの確認事項を東京都と取り交わしている。但し、この確認事項においては、20 年間の期間が満了する以前に、建物の老朽化による改築等の必要が生じ

た場合の用途指定の取り扱いについては、都と市の間で協議するものとしている。

この点、町田市は、2016年3月に公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うにあたっての基本方針を示した「町田市公共施設等総合管理計画」(以下、「基本計画」という。)を策定し、この計画を具体的に推進するため、2018年6月に「みんなで描こう よりよいかたち 町田市公共施設再編計画(以下、「再編計画」という。)」を策定している。再編計画の中で、上記の4つの保健施設のうち、「保健所中町庁舎と健康福祉会館は近接した施設であり、集約を検討していくことが課題」と記載されており、そのための取り組みとして、2018～2026年度に両施設に集約化に向けた検討、調整を進めることと、2027～2036年度に両施設の集約化を実施することが計画されている。

両施設ともに保健所内の複数の課の業務や所管する事業が行われていることに加え、健康福祉会館は他部が所管するふれあいもっこく館が併設されているため、両施設の集約化には複数の関係部・課をまたぐ調整が必要になる。

さらに、町田駅周辺は、両施設のみならず、保健所中町庁舎に隣接するさるびあ図書館と子ども発達センターさらには他の公共施設も複数あり、これらの公共施設の再編もあわせて検討されることが望ましい場合もある。

したがって、両施設の集約化には広範囲の調整や手続きを要することが見込まれることから、取り纏め部課が中心となり計画が遅延しないように速やかに検討を進めることが望まれる。保健所施設の再編は、検討・調整が2018～2026年度、集約化の実施が2027～2036年度と、大変長期にわたることが予定されているが、今から十分に検討を進めることが必要と考える。

なお、町田駅周辺の再編と合わせて、町田市域全体でのバランスの取れた保健所施設の配置も検討が必要である。この点については、「【意見Ⅲ－8】乳幼児健康診査及び幼児歯科健康診査の実施場所について」で、施設の適切配置の問題を記載している。

とりわけ保健予防課は、多岐にわたる職種の職員で構成され、同一の職種でも業務の内容が異なる場合もあり、その所在場所も分散している。保健所として果たすべき機能や職員の人材育成等の観点についても十分な議論をした上で、施設の配置のみならず職員の配置についても、今後検討すべき課題である。

(2) 備品の管理について

「(1) 保健所施設について」で述べた保健所施設の管理については、健康福祉会館は保健予防課、保健所中町庁舎は生活衛生課が中心となり管理を行っている。一方、各施設の備品の管理については、忠生保健センター及び鶴川保健センターは保健予防課のみの管理であるが、健康福祉会館及び保健所中町庁舎は、複数の部課の業務や所管する事業が行われており、それぞれの部課が備品の管理を行っている。

具体的には、健康福祉会館の場合、保健予防課に加え、1階には、保健総務課の所管で、指定管理者制度を導入して、休日歯科応急診療、障がい者歯科診療及び休日・準夜急患こどもクリニックの3事業が行われ、さらには3階にはいきいき生活部所管のふれあいもっこく館がある。

また、保健所中町庁舎の場合、生活衛生課に加え、保健予防課も入っており、それぞれが備品を管理している。これら各所管の備品の管理状況については、以下のとおり指摘事項又は意見を述べている。

表 4 備品に関する指摘事項又は意見一覧

施設名	課名	指摘事項又は意見の内容
健康福祉会館	保健予防課	【指摘事項Ⅲ-22】備品の実地棚卸について
		【指摘事項Ⅲ-23】備品の管理について(現況確認結果)
	保健総務課	【指摘事項Ⅰ-1】指定管理者への提供設備・備品の実在性の確認について
		【指摘事項Ⅰ-2、3、4】指定管理者への提供設備・備品の実在性の確認について(現況確認結果)
保健所中町庁舎	保健予防課	【指摘事項Ⅲ-22】備品の実地棚卸について
		【指摘事項Ⅲ-23、25、26】備品の管理について(現況確認結果)
	生活衛生課	【指摘事項Ⅳ-2】備品等の管理について
忠生保健センター	保健予防課	【指摘事項Ⅲ-22】備品の実地棚卸について
		【指摘事項Ⅲ-23】備品の管理について(現況確認結果)
鶴川保健センター	保健予防課	【指摘事項Ⅲ-22】備品の実地棚卸について
		【指摘事項Ⅲ-23、24】備品の管理について(現況確認結果)

今後、これらの指摘事項または意見に対して早急に対応いただきたいところであるが、この点、市では、すでに昨年度の包括外部監査(監査テーマ:「物品等の管理に関する財務事務の執行について」)の結果を受けて、その対応を進めている。具体的には、会計課が中心となり、物品管理に関するマニュアルの整備や職員の意識向上を図るための各種研修を実施するとしている。また、現在作成途中のマニュアルには、市の備品のみならず、指定管理者が購入した備品の管理にも言及する予定となっている。

今回の監査においては、上記の措置の途中ということもあり、備品管理全般についての意見は述べないこととしたが、今後、マニュアルの完成等によって、一層の備品管理の運用が向上することを期待するところである。

(3) 都から引き継いだ事項について

「第2 選定した特定の事件の概要」2. 保健所政令市としての町田市の状況」で記載したとおり、2011年の保健所政令市の指定によって、東京都から様々な事務事業の移譲を受けた。

町田市としては、保健所政令市として、移譲を受けた事務事業については着実に実施していくことが求められる。この点、現在まで約8年が経過したが特に大きな問題も生じておらず、この点は評価できるものと思われる。一方、課題も見受けられた。

具体的には、東京都から引き継いだ事業において、東京都で実施された各種金額もそのまま引き継いだ。金額の根拠が不明瞭であり、したがって東京都で実施された各種金額を現在もそのまま使用している事例が複数見受けられた。

具体的な事例は、以下のとおりである。

表5 都から引き継いだ事項に関する指摘事項一覧

課名	事業名	指摘事項
保健予防課	保健栄養事業費	【指摘事項Ⅲ-6】食育講演会講師謝礼金額の根拠不明瞭について
		【指摘事項Ⅲ-8】町田栄養・食生活ネットワーク会議の講師謝礼金額の根拠不明瞭について
		【指摘事項Ⅲ-9】健康づくり調理従事者研修会の講師謝礼金額の根拠不明瞭について
		【指摘事項Ⅲ-10】特定給食施設栄養管理講習会の講師謝礼金額の根拠不明瞭について
	母子健診事業費	【指摘事項Ⅲ-14】心理相談勉強会の講師謝礼金額の根拠不明瞭について
		【指摘事項Ⅲ-15】乳幼児健康診査に係る医師謝礼金額の根拠不明瞭について
【指摘事項Ⅲ-16】乳幼児経過観察・発達健康診査に係る医師等謝礼金額の根拠不明瞭について		

上記の指摘事項は、いずれも金額の根拠が不明瞭であり、東京都から引き継いだものである。今後、事業の有効性・効率性を高める意味においても、金額の妥当性を検討し、必要であれば金額の見直しも行う必要があると思われる。

なお、上記の指摘事項以外にも、同様の事例があるものと推定されるので、市としては、東京都から引き継いだ事業において、保健所全体で引き継いだ際の金額を現在も使用している事案の洗い出しを行い、現状において金額の妥当性が見出せない場合には、金額の改訂等を進める必要があると思われる。

(4) 町田市の保健医療計画について

町田市では、生活習慣の改善や健康づくりの推進、安心できる地域医療の充実を意識した保健医療計画を策定している。現在は、2018 年度から 2023 年度を対象期間とした「まちだ健康づくり推進プラン 第 5 次町田市保健医療計画」(2018 年度～2023 年度) (以下、「推進プラン」と言う。)がこれに該当し、町田市保健所は、この推進プランに示された目標値を達成すべく業務を遂行している。

この推進プランは、法的には、健康増進法第 8 条第 2 項に定められている「当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画(『市町村健康増進計画』)」として位置づけられるとともに、町田市の基本計画である「まちだ未来づくりプラン」(以下、「基本計画」と言う。)の保健医療に関する実行計画ともなっている。基本計画と推進プランの関係を時系列的に示すと以下のとおりである。

年度 計画	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
基本計画	まちだ未来づくりプラン												
推進プラン	第 4 次					延長	第 5 次						

出所) 推進プランより抜粋

第 5 次の推進プランにおいては、「みんなでつくる「健康のまち」まちだ」という理念のもと、3 つの基本目標、7 つの目標(実現すべき「まち」の姿)、20 の施策を示している。また、20 の施策ごとに計 45 の成果目標(アウトカム)と 38 の活動目標(アウトプット)(その内 2 つの活動目標は、保健所以外が担当課)を設定し、その達成に向けて業務を遂行している。

前述のとおり、現在の推進プランの対象期間は、2018 年度から 2023 年度であり、一方、外部監査の対象期間は 2018 年度なので、推進プランの対象期間の計画初年度となるが、保健所は毎年度計画の進捗状況を検討して、町田市保健所運営協議会に報告しており、2018 年度の状況についても、2019 年 3 月に 2018 年度の見込値を作成して報告している。

今回の監査では、2019 年 3 月に町田市保健所運営協議会に報告された「まちだ健康づくり推進プラン(第 5 次町田市保健医療計画)の進捗について」を入手し、2018 年度の計画の進捗状況を確認した。2018 年度は推進プランの対象期間の初年度であり、個々の成果目標(アウトカム)に対する達成状況についての評価は行わないが、全般的に、推進プランにおいて施策ごとに掲げられた成果目標(アウトカム)に対し、2019 年度末の見込値は、概ね順調に推移しており問題はないものと思われる。

なお、以下において、今後の推進プラン、特に成果目標(アウトカム)設定に関する私見を述べる。

① 目標値について1(現状(初期値)と目標値との関係について)

推進プランでは、成果目標(アウトカム)毎に、現状(初期値)に対して目標値(中間、最終)を設定して、その達成に向けて努力している。ここで、多くの成果目標(アウトカム)においては、現状(初期値)に対して、より高い目標値(中間、最終)を設定している。但し、以下のとおり、一部の指標において現状(初期値)より低い目標値(中間、最終)を設定している成果目標(アウトカム)があった。

成果目標 (アウトカム)	評価用データ把握方法	現状 (初期値)	目標値		今後の見通し (2019年3月時点)
			中間	最終	
予防接種率の向上 (MR1期)【継続】	事業実績	接種率 97.7%	MR1期の 接種率 95%以上	MR1期の 接種率 95%以上	達成の見通し
う蝕のない3歳児 の割合【継続】	3歳児健康 診査問診票	87.2%	87%以上	増加	達成の見通し
妊娠届出から4か 月以内に面接をう けた妊婦の割合 【新規】	面接実施率	67.4% (2016 年度)	60%以上	60%以上	達成の見通し
妊娠中に市の相談 窓口を知っている 人の割合【新規】	面接実施者 に対するア ンケート	97.3% (2016 年度)	95%以上	95%以上	状況確認の継続
こんにちは赤ちゃ ん訪問 訪問率 (対出生通知票) 【継続】	出生通知票 提出数及び 訪問数	92.5% (2016 年度)	90%以上	90%以上	引続き目標値を目指 す
乳幼児健診受診率 【新規】	健診来所者 受診率	94.5% (2016 年度)	90%以上	90%以上	引続き目標値を目指 す

推進プランの説明によると、「予防接種率の向上(MR1期)【継続】」は、国の目標値に合わせて、目標値を95%に設定しているとしている。また、「う蝕のない3歳児の割合【継続】」は、東京都の目標値は85%であるが、より高い水準を維持できるように(現状よりは低い)目標値を87%としている。「妊娠届出から4か月以内に面接をうけた妊婦の割合【新規】」は、(本来は現状以上の目標を設定するべきであるが、)評価を行うための指標として60%以上を目標として設定している。さらに、「妊娠中に市の相談窓口を知っている人の割合【新規】」、「こんにちは赤ちゃん訪問 訪問率(対出生通知票)【継続】」及び「乳幼児健診受診率【新規】」は、いずれも、めざすべき目標は100%であるが、評価を行うための指標として95%以上又は90%以上を目標として設定しているとしている。

ここで、国や東京都の目標値との関係で、現状より低い目標値を設定している成果目標(アウトカム)については、そもそも国や東京都の全体の状況と町田市の状況は異なるのであるから、本来であれば最低でも目標値は現状以上にすべきではないかと考える。つまり、目標値は、最低でも国や東京都の目標値と現状の目標値のどちらか高い数値とすべきと考える。また、目指すべき目標とは違うが評価を行うための指標として現実的な目標値を設定している指標についても、最低でも現状の数値を目標値とすべきと考える。

② 目標値について2(2018年度の達成状況について)

「まちだ健康づくり推進プラン(第5次町田市保健医療計画)の進捗について」では、2018年度末(見込値)において、83の成果目標(アウトカム)及び活動目標(アウトプット)の内、今回の監査で集計したところ38の指標について、対象初年度である2018年度末において、すでに最終目標値に達成していた。この中には、初年度から常に目標値に達成することが求められるものや、常に100%を維持する必要があるものもあるが、全体的には評価できるものと思われる。

一方で、計画初年度においてこれだけ目標値を達成しているということは、目標値の設定が、評価を意識しすぎて保守的なものになっているのではないかと疑念もある。①で記載した現状(初期値)より低い目標値を設定したものについても、「乳幼児健診受診率【新規】」以外は、すでに2018年度末の見込値が目標値に達していた。第6次の推進プランを策定する際には、通常の業務を行っていれば実現する目標値ではなくて、実現可能ではあるが理想的でしかもある程度の努力が必要な目標値の設定を心がける必要がある。

③ 活動目標(アウトプット)の設定内容

活動目標(アウトプット)の設定内容にも今後工夫の余地はある。

たとえば、町田市は2018年度に注力した事業として、各種がん検診に関する事業がある。具体的には、働き盛り世代に対して個別受診勧奨を図るなどの普及啓発活動や、2年に一度、乳がん検診及び子宮頸がん検診を受けられるように特例措置制度の内容を変更する措置、さらには一定の条件を満たせば、成人健康診査・がん検診等の自己負担金が免除となる措置などである。一方、推進プランにおいては、「施策(4)女性特有の健康課題」の成果目標(アウトカム)として、乳がん受診健診率や子宮頸がん受診健診率が設定されているが、活動目標(アウトプット)指標が、1つも記載されていないなど、活動目標(アウトプット)として十分とは言えない。実際に2018年度に実施しているがん検診事業は評価できるものであるのだから、推進プランでは、その活動が評価結果として見える形にすることが必要と考える。

また、「施策(1)の健康づくり意識の向上」の主要な活動目標(アウトプット)の1つとして、現在も年3回発行している「みんなの健康だより」に関し、今後も年3回発行するという目標を設定している。また、同様に年1回開催している「総合健康づくりフェア」の開催に関し、今後も年1回開催するという目標を設定している。それぞれ3回の発行や1回の開催は、

確かに活動目標(アウトプット)ではある。しかし、本来であれば、この目標値は、「施策(1)の健康づくり意識の向上」の成果目標(アウトカム)である「自分の健康状態を良いと感じる人の割合【継続】」の向上を達成に繋がる具体的な活動目標(アウトプット)であるべきである。ただ単に、年3回の「みんなの健康だより」の発行や年1回の「総合健康づくりフェア」の開催を継続するだけでは成果目標(アウトカム)の達成には繋がらないのであり、現状では、成果目標(アウトカム)と活動目標(アウトプット)があまりにもかけ離れている。たとえばフェアの開催に関し、本来であれば、「健康づくり推進に関する普及啓発」という活動目標(アウトプット)として「総合健康づくりフェア」の年1回の開催だけを目標にするのではなく、「自分の健康状態を良いと感じる人の割合【継続】」の向上のため、たとえば、フェアをより魅力あるものへの転換、ブースの増大、広報の強化等の内、定量的に活動目標(アウトプット)として設定できるものを積極的に記載するなど、フェアへの来場者の増加に繋がる具体的な活動目標(アウトプット)を設定するべきである。

(5) タブレット端末などのモバイルの活用について

「Ⅲ 保健予防課」5. 母子健診事業費の「【意見Ⅲ-7】 乳幼児健康診査におけるタブレット端末の使用等による業務の効率化、データ管理・活用による充実化について」において、「乳幼児健康診査の業務実施に当たっては、現状は紙ベースの問診票により運用が実施されているが、将来的には、保護者による問診票への記載も含め、電子化によりペーパーレスによる運用を検討することが望ましい。具体的には、保護者からはスマートフォン等の電子媒体を活用して問診票にデータ入力をしてもらい、保健師や医師が乳幼児健康診査を行う際には、タブレット等の電子媒体を活用してデータ入力を行うことで、ペーパーレス化、入力処理の効率化により業務効率の向上が考えられる。」との意見を述べた。

タブレット端末の活用は、上記事例に限ることではない。保健師などの専門職は現場での作業が多く、また内容も多岐にわたっている。たとえば、「6. 母子保健指導事業費」で「【意見Ⅲ-10】 出産・子育てしっかりサポート事業の周知強化について」で記載したが、この事業で重要な点は、保健師が妊婦と面談して、如何に妊婦の心身の状態や家庭の状況から子育て支援のニーズ等を把握して、サポートに結び付けるかにかかっている。ここで保健師の面談記録等をタブレット端末で行い電子化することができれば、効率的に面談からフォローまで実施できるものと思われる。

他市の事例ではあるが、妊産婦、乳幼児、高齢者及び障がい者を抱える家庭の健康の保持増進を図ることを目的に、担当保健師が家庭訪問を実施しているが、その保健指導にタブレットを導入したいとの動きもある。

タブレット端末の活用には費用もかかることから予算の制約があることは理解できる。しかしながら、今後モバイルの活用に向けた業務の効率化に対する動きは増すものと思われる。市としては、費用対効果を慎重に検討しながら、タブレット導入に対する検討を継続していくことが必要と考える。

(6) 保健所内の職員の状況について

保健所における現在の課別、職種別の職員の状況は以下のとおりとなっている。

表 6 保健所の課別、職種別職員状況

(単位:人)

		課名				計
		保健総務課	健康推進課	保健予防課	生活衛生課	
職種	一般事務	5	9	19	4	37
	保健師	1	2	42	—	45
	栄養士	—	—	6	—	6
	歯科衛生士	1	—	4	—	5
	獣医師	1	—	—	7	8
	薬剤師	1	—	—	5	6
	医師	—	—	2	—	2
	看護師	—	—	—	—	0
	衛生技術	2	—	—	5	7
	歯科医師	1	—	—	—	1
	化学技術	—	—	—	1	1
計		12	11	73	22	118

(注) 2019年12月時点。

上表のとおり、保健所においては、一般事務に比べて保健師等の専門職が多くを占めていることがわかる。また、保健所長も医師が担っている。これは、保健所の業務の特殊性によるものである。つまり、保健所の業務における各局面の判断は、専門性を有する専門職でなければできない業務が多く存在するからである。

一方で、一般的に専門職が多くいることでの懸念もある。具体的には、まず専門職は一般職に比べて異動できる部署が少ない点が挙げられる。このことは、専門職が市全体の業務を理解する機会が限られていることを意味する。また、長年、同じ業務に携わっていることで専門性が高まる一方、考え方や手法が硬直化する恐れもある。積極的に新しい発想や手法に取り組んでほしい。

人事評価の面においては、専門職と専門職以外を一律に評価することが難しいという面もある。自治体の場合、通常であれば異動を経験することによりキャリア形成を行い、それが人事評価にも結び付くからである。市としては、専門職におけるキャリア形成の在り方やその結果としての人事評価について、更なる検討を進めていくことが求められる。

今後も、キャリアや職務に応じたスキルを向上させるとともに、そのスキルを最大限発揮できるような環境を整えた上で業務を実施していくことが重要である。

3. 監査の結果及び意見の要約

今回の監査においては、監査の要点を以下の 18 に分類して監査を実施した。その結果、指摘事項 36、意見 30 となった。監査要点毎の指摘事項数及び意見数は以下のとおりである。

表 7 監査要点毎の指摘事項数、意見数

No.	監査要点	指摘事項数	意見数
1	委託事業の法規等準拠性	8	5
2	予定価格の妥当性	1	1
3	予算設定の妥当性	—	2
4	補助事業の法規等準拠性	—	1
5	事業の有効性・効率性	10	13
6	施設管理の適正性	—	—
7	備品管理の適正性	10	—
8	施設配置の適正性	—	1
9	検査事務の適正性	2	1
10	契約先へのモニタリングの適正性	1	1
11	事業実施の適正性（事業の重複の有無等）	2	2
12	事業目的の適正性	—	1
13	事業の市民への認知度の適正性	—	2
14	課別行政評価シートの記載内容の適正性	—	—
15	現金管理の適正性	—	—
16	事業の網羅性	—	—
17	支出事務の適正性（内部統制）	2	—
18	保健医療計画の内容及び達成状況	—	—
		36	30

指摘事項としたものにおいては、表 7 より「5. 事業の有効性・効率性」及び「7. 備品管理の適正性」に関する指摘事項が 10 と最も多くなった。また、意見についても、指摘事項と同じく「5. 事業の有効性・効率性」が最も多く 13 となっている。

なお、表 7 の「6. 施設管理の適正性」と「8. 施設配置の適正性」については、検討が長期にわたること等により、1 つの意見を除き指摘事項又は意見とはしていないが、前述の「2. 町田市保健所事業の総括」で状況を述べている。また、表 7 の「18. 保健医療計画の内容及び達成状況」については、2018 年度が計画初年度でもあり個々の成果目標（アウトカム）に対する達成状況についての評価は行っていないが、同様に「2. 町田市保健所事業の総括」で状況を述べている。

以下においては、「**第 4 監査の結果及び意見**」に記載した事項の要約を記載する。

なお、以下の記載は要約であるため、具体的な内容や記載の根拠については当該事項の本文を参照されたい。また、表の「監査要点」の番号は、表 7 の番号と一致する。

項目	指摘事項	意見	監査要点
I. 保健総務課			
1. 保健医療対策事業費			
【指摘事項Ⅰ－1】指定管理者への提供設備・備品の実在性の確認について 保健予防課に所属している健康福祉会館の1階では、毎年指定管理者の協定書を締結して、それぞれの診療の確保をはかっている。「指定管理者年度協定書」によれば、診療業務に必要な設備及び備品は、市側が提供することとしており、「指定管理者年度協定書」にこれらの備品リストが付いているが、「休日歯科・障がい者歯科応急診療所管理備品一覧」にある現物については定期的には実査を実施していない。少なくとも年度末までに、現物確認を行うことにより現存又は除却の現状を把握するとともに、「備品一覧」と現物との照合をするべきである。	○		7
【指摘事項Ⅰ－2】指定管理者への提供設備・備品の実在性の確認について(現況確認結果1) 備品一覧にはあるが現存していないものについては、原因の究明を行うとともに、備品一覧から削除の手続きを行う必要がある。	○		7
【指摘事項Ⅰ－3】指定管理者への提供設備・備品の実在性の確認について(現況確認結果2) 備品一覧の数量と現物の数量が一致しないものについては、原因の究明を行うとともに、備品一覧の数量の修正を行う必要がある。	○		7
【指摘事項Ⅰ－4】指定管理者への提供設備・備品の実在性の確認について(現況確認結果3) 備品一覧に廃棄済の備品が掲載されているものについては、備品一覧からの削除をする必要がある。また、今後、市で作成が予定されている、物品管理に関するマニュアルの完成を待って、指定管理者が購入した備品の取り扱いを明確にする必要がある。	○		7
II. 健康推進課			
1. 健康推進事業費			
【指摘事項Ⅱ－1】見積書の日付記入の徹底について 「町田市自殺対策計画」の策定にあたって策定支援業務を業者に委託している。業務委託契約にあたり、業者より見積書を徴しているが、当該見積書に日付が記入されていなかった。予定価格設定後に見積書を徴していることを明らかにする意味においても、見積書の日付の記入を徹底する必要がある。	○		1
【指摘事項Ⅱ－2】見積書への押印の徹底について 青少年自殺防止ミュージカル公演事業業務委託の予定価格の設定にあたって、参考見積書を徴しているが、当該参考見積書に押印がなされていない。正式な見積書としての位置づけを明確にする意味においても、押印は徹底すべきである。	○		1

項目	指摘事項	意見	監査要点
<p>【意見Ⅱ-1】随契理由の明確化について</p> <p>「町田市自殺対策計画」の策定にあたって、策定支援業務を特命随意契約により業者に委託しているが、随契理由書を見る限り、当該契約が、前年度に支援業務を履行した事業者に継続して支援を行わせる必要があると判断した根拠が不明確であった。随契理由書に、随契理由を具体的に記載し、明確にしておく必要がある。</p>		○	1
<p>【意見Ⅱ-2】事務の効率化について(その1)</p> <p>支出負担行為の起案と支出命令の起案を別個に行っている事例があったが、事務の効率化の観点から、特段の理由がない限り、支出命令の手続きに併せて整理可能な支出負担行為については、支出負担行為兼支出命令として併せて整理することが望ましい。</p>		○	5
<p>【意見Ⅱ-3】事務の効率化について(その2)</p> <p>案件によって、契約原議の省略に関して統一性がないが、事務の効率化の観点から、特段の理由がない限り、省略可能な契約原議については、省略することが望ましい。</p>		○	5
<p>【意見Ⅱ-4】見積書徴取先の選定について(その1)</p> <p>2018年度3月自殺対策普及啓発事業業務委託では、随意契約(少額随契)によっており、契約先を選定するにあたっては、契約事務規則第26条に従い、2者から見積書を徴しているが、市内業者からは見積書を徴していない。市は、町田市産業振興基本条例により、市内事業者の受注の機会の増大に努めるものとしており、契約事務の手引書(2019年2月第8版)においても、市内事業者を優先して選定するよう要請している。この点、当該委託業務の内容からすると、履行可能な市内事業者は複数存在すると思われる。今後、市内事業者で履行が可能な案件については、市内事業者からも見積書を徴し、受注機会の増大に努めることが望ましい。</p>		○	1
<p>【意見Ⅱ-5】見積書徴取先の選定について(その2)</p> <p>健康づくりフェア事業において、エコバック2,500個の名入れ発注(印刷製本費513,000円)を行っている。当該発注は随意契約(少額随契)によっており、契約先を選定するにあたっては、契約事務規則第26条に従い、2者から見積書を徴している(1者は市内業者)。町田市産業振興基本条例の趣旨を踏まえ、市内事業者で履行が可能な案件については、見積書徴取の選定先として、市内事業者を増やすことで、受注機会の増大に努めることが望ましい。</p>		○	1
2. 成人健診事業費			
<p>【指摘事項Ⅱ-3】再委託の承認について</p> <p>各種検診の受診勧奨はがきを随時印刷発注している。そのうち、成人健診事業における「肝炎ウイルス・胃がんリスク検診受診勧奨はがき印刷契約」(印刷製本費499,824円)及びがん予</p>	○		1

項目	指摘事項	意見	監査要点
<p>防対策推進事業における「乳がん検診受診再勧奨はがき印刷契約」(印刷製本費 614,908 円)を抽出し検証したが、受託業務の一部を再委託することに関する承認申請がなされており、市は再委託を承認している。しかしながら、契約の履行の主要な部分を再委託しており、契約書第 5 条第 1 項の規定に従っていないので、本来であれば、市は再委託を承認するべきではなかった。再委託を承認するに当たっては、再委託する業務内容が契約の履行の全部又は主要な部分に該当しないか否かについて、慎重に判断したうえで行う必要がある。また、見積書徴取先の選定に当たっては、徴取先が業務を履行することができるか否かについて、十分に検討を行う必要がある。</p>			
<p>【意見Ⅱ-6】成人健診・がん検診の相互乗り入れの実施について 市は、成人健診・がん検診を受診できる医療機関を指定しているが、町田市内の医療機関に限られている。相互乗り入れに関する市民ニーズを把握するとともに、相模原市・町田市保健福祉行政連絡会議等の場において、相互乗り入れの実施可能性について検討することが望ましい。</p>		○	5
<p>Ⅲ. 保健予防課</p>			
<p>1. 保健予防事務費</p>			
<p>【指摘事項Ⅲ-1】講師謝礼金額の誤りについて コホート検討会の謝礼金について、過払いが認識されないまま支出がなされた。これは、内部統制が有効に機能していなかった事例であり改善の必要がある。なお、本件はコホート検討会の謝礼に関する事案であるが、保健所の業務の特性上、保健師等が事業を実施し、支出事務については別の事務職員が担当することが多いものと考えられることから、類似の事務処理についても、これを機会に見直しを行われたい。</p>	○		17
<p>【指摘事項Ⅲ-2】単価契約における契約方法について 検体等搬送業務委託において、感染症の発生動向に左右されるため、性質上、数量を予定することが困難なものであるにも関わらず、予定数量及び推定総額を定めた契約としたことから、本来は不要な変更契約という事務手続を要した。今後、「契約事務の手引書」等により、単価契約の契約締結方法に対する職員の理解をより深めるとともに、本件契約に限らず、本来、予定数量及び推定総額を定めるべきではない契約が、これらを定めた形で締結されていないことをあらためて確認する必要がある。</p>	○		1
<p>【指摘事項Ⅲ-3】単価契約における契約数量の算定方法について 検体等搬送業務委託において、所管課によれば、2018 年 1 月に指名競争入札を実施したが、入札不調で随意契約を締結することになった。その際、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号(不調随意契約)ではなく、第 1 号(少額随意契約)を根拠と誤認した。予定単価と予定数量を設定できる単価契約においては、これに乗じた推定総額が予定価格となることから、予定単価</p>	○		1

項目	指摘事項	意見	監査要点
<p>を 18,360 円に引き上げた後、予定価格が町田市契約事務規則第 24 条に定める随意契約の限度額(前各号に掲げるもの以外のもの 500,000 円)の範囲内に収まるよう割り返して予定回数を設定した。このような考え方により予定数量を設定することは、競争入札を意図的に回避することにつながる行為であり、厳に慎むべきである。</p>			
<p>【指摘事項Ⅲ－4】単価契約における契約条項等について</p> <p>保健予防課は所掌事務の特性上、単価契約を締結することが多いものと考えられる。これらの契約において、本来定めるべきでない予定数量及び推定総額を定めた形で契約が締結されていないことを確認するとともに、特例により予定数量及び推定総額を定めた契約については、約款に「単価契約における特例」に関する条項が追加されていることを併せて確認する必要がある。</p>	○		1
2. 保健栄養事業費			
<p>【指摘事項Ⅲ－5】任意団体に対する委託契約に係る仕様書記載事項の遵守について</p> <p>市は、健康食生活展の企画・運営を実行委員会へ委託しているが、その一方で実行委員会に係る実質的な事務を市職員が行なっている。つまり、事実上、市が自己を相手方として委託契約を締結していると捉えられる。市が、自己に対して委託を行う場合、委託者と受託者の関係が崩れ、委託者が通常、受託者に対して実施する指示、監督、確認等の統制が弱くなると考えられる。また、委託契約額に対しても金額の妥当性、適正性について疑念が生じる。</p> <p>なお、委員会そのものの意義の問題から、令和元年度に実行委員会は廃止されている。また、町田市特定給食施設栄養改善普及事業実施要領についても令和元年度中に廃止の予定とのことである。</p>	○		10
<p>【指摘事項Ⅲ－6】食育講演会講師謝礼金額の根拠不明瞭について</p> <p>市は、食育フェアの中で、食育に関する情報や体験の場を提供することで市民が食育に関心を持ち実践につながるようとする目的で、食育講演会を開催しているが、講師謝礼金額 5 万円の根拠が確認できない。講師謝礼金額の根拠を明確にすることが必要である。また、食育フェアの開催趣旨等を踏まえ、必要と考えられる予算所要額を適切に確保することが望ましい。</p>	○		5
<p>【指摘事項Ⅲ－7】食育ボランティア勉強会の講師謝礼金額の根拠不明瞭について</p> <p>食育ボランティア向けに、例年ボランティア活動に係る講師を招聘し勉強会が開催されており、講師謝礼金額 36,000 円が支払われているが、その根拠が確認できない。講師謝礼金額の根拠を明確にすることが必要である。</p>	○		5

項目	指摘事項	意見	監査要点
<p>【指摘事項Ⅲ－8】町田栄養・食生活ネットワーク会議の講師謝礼金額の根拠不明瞭について</p> <p>町田栄養・食生活ネットワーク会議では、講師を招聘し講演会が開催されており、講師謝礼金額として報償費 36,000 円が支払われているが、その根拠が確認できない。講師謝礼金額の根拠を明確にすることが必要である。</p>	○		5
<p>【指摘事項Ⅲ－9】健康づくり調理従事者研修会の講師謝礼金額の根拠不明瞭について</p> <p>毎年度、市内の調理師専門学校を借りて健康づくり調理従事者研修会が開催されており、市は、調理師専門学校へ講師謝礼金 40,000 円を支払っているが、その根拠が確認できない。講師謝礼金額の根拠を明確にすることが必要である。</p>	○		5
<p>【指摘事項Ⅲ－10】特定給食施設栄養管理講習会の講師謝礼金額の根拠不明瞭について</p> <p>集団指導として実施されている栄養管理講習会では、講師が招聘されており、講師謝礼金額として報償費 36,000 円が支出されているが、その根拠が確認できない。講師謝礼金額の根拠を明確にすることが必要である。</p>	○		5
<p>【指摘事項Ⅲ－11】食品収去検査事業の廃止を含めた事業のあり方の検討について</p> <p>市は食品表示法に基づき、販売に供する食品について食品表示基準に基づく表示の適正化を図るため、食品販売施設等に対して食品を収去し、食品の栄養成分に係る品質の確保、表示の適正化を目的に検査を行っている。都も同様の事業を実施している中で市が当該事業を行うことは、非効率であるとともに、市民生活への成果も限定的と考えられる。市は、事業の必要性、市民生活への成果の具体的内容等を考慮の上、事業の廃止も含め、事業のあり方を再検討する必要がある</p>	○		11
<p>【意見Ⅲ－1】随意契約の妥当性について</p> <p>今後も地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用して随意契約を継続していくのであれば、他の業者が実施できない理由を明確に記載するなど、随意理由書の記載ぶりについて、今以上に工夫が必要である。</p>		○	1
<p>【意見Ⅲ－2】食育ツーリズムの実施に係る費用対効果を勘案した事業の再構築について</p> <p>市は、食や農業生産者とふれあえる機会を増やすことで、食を楽しむ文化や食に対する感謝の心を育むことを目的として、食育ツーリズム事業を実施している。2018 年度における市の支出実績は、事業者への委託金額 83 万円余であるのに対して、市民の参加者数は 41 名（親子参加が原則であり、親子の総人数である）であり、費用対効果の面で疑問が残ることから、事業の再編が必要である。</p>		○	5

項目	指摘事項	意見	監査要点
<p>【意見Ⅲ－3】健康づくり調理従事者研修会の廃止を含めた事業のあり方の検討について</p> <p>健康づくり調理従事者研修会の参加者が減少傾向にある。研修会を開催する意義、市民生活における必要性、研修会対象者への知識習得に関する市としての関わり方、コスト負担の内容等を踏まえ、事業の廃止も視野に入れて事業のあり方を検討することが望ましい。</p>		○	5
<p>【意見Ⅲ－4】特定給食施設等に対する巡回指導対象施設の基準の策定について</p> <p>特定給食施設等に関する業務に関して、個別指導として実施する巡回指導を行う際の対象施設の選定は、各施設から提出された栄養管理報告書の記載内容、過年度の巡回指導の実績、栄養管理講習会への出席状況等を踏まえ、決定している。巡回指導の対象施設の選定に関して第三者から見て分かるような形式で定められていない。市は巡回指導の対象施設の選定に関して第三者からみて分かるようにすることが望ましい。</p>		○	12
3. 成人保健指導事業費			
<p>【意見Ⅲ－5】保健所政令市としての方向性の検討について</p> <p>成人保健指導事業は、健康増進法第17条に基づき実施しているものであり、原則として、40歳から64歳までの市民を対象としている。なお、これらの健康増進法に基づく、健康相談及び保健指導等は、市町村保健センターの機能の一つとして、2011年4月の保健所政令市への移行に伴う町田市保健所の設置以前より行われてきたものである。2011年の町田市保健所の設置から8年が経過しているが、あらためて、予防から発症後の治療面までの一貫した取り組みの中における成人保健指導事業の位置付けを整理するとともに、事業が目指す状況や目標等を明確化することにより、成人保健指導事業の成否を判断する基準となる考え方を示すことが望ましい。</p>		○	5
4. 予防接種費			
<p>【指摘事項Ⅲ－12】予防接種助成金上限額の見直しについて</p> <p>予防接種助成金上限額の水準を設定するにあたっての考え方を整理し、その根拠を明確化する必要がある。その上で、助成上限額の水準を直近の接種料金の実態に即して見直すとともに、助成上限額の水準の妥当性を定期的に確認し、実態と大きく乖離することを防ぐ枠組みを構築することが必要である。</p>	○		11
<p>【意見Ⅲ－6】予防接種委託料単価(相互乗り入れの深化)について</p> <p>相互乗り入れを行う各市において、予防接種の接種料を統一することは望ましくないが、将来的には、各市が相互乗り入れで得た情報を基礎として各医師会と協議すること等により、情報の非対称性が改善されることで競争が促進され、地域の接種料金の均衡が図られることが望まれる。現状、町田市の接種費用が他</p>		○	5

項目	指摘事項	意見	監査要点
<p>市と比べて高い訳ではないが、今後も最少の経費で最大の効果を挙げることができるよう、一般社団法人町田市医師会との間において締結した予防接種委託契約の契約単価と他市の接種料の情報との比較分析を継続的に行っていくことが望ましい。</p>			
5. 母子健診事業費			
<p>【指摘事項Ⅲ－13】乳幼児健康診査に係る随意契約の妥当性について</p> <p>乳幼児健康診査に関して随意契約を締結しているが、契約方法決定書に、相手方1者とのみ随意契約を行う理由の記載がなく、適切に受託者の選定が行われていないと判断せざるを得ない。市は、随意契約で契約締結を行う場合は、受託者の選定理由を文書において明確に記載するべきである。選定理由は、随意契約で行う必要性や妥当性を慎重に検討する必要があり、特に他に同様の業務を実施できる事業者の有無を把握して記載すべきである。</p>	○		1
<p>【指摘事項Ⅲ－14】心理相談勉強会の講師謝礼金額の根拠不明瞭について</p> <p>市は、健康診査事業の一環で他部署向けに乳幼児健診に係る心理相談勉強会を開催しており、平成30年度は講師謝礼金額として講師一人当たり報償費7,150円を支出しているが、その金額の根拠が明確ではない。医師謝礼金額においては、その根拠を明確にしておく必要がある。</p>	○		5
<p>【指摘事項Ⅲ－15】乳幼児健康診査に係る医師等謝礼金額の根拠不明瞭について</p> <p>幼児経過観察・発達健康診査において、医師及び理学療法士へ謝金を支払っており、平成30年度は医師謝礼金額として健診1回当たり報償費29,094円、理学療法士謝礼金額として健診1回当たり14,500円を支出しているが、その金額の根拠が明確ではない。医師等謝礼金額においては、その根拠を明確にしておく必要がある。</p>	○		5
<p>【指摘事項Ⅲ－16】乳幼児経過観察・発達健康診査に係る医師等謝礼金額の根拠不明瞭について</p> <p>医師及び医学療法士の謝礼金については金額の根拠が確認できないので、支出の根拠を明確にする必要がある。</p>	○		5
<p>【意見Ⅲ－7】乳幼児健康診査におけるタブレット端末の使用等による業務の効率化、データ管理・活用による充実化について</p> <p>乳幼児健康診査の業務実施に当たっては、現状は紙ベースの問診票により運用が実施されているが、将来的には、保護者による問診票への記載も含め、電子化によりペーパーレスによる運用を検討することが望ましい。</p>		○	5

項目	指摘事項	意見	監査要点
<p>【意見Ⅲ－8】乳幼児健康診査及び幼児歯科健康診査の実施場所について</p> <p>現在、南地域における健診事業は実施されていないため、南地区の健診対象者は健康福祉会館で受診をしている。今後、南地区における健診実施による受診率向上や住民の移動負担軽減の効果が一定程度見込めると想定される場合には、施設確保などの具体的な対策を検討されたい。本意見は、すぐに解決できる問題ではないと認識しているが、前述のとおり、今後、南地域における健診のニーズが高まる可能性を考慮すると、継続して検討は進めていくべき課題と考える。</p>		○	8
6. 母子保健指導事業費			
<p>【指摘事項Ⅲ－17】物品購入に係る検査証の未作成について</p> <p>市は、物品購入時には、納品書等の必要書類を入手し、適切に検査証を作成する必要がある。また、入手した納品書は、紛失しないように適切に管理する必要がある。</p>	○		9
<p>【指摘事項Ⅲ－18】母親学級の講師謝礼金額の根拠不明瞭について</p> <p>市は、妊婦を対象に妊娠中の栄養・出産の正しい知識等の指導のため母親学級を開催し、講師謝礼金額として報償費 10,000 円を支出しているが、その金額の根拠が明確ではない。講師謝礼金額は、その根拠を明確にしておく必要がある。</p>	○		5
<p>【指摘事項Ⅲ－19】物品購入に係る適切な発注及び検査の実施について</p> <p>市は、母子健康相談事業で使用する物品(妊婦体験ジャケット)を購入しているが、契約伺書決裁日以前の納品日となっている。市は、物品購入に係る事務手続きを適正に行う必要がある。</p>	○		9
<p>【指摘事項Ⅲ－20】母子健康相談指導事業に係る随意契約の妥当性について</p> <p>市は、母子の健康を維持することを目的に、母子健康相談指導事業を行っている。当該事業のうち助産師による相談については、市は、市内の助産師から構成される任意団体に随意契約を行っているが、平成 30 年度の契約方法決定書を閲覧したところ、当該任意団体の1者とのみ随意契約を行う旨及び理由は記載されていなかった。今後、随意契約を行う場合には、受託者の選定理由を文書において明確に記載するべきである。</p>	○		1
<p>【指摘事項Ⅲ－21】母子保健訪問事業における委託料額の算出根拠不明瞭について</p> <p>市は母子保健訪問事業として、次のとおり、妊産婦訪問指導事業、新生児訪問指導事業、こんにちは赤ちゃん事業を実施している。同事業の受託者は、保健師または助産師もしくは看護師であり、各個人と市が委託契約を行っている。委託料は、妊産婦、新生児訪問指導事業は訪問指導 1 件につき 4,500 円(保健師または助産師)、こんにちは赤ちゃん事業は訪問指導 1 件に</p>	○		5

項目	指摘事項	意見	監査要点
つき 2,000 円(看護師)であるが、各金額の算定根拠を確認したところ、過去から継続して同金額とのことであり、根拠を明確に記載した内部決裁等は確認できなかったため、委託料金額の積算根拠を明確にする必要がある。			
<p>【意見Ⅲ－9】母親学級の報告書に係る所属長までの適時・適切な決裁について</p> <p>母親学級の報告書の内容は上記のとおりであり、その内容を把握することは、事業の成果内容を把握することにほかならず、事業を実施する上で重要な意義を有する。実施された事業に関するアンケート結果等を取りまとめた報告書については、事業の成果を把握するために、適時・適切に所属長まで閲覧、決裁されることが望ましい。</p>		○	5
<p>【意見Ⅲ－10】出産・子育てしっかりサポート事業の周知強化について</p> <p>市は、出産及び子育てを“しっかりサポート”するために、より一層市民に対して、出産・子育てしっかりサポート事業の趣旨や内容、出産及び子育てに関する各種事業について周知を強化することが望ましい。</p>		○	5
<p>【意見Ⅲ－11】産後ケア事業の実施に係る市民の利用回数(日数)と施設からの請求書の利用期間(日数)との整合性の確認について</p> <p>市は、委託料の適切な支出を担保するため、「市民が実際に施設を利用した内容及び日数」と「請求書に記載された内容及び日数」の整合性を確認することが望ましい。この場合、サンプルベースで市民の利用実績を実施施設に対して調査すること、実施施設が請求書等を市へ提出する際に、利用者の利用日等が記載された利用承認書の写しを併せて添付してもらうこと等を検討することが望まれる。</p>		○	9
7. 歯科保健事業費			
<p>【意見Ⅲ－12】歯科口腔健康診査の事業の有効性について</p> <p>歯科医師会と連携し、協力歯科医療機関において健康診査後も、受診者が当該機関に定期的に通院しているかを調査する等の方法を検討されたい。</p>		○	5
<p>【意見Ⅲ－13】高齢者歯科口腔機能健診の認知度について</p> <p>今後も受診者数の動向を調査した上で、高齢者歯科口腔機能健診の認知度が低いと判断されるのであれば、受診対象者に当該事業を知ってもらうような働きかけを行うことが望まれる。</p>		○	13
8. 保健所運営事務費			
<p>【指摘事項Ⅲ－22】備品の実地棚卸について</p> <p>取得価額が 3 万円以上の物品は備品台帳に記録し、2 年に1回の頻度で現況確認を行っているが、物品管理規則第 33 条に定められている通り、毎年度 1 回は備品の現況確認を行う必要がある。</p>	○		7

項目	指摘事項	意見	監査要点
<p>【指摘事項Ⅲ－23】備品の管理について(現況確認結果 1) 今回の包括外部監査においては、健康福祉会館、中町庁舎、鶴川保健センター、及び忠生保健センターの備品について、取得価額が 100 万円以上の重要物品全件と任意に抽出した備品の計 10 件ずつ現況確認を行った。その結果、いくつかの問題点が発見された。 現物に備品番号を記載した備品シールが貼られていないものがあった。備品シールは備品を適切に管理するために必要なものであるため、現物にもれなく適時に備品シールを貼る必要がある。また、徐々に新番号に統一することが望ましい。</p>	○		7
<p>【指摘事項Ⅲ－24】備品の管理について(現況確認結果 2) 備品シールと備品台帳が一致しないものがあったので、適時に修正する必要がある。</p>	○		7
<p>【指摘事項Ⅲ－25】備品の管理について(現況確認結果 3) 複数の備品が一体となって機能しているが、備品台帳には 1 台の備品として記録されており、備品シールは、そのうちの 1 台にしか貼られていないため、備品シールが貼られていない備品について当該備品を構成する備品であるかが明確になっていなかった。どの備品が一式単位で管理される備品であるかを明確に把握できるようにする必要がある。</p>	○		7
<p>【指摘事項Ⅲ－26】備品の管理について(現況確認結果 4) 実際には使用されているが、東京都町田保健所から譲渡された際に処分対象としていたため、備品台帳には記録されていないものがあった。また、当該備品には、備品シールが貼られていなかった。備品台帳に記録して現物に備品シールを貼り、他の備品と同様に管理する必要がある。</p>	○		7
<p>【意見Ⅲ－14】契約事務に必要な書類の記載事項について 2018 年 4 月 1 日に締結した健康福祉会館駐車場の土地賃貸借契約の契約期間は 5 年であり、2016 年 4 月 1 日に締結した前回契約の 2 年から変更されているが、その理由が契約伺書に記載されていない。また、当該契約の契約方法決定書によると、契約保証金は免除である旨記載されているが、その理由が記載されていない。従前の同様の契約から重要な契約内容を変更する場合や、契約方法について原則以外の方法を適用する場合には、契約事務に必要な書類に、その理由を記載して合理性を説明することが必要である。</p>		○	1
IV. 生活衛生課			
1. 保健所管理事務費			
<p>【指摘事項Ⅳ－1】予定価格の設定について 市は、施設修繕料のように当初予算の段階で想定していなかった契約を行う際には、必ず事前に予定価格の設定を行うことによって、随意契約などの契約方法の選択や見積競争の見積額の評価を適正に行う必要がある。</p>	○		2

項目	指摘事項	意見	監査要点
<p>【指摘事項Ⅳ－2】備品等の管理について 市は、東京都から移管されたものを含めて備品等の棚卸を行い、現物の状態を確認するとともに保健所での使用可能性を判断した上で、備品シールの貼付、あるいは他部門への所属変更や処分、廃棄などを行い、台帳を更新していく必要がある。</p>	○		7
2. 生活衛生事務費			
<p>【指摘事項Ⅳ－3】検査委託料の請求内容の確認漏れについて 複数の試験検査成績書等を取りまとめた請求書の場合、現行の請求書の記載だけでは試験検査成績書等の特定が難しい場合もあることから、市は、試験検査成績書等と請求内容の正確な照合のため、委託先に対して、請求書に試験検査成績書等を特定できる情報を記載する、あるいは請求書に内訳書を添付するなどの改善を求めた上で、請求内容の確認手続きをより一層徹底して行う必要がある。</p>	○		17
<p>【意見Ⅳ－1】検査委託料等の当初予算の設定について 事業や契約ごとに保健所政令市移行後に蓄積されてきた事業実績等も踏まえつつ、当初予算設定のあり方、特に緊急時対応を見込んだ予算枠のあり方について改めて検討し、第三者に対しても当初予算の設定根拠を説明できるようにしておくことが望ましい。</p>		○	3
<p>【意見Ⅳ－2】食品営業施設台帳の改良について 市は、次回の食品営業施設台帳のシステム改修時にメイン帳票及び付属シートの書式やシステムの機能についても改良を行い、営業停止処分や指導などの履歴情報によって施設の抽出ができるようにすることが望ましい。</p>		○	5
<p>【意見Ⅳ－3】営業更新許可の遡及適用について 市では、東京都の「食品衛生監視員必携」を踏まえて、2019年10月から町田市食品衛生関係営業許可等取扱基準を施行している。許可の遡及適用に関する定めは東京都のものと同様であるが、その運用については今後、市独自に見直しを行うことが望ましい。</p>		○	5
<p>【意見Ⅳ－4】許可を要しない営業施設等に関する説明について 市としては、国による営業許可制度の見直しの動向に注視しつつ、当面の事業の説明にあたっては、施設数や監視件数について誤解を招かないよう注意して行う必要があり、「事業概要」においても注釈などにより十分に説明することが望ましい。</p>		○	13
<p>【意見Ⅳ－5】プール維持管理状況報告の提出について 市は、プールの安全と衛生を確保するため、許可運営者に対してプール維持管理状況報告の提出有無だけでなく、その内容の適切さや提出の適時性についてもより一層徹底して指導する必要がある。</p>		○	11

項目	指摘事項	意見	監査要点
<p>【意見Ⅳ－6】東京都と連携・協力して行う事務事業について 市は、東京都との協定と実態との不整合や協定内容の再確認、変更、追加の必要性などについて整理するとともに、関係自治体とも連携しつつ、東京都と連携・協力して行う事務事業のあり方やより良い運営方法について、機会をとらえて検討することが望ましい。</p>		○	11
<p>【意見Ⅳ－7】仕様書の想定数量の設定について 市はより適正な入札が行われるように、契約時の仕様書における想定数量においては、極力実績数量を踏まえるとともに、実績数量の開示についても検討することが望ましい。</p>		○	2
<p>【意見Ⅳ－8】業務日報の記載について 市は委託先に対して、仕様書の定めを前提として、より丁寧に業務日報に従事時間や業務内容等を記載するよう指導する必要がある。</p>		○	10
<p>【意見Ⅳ－9】モデル地区の活動報告について 市は、モデル地区指定の際に活動報告の必要性やその記載方法について従来以上に丁寧に説明して周知徹底を図り、年度終了後にすべてのモデル地区から具体的な活動内容が記載された活動報告が提出されるよう、指導する必要がある。</p>		○	4
<p>【意見Ⅳ－10】補助金の当初予算の設定について 市は、これまでの補助実績や今後見込まれる補助ニーズを踏まえた上で、当該補助制度の目的を達成するために個人(共生モデル地区除く)への必要最低限の当初予算額について改めて検討する必要があるとあり、実績と一定の乖離が見られる既存の予算規模を継続するにはその設定根拠を説明できるようにしておく必要がある。</p>		○	3

第4 監査の結果及び意見

I. 保健総務課

保健総務課は、健康課題に対する施策の調整や、医療施設及び医薬品等の安全確保に努め、市民が健康で安心して暮らすことができるまちづくりの推進に寄与することを使命としている。所管する事務は以下のとおりとなっている。

- 保健所の総務事務に関すること
- 健康危機管理に関すること
- 地域保健に係る統計及び調査に関すること
- 保健医療計画の進行管理に関すること
- 診療所、薬局等の開設許可・監視指導、医療従事者の免許関連事務に関すること

また、予算上は、保健総務事務費、保健医療対策事業費、歯科保健指導事業費の各事業に区分されている。

(単位:千円)

事業名	平成 30 年度予算
保健総務事務費	4,746
保健医療対策事業費	227,624
歯科保健指導事業費	792
保健総務費 計	233,162

市が公表している「平成 30 年度(2018 年度)課別・事業別行政評価シート」によると、平成 30 年度の保健総務課の事業を踏まえた今後の課題としては、1) 休日・準夜急患こどもクリニック、休日応急歯科診療所等、救急医療に関する事業について、市民への情報発信が引き続き求められている、2) 患者と医療従事者のコミュニケーションに関する相談が多いことに対応して、医療安全支援センターで、コミュニケーション関連をテーマに市民向け講演会を実施し、今後は、講演内容を多くの市民に伝える方法を研究していくことが必要である、3) 入院施設を保有している有床診療所は、特に適切な管理が求められているため、定期的な立入検査の実施が必要である、4) 災害時には、医療機能が適切に確保され、災害医療が円滑に行われるような取組が必要であることとしている。

また、これらの課題に対する今後の取り組みとしては、1) 2018 年度に医療安全支援センターで行った講演内容について、広報媒体を使い、市民への普及啓発に努め、また、医療従事者に関しては、医療安全支援体制の充実のため、研修会を実施する。2) 医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会・災害時拠点連携病院等と連携を深め、災害医療体制整備を進める、3) 2019 年度の地域防災計画の修正に伴い、災害時の体制整備について確認を進める、4) 救急医療・在宅医療に関して、ホームページ更新等を適時実施し、小冊子「みんなの医療」を刷新し、引き続き普及に努めるとしている。

1. 保健医療対策事業費

(1) 事業の概要

対象事業:

医務・薬務、地域医療システム推進事業、救急医療対策事業、災害医療救護活動支援、医療安全支援センター

① 事業の内容

町田市医師会、歯科医師会、薬剤師会と協力し、健康や医療に関する情報を提供する。また、町田市民の「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」の定着を促進する。

② 2018年度の取り組み、成果

- ・町田市医師会、歯科医師会、薬剤師会と共催で、市民健康講座、市民公開講座を開催した。
- ・市民が休祝日や夜間でも安心して医療を受けられるように、休祝日と夜間の救急患者に対する診療の確保をした。
- ・在宅医療中の方がかかりつけ医を通じ市内入院先医療機関が確保できるよう事業者に対して補助を実施した。
- ・災害拠点連携病院における医療救護活動が確実・円滑に実施されるよう、テント等必要品の整備をした。
- ・医療安全支援センターの運営を通じ市民と医療機関との信頼関係の構築のために、医療機関の案内(全体の4割)、苦情、病気の相談(2割)を受けた。
- ・診療所、施術所、薬局等の開設等の許認可、監視指導を実施した。また医薬品・家庭用品の安全基準が守られるよう試験検査等の実施をした。

③ 事業費の予算額と実績額

(単位:千円)

区分	予算額	実績額
保健医療対策事業	227,624	225,001

④ 主な事業費と財源

【主な事業費】

(単位:千円)

区分	金額
検査手数料	2,000

指定管理委託料	115,893
診療委託料	91,631
地域医療システム推進事業負担金	2,883
在宅医療推進事業補助金	10,000
合計	222,407

【主な財源】

(単位:千円)

区分	金額
都支出金	40,391
一般財源	184,857
合計	225,248

(2) 指摘事項

【指摘事項Ⅰ-1】 指定管理者への提供設備・備品の実在性の確認について

(監査要点: 備品管理の適正性)

1) 現状

現在、保健予防課に所属している健康福社会館の1階において、①休日歯科応急診療、②障がい者歯科診療、③休日・準夜急患こどもクリニック、の3事業について、公益社団法人東京都町田市歯科医師会および一般社団法人町田市医師会との間で毎年指定管理者の協定書を締結して、それぞれの診療の確保を図っている。

指定管理者制度とは、地方自治法 244 条によるもので、行政処分的一种である「指定」により公の施設の管理権限に関して当該指定を受けたものに委任するものである。

上記の3事業とも、「指定管理者年度協定書」によれば、診療業務に必要な設備及び備品は、市側が提供することとしており、「指定管理者年度協定書」にこれらの備品リストが付いている。①及び②に係るリストの名称は「休日歯科・障がい者歯科応急診療所管理備品一覧」、③は「準夜急患こどもクリニック管理備品一覧」である。

2) 問題の所在・指摘事項

上記のうち、③事業の「準夜急患こどもクリニック管理備品一覧」にある現物については、実査が行われているが、①、②事業の「休日歯科・障がい者歯科応急診療所管理備品一覧」にある現物について、定期的には実査を実施していない。

実査が実施できない理由は、備品の専門性が高く、かつ時間的にも実施が困難であるから、との事である。

3)改善案

これらの現物は市の財産であることから、少なくとも年度末までに現物確認を行うことにより現存又は除却の現状を把握し、その後も定期的に現物確認を行う必要がある。

なお、今回の監査においては、このような現状を受け、2019年12月16日に市職員とともに備品一覧と現物とのサンプリングによる突合を行った。また、この現地での監査に先立ち、市では備品一覧に掲載されている全ての備品と現物との照合を行って、監査に備えていただいた。その結果は、「【指摘事項 I - 2】指定管理者への提供設備・備品の実在性の確認について(現況確認結果 1)」以降で記載する。

【指摘事項 I - 2】指定管理者への提供設備・備品の実在性の確認について(現況確認結果 1)

(監査要点:備品管理の適正性)

1)現状

今回の包括外部監査においては、①、②事業の「休日歯科・障がい者歯科応急診療所管理備品一覧」にある現物に関して、市による備品と現物との照合及び現地監査によるサンプリングでの確認を行った。その結果、いくつかの問題点が発見された。

2)問題の所在・指摘事項

12月16日に先立ち、市で実施した備品一覧に掲載されている全ての備品と現物との照合の結果、下表のとおり備品一覧にはあるが現存していないものが相当数みられた。

表 8 「備品一覧表」にはあるが現存していないもの一覧

品名	規格	数量	状況
頭蓋骨複製模型	モリタ SB1A	1	不明(現物なし)
フロリアート	ナルコム フロリアート-10	1	不明(現物なし)
自動現像器	ニューライン NER-DB	1	不明(現物なし)
咬合音検査装置	ヨシダ 80A型	1	不明(現物なし)
超音波消毒器	セキムラデンタル ソニック DS-100	1	不明(現物なし)
アマルガムミキサー	松風アマルガム ミキサーD型	1	不明(現物なし)
エンドドンティックメーター	デントロニクスピオ	1	不明(現物なし)
ウルトラソニッククリーナー		1	不明(現物なし)
リーマーボックス	メルファー	1	不明(現物なし)
薬品棚	イトー FA-27C	1	不明(現物なし)
マイクロエンジン HLストレート ハンドピース	(株)オサダ SH-30	1	不明(現物なし)
デントナビハンズ	ヨシダ	1	不明(現物なし)

品名	規格	数量	状況
G-30 用タービンホースホースミッド ウェスト	モリタ	1	不明 (現物なし)
プチクレーブ	オサダ DA-5	1	不明 (現物なし)
PMTC スターターセット	ヨシダ	1	不明 (現物なし)
Finepix S9100 マクロ撮影キ	フジフィルム	1	不明 (現物なし)

3)改善案

備品一覧にはあるが現存していないものについては、原因の究明を行うとともに、備品一覧から削除の手続きを行う必要がある。

【指摘事項 I -3】指定管理者への提供設備・備品の実在性の確認について(現況確認結果 2)

(監査要点:備品管理の適正性)

1)現状

今回の包括外部監査においては、①、②事業の「休日歯科・障がい者歯科応急診療所管理備品一覧」にある現物に関して、市による備品と現物との照合及び現地監査によるサンプリングでの確認を行った。その結果、いくつかの問題点が発見された。

2)問題の所在・指摘事項

任意に現況確認の結果、下表のとおり備品一覧の数量と現物の数量が合わないものがあった。

表 9 「備品一覧」の数量と現物の数量が一致しないもの

品名	規格	数量	状況
応接用ソファ椅子	イトーキ	2	うち1個不明
ハイタッチチェア-3	ヨシダ	4	うち1個不明

3)改善案

備品一覧の数量と現物の数量が一致しないものについては、原因の究明を行うとともに、備品一覧の数量の修正を行う必要がある。

【指摘事項 I -4】指定管理者への提供設備・備品の実在性の確認について（現況確認結果 3）

（監査要点：備品管理の適正性）

1) 現状

今回の包括外部監査においては、①、②事業の「休日歯科・障がい者歯科応急診療所管理備品一覧」にある現物に関して、市による備品と現物との照合及び現地監査によるサンプリングでの確認を行った。その結果、いくつかの問題点が発見された。

2) 問題の所在・指摘事項

任意に現況確認の結果、備品台帳に掲載の洗濯機を廃棄し、その後指定管理者側が洗濯機を購入していたが、備品台帳では廃棄した洗濯機が掲載されていた。

表 10 「備品台帳」に廃棄済の備品が掲載されていたもの

品名	規格	数量	状況
洗濯機	ナショナル NA-F50Z8	1	廃棄済

3) 改善案

備品一覧に廃棄済の備品が掲載されているものについては、備品一覧からの削除をする必要がある。

新たに指定管理者が購入し、市の所有となる予定の備品は、市に所有権が帰属した時点で速やかに備品登録を行う必要がある。ここで、市の所有となる時点、つまり、所有権の帰属については、協定書や仕様書の内容によって取り扱いが異なるが、現状の協定書及び仕様書には、業務仕様書に「5. 診療業務に必要な設備及び備品は、原則として市が備え、指定管理者の使用に供する。」とあるのみで、指定管理者が指定管理料で購入した備品の取り扱いの記載はない。よって、協定書及び仕様書では、今現在の洗濯機の所有権が指定管理者にあるか市にあるかが明記されていない。

今後、市で作成が予定されている、物品管理に関するマニュアルの完成を待って、指定管理者が購入した備品の取り扱いを明確にする必要がある。

II. 健康推進課

健康推進課は、市民一人ひとりが、健やかで自立した生活を送れるように、関連機関と協力しながら、健康づくりを推進し、安心して過ごせるための支援を充実させることを使命としている。所管する事務は以下のとおりとなっている。

- 成人保健に関すること
- 成人健康診査、各種がん検診(胃がんリスク検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診、前立腺がん検診)、肝炎ウイルス検診事業に関すること
- 自殺総合対策に関すること
- 薬物乱用防止、熱中症予防、受動喫煙防止対策などの健康についての普及啓発、情報発信に関すること

また、予算上は、健康推進事業費、成人健診事業費の各事業に区分されている。

(単位:千円)

事業名	平成 30 年度予算
健康推進事業費	18,387
成人健診事業費	428,911
健康推進費 計	447,298

市が公表している「平成 30 年度(2018 年度)課別・事業別行政評価シート」によると、平成 30 年度の健康推進課の事業を踏まえた今後の課題としては、1) 健(検)診受診率向上のため、引き続き受診勧奨等の取組みを進めていく必要がある、2) 自殺死亡率の減少のため、町田市自殺対策計画に沿って対策を強化していく必要がある、3) 総合健康づくりフェアを引き続き効果的・効率的に実施することで、課の使命である「健康づくりの推進」を図っていく必要があることとしている。

また、これらの課題に対する今後の取組みとしては、1) 健(検)診受診率向上に向け、個別受診勧奨及び効果的な勧奨対象者の検討を行い、また、市内事業者への普及啓発を、町田商工会議所と連携しながら推進する、2) 町田市自殺対策計画に掲げる「重点とすべき取組み」を着実に進める、3) 民間企業のノウハウを活用し、総合健康づくりフェアの開催等に取り組み、引き続き市民一人ひとりの健康づくりの意識が高まる事業を推進していくとしている。

1. 健康推進事業費

(1) 事業の概要

対象事業:

健康推進課管理事務、地域保健普及啓発事業、自殺総合対策事業、健康づくりフェア事業

① 事業の内容

市民の健康づくりや公衆衛生に関する意識の向上に寄与することを目的に、健康をキーワードにしたニュースや季節に沿ったトピックを掲載した情報紙「みんなの健康だより」や冊子「みんなの健康ハンドブック」を発行するとともに、健康づくりが体感できるイベント「総合健康づくりフェア」を開催している。

また、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺防止に関する取り組みを行っている。

② 2018年度の主な取り組み、成果

地域保健普及啓発として、情報紙「みんなの健康だより」を下記のとおり発行した。

	26号	27号	28号
発行時期	2018年7月1日	2018年11月1日	2019年3月1日
発行部数	130,000部		
配布方法	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞折込による各戸配付 ・市関連施設での配布 ・市公式ホームページでの掲載 		

健康づくり推進として、“いきいきと自分らしく生きる”ことを目指し、一人ひとりの健康づくりが推進されるよう情報発信・交流・体験を通じて健康づくりを体感できるイベント「総合健康づくりフェア」を下記のとおり開催した。

開催日時	2018年11月11日(日) 10:00～16:00
実施会場	ぼっぼ町田
事務局	健康推進課
関係各課	スポーツ振興課、オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課、保険年金課、高齢者福祉課、道路維持課
来場者数	3,696人

自殺総合対策事業としては、「町田市自殺対策計画」を2019年3月に策定したほか、ゲートキーパー養成講座の開催、自殺防止に係る総合相談会の開催、悩みの相談先一覧など自殺防止に関するリーフレットや啓発物品の作成、青少年自殺防止ミュージカル

「つまづいても」の公演などを行った。

③ 事業費の予算額と実績額

(単位:千円)

区分	2016年度	2017年度	2018年度
当初予算額	13,833	16,620	18,387
実績額	13,104	15,176	16,745

④ 2018年度実績額における主な事業費と財源

【主な事業費】

(単位:千円)

区分	金額
報償費	782
委託料	13,734
負担金補助及び交付金	—
その他	2,229
計	16,745

【主な財源】

(単位:千円)

区分	金額
受動喫煙防止対策促進事業費補助金 (都 10/10)	28
地域自殺対策強化交付金(都 1/2)	4,685
医療保健政策包括補助事業費補助	1,673
その他一般財源	10,359
計	16,745

(2) 指摘事項

【指摘事項Ⅱ-1】 見積書の日付記入の徹底について

(監査要点:委託事業の法規等準拠性)

1) 現状

国の「自殺対策基本法」の改正や「自殺総合対策大綱」の見直し等を受け、市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、市は、2019年3月に「町田市自殺対策計画」を策定している。この「町田市自殺対策計画」の策定にあたっては、策定支援業務を業者に委託している。

町田市自殺対策計画策定支援業務委託は、特命随意契約により行われている(随契理

由については、「【意見Ⅱ－1】随契理由の明確化について」を参照)。当該業務委託契約にあたり、業者より見積書を徴しているが、当該見積書に日付が記入されていなかった。

2)問題の所在・指摘事項

見積書の日付が未記入であると、いつの時点の見積もりであるのか不明であり、各種書類の前後関係も不明確となる。特に、予定価格の設定との前後関係は明確性が求められるため、時点を明らかにする必要がある。

また、見積書については、業者が有効期限を設定するケースもあるように、時点が重要な項目である。

3)改善案

予定価格設定後に見積書を徴していることを明らかにする意味においても、見積書の日付の記入を徹底する必要がある。

【指摘事項Ⅱ－2】 見積書への押印の徹底について

(監査要点:委託事業の法規等準拠性)

1)現状

市は、自殺対策の取り組みの一環として、若年層の自殺対策の推進を図ることを目的として、青少年自殺防止ミュージカルを開催している。青少年自殺防止ミュージカルは、特定非営利法人社会貢献ミュージカル振興会に、特命随意契約により業務委託しており、2018年11月13日及び14日に開催された。

青少年自殺防止ミュージカル公演事業業務委託の予定価格の設定にあたって、参考見積書を徴しているが、当該参考見積書に押印がなされていない。

また、平成29年7月3日付で、2017年公演と2018年公演の2つの参考見積書が提出されているが、両見積書とも押印がなされていない。

2)問題の所在・指摘事項

押印がなされていないと、業者からの正式な見積書か否かが不明である。

また、同日付で2年度分の参考見積書を徴することは、通常ないと思われるが、押印がないため、どちらかの見積書が誤りなのか、それとも両見積書とも正しいのかなどが不明である。

3)改善案

正式な見積書としての位置づけを明確にする意味においても、押印は徹底すべきである。

(3) 監査の意見

【意見Ⅱ-1】 随契理由の明確化について

(監査要点: 委託事業の法規等準拠性)

1) 現状

市は、2019年3月に「町田市自殺対策計画」を策定している。この「町田市自殺対策計画」の策定にあたっては、策定支援業務を業者に委託しており、地方自治法第167条の2第1項第2号に基づき特命随意契約(以下、「随契」という。)で業者を選定し、契約が締結されている。

随契理由書によると、「当契約は、町田市随意契約ガイドラインの事例「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(6)既に履行済み又は現に履行中の契約との一体性、整合性又は連続性を確保する必要があるとき ③数次にわたる計画策定事業等について、支援業務を履行した事業者に継続して支援を行わせる必要がある契約」に該当するため。 ※「2017年度契約 町田市自殺対策計画策定支援業務委託」を随契理由としている。

2) 問題の所在・意見の内容

随契理由書には、「2017年度契約 町田市自殺対策計画策定支援業務委託」の業務内容が記載されていない。そのため、当該契約が、前年度に支援業務を履行した事業者に継続して支援を行わせる必要があると判断した根拠が、随契理由書上、不明確であった。

そこで、前年度の業務内容について、所管課にヒアリングしたところ、2017年度の町田市自殺対策計画策定支援業務委託の業務内容は、町田市自殺対策計画策定に向けた基礎調査及び町田市自殺対策推進協議会(以下、「協議会」という。)の会議資料と議事録の作成であった。具体的には、こころの健康に関する市民の現状や考えなどを聞き、総合的なこころの健康づくりを推進するための基礎資料を得ることを目的として、2017年11月1日から11月30日までを調査期間として、「町田市民のこころの健康に関する市民意識調査」を実施したものである。

この点、2018年度の当該業務は、2017年度に実施した実態調査や協議会の内容を踏まえた町田市の現状分析結果や地域特性、課題を熟知していることが求められるとして、継続して当該業者に支援を行わせることに一定の合理性がある。

3) 改善案

随意契約は例外的な契約方法であることから、特命随意契約を行うにあたっては、当該業者を選定する理由、判断根拠を客観的に明らかにしておく必要がある。

したがって、随契理由書に、随契理由を具体的に記載し、明確にしておく必要がある。

【意見Ⅱ-2】 事務の効率化について(その1)

(監査要点:事業の有効性・効率性)

1)現状

自殺防止総合事業において、2018年12月に「「悩み」の相談先一覧」の印刷製本費194,400円、2019年3月に「A2サイズゲートキーパーポスター(3月)」の印刷製本費31,946円を支出している。同じ印刷製本費の支出であるが、支出の手続きについて、両者で違いがあった。

具体的には、前者は、支出負担行為と支出命令を別個に行っているのに対し、後者は、支出負担行為と支出命令を併せて行っていた。

2)問題の所在・意見の内容

案件によって、支出負担行為の起案と支出命令の起案を別個に行ったり、支出負担行為兼支出命令として起案を併せて行ったりしているが、取り扱いを異にしている理由は特にない。

本来、支出負担行為と支出命令は別個のものであるが、町田市支出負担行為手続規則第4条の条件を満たせば、両者を併せて行うものとされている。これは、事務の効率化の観点から、特例が設けられているものであるから、適用することが望ましい。

町田市支出負担行為手続規則より抜粋

(支出負担行為の手続の特例)

第4条 次の各号に掲げる事項に係る支出負担行為の手続は、支出命令の手続に併せて行うものとする。

- (1) 地方自治法第8章に規定する給与その他の給付に係る経費
- (2) 電気料金、上下水道料金、電話料金及びガス料金
- (3) 前2号に掲げるもののほか、支出決定の際に支出負担行為の整理を行うもの

3)改善案

事務の効率化の観点から、特段の理由がない限り、支出命令の手続きに併せて整理可能な支出負担行為については、支出負担行為兼支出命令として併せて整理することが望ましい。

【意見Ⅱ-3】 事務の効率化について(その2)

(監査要点:事業の有効性・効率性)

1)現状

健康推進課管理事務において、2019年4月に消耗品(デジタルカメラ)を10,584円で、同じく2019年4月に消耗品(L型カード立て他)を25,715円で購入している。同じ消耗品の購入であるが、購入の手続きについて、両者で違いがあった。

具体的には、前者は、契約原議を省略しているのに対し、後者は、契約原議を省略していなかった。

2)問題の所在・意見の内容

案件によって、契約原議の省略に関して統一性がないが、取り扱いを異にしている理由は特にない。

契約事務の手引書(2019年2月 第8版)では、予定価格が80万円以下の物品購入で契約書を作成しない契約については、契約原議を省略することができるとされている。これは、事務の効率化の観点から、契約原議が省略可能とされているものであるから、適用することが望ましい。

契約事務の手引書(2019年2月 第8版)より抜粋

15. 契約原議

契約の相手方が決定したら、次の書類を添付して契約原議の決裁を受けます。ただし、予定価格が80万円以下の物品購入及び130万円以下の印刷製本請負で契約書を作成しない契約については、当該行為を省略することができます。

3)改善案

事務の効率化の観点から、特段の理由がない限り、省略可能な契約原議については、省略することが望ましい。

【意見Ⅱ-4】見積書徴取先の選定について(その1)

(監査要点:委託事業の法規等準拠性)

1)現状

自殺防止総合事業において、2018年度3月自殺対策普及啓発事業業務委託を行っている。委託内容は、①啓発物品作成業務、②ポスター作製業務、③自殺対策強化月間普及啓発事業(総合相談会)の会場設営及び撤収作業である。

当該委託は随意契約(少額随契)によっており、契約先を選定するにあたっては、契約事務規則第26条に従い、2者から見積書を徴している。

契約事務規則より抜粋

(見積書の徴取)

第26条 随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならない。

2)問題の所在・意見の内容

見積書の徴取先は、1者が神奈川県川崎市の事業者であり、もう1者が国立市の事業者であった。このように、市内事業者からは見積書を徴していない。

市は、町田市産業振興基本条例により、市内事業者の受注の機会の増大に努めるもの

としており、契約事務の手引書(2019年2月 第8版)においても、市内事業者を優先して選定するよう要請している。これは、地域産業の発展を通じ、地域の魅力を高め、活力のあるまちを実現することを目的としたものである。つまり、市内事業者が受注可能なものについては、優先して選定することが求められると考える。

この点、当該委託業務の内容からすると、履行可能な市内事業者は複数存在すると思われる。したがって、今回見積書を徴取した2者以外にも、市内事業者からも見積書を徴すべきであった。

町田市産業振興基本条例より抜粋

(市の責務)

第4条

5 市は、地域産業の発展のため、市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、市内事業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

契約事務の手引書(2019年2月 第8版)より抜粋

(11) 業者の選定◆随意契約◆

随意契約による場合の相手方の選定については、法令上特段の定めはありませんが、市内事業者で履行が不可能な場合を除き、必ず市内事業者を優先して指定してください。

3)改善案

町田市産業振興基本条例の趣旨を踏まえ、市内事業者で履行が可能な案件については、市内事業者からも見積書を徴し、受注機会の増大に努めることが望ましい。

【意見Ⅱ-5】 見積書徴取先の選定について(その2)

(監査要点:委託事業の法規等準拠性)

1)現状

健康づくりフェア事業において、エコバック 2,500 個の名入れ発注(印刷製本費 513,000 円)を行っている。

当該発注は随意契約(少額随契)によっており、契約先を選定するにあたっては、契約事務規則第 26 条に従い、2 者から見積書を徴している。

2)問題の所在・意見の内容

見積書の徴取先は、1者が神奈川県川崎市の事業者であり、もう1者が市内事業者であった。これは、上記「【意見Ⅱ-5】見積書徴取先の選定について(その1)」の事例と異なり、市内事業者からも見積書を徴している点で、市内事業者の受注機会の増大に努めているといえる。

しかし、当該エコバックは、各種カタログに掲載されている販促品であり、取り扱うことのできる事業者は多数存在すると思われる。つまり、多くの市内事業者が対応可能であると思われる。

したがって、市内事業者のみから見積書を徴することや、見積書徴取先の市内事業者を増やすことにより、市内事業者の受注機会の増大により寄与することができるものと思われる。

3)改善案

町田市産業振興基本条例の趣旨を踏まえ、市内事業者で履行が可能な案件については、見積書徴取の選定先として、市内事業者を増やすことで、受注機会の増大に努めることが望ましい。

2. 成人健診事業費

(1) 事業の概要

対象事業:

成人健診事業、がん予防対策推進事業

① 事業の内容

糖尿病・高血圧症・脂質異常症等の原因となる内臓脂肪症候群に着目した生活習慣病の予防を目的として、下記のとおり成人健康診査(健康増進健康診査)を実施している。

対象者	40歳以上の生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者(以下、「生活保護等受給者」という。) 18歳～39歳までの町田市民及び40歳～74歳までの被用者保険の被保険者並びに被扶養者で、職場・学校等で健診の機会のない方
関連する法規	健康増進法第19条の2 町田市成人健康診査実施要領
受診方法	一般社団法人町田市医師会(以下、「市医師会」という。)加入の指定医療機関へ個別に申し込みのうえ受診 40歳以上の生活保護等受給者には、受診券を発行 寝たきり等で医療機関に行けない方には医師の訪問診査を実施
一部負担金	500円(非課税世帯及び生活保護世帯等は非負担)
周知方法	40歳以上の生活保護等受給者には通知 19歳の対象者に個別受診勧奨はがきを送付 「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載
健診項目	必ず実施する項目 ・問診 ・身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)、身体診察(聴診など) ・血圧測定 ・尿検査(糖、蛋白) ・脂質検査(HDL コレステロール、LDL コレステロール、中性脂肪) ・血糖検査(血糖値、ヘモグロビン A1c) ・肝機能検査(AST、ALT、 γ -GT) 医師の判断により追加される項目 ・腎機能検査(尿素窒素、クレアチニン、尿酸、eGFR) ・貧血検査(赤血球数、血色素量、ヘマクリット、白血球数) ・心電図検査 ・眼底検査 ・胸部エックス線検査(65歳以上の方は、結核健診として原則実施)

また、自身の肝炎ウイルス感染状況を認識し、必要に応じて保健指導を受け、医療機関に受診することにより、肝炎による健康障がい回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的として、下記のとおり肝炎ウイルス検診を実施している。

対象者	40歳以上で、過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない方 保健指導は、感染している可能性が極めて高い方及び発症者
関連する法規	健康増進法第19条の2
受診方法	市医師会加入の指定医療機関へ個別に申し込みのうえ受診 受診回数は1回のみ 成人健康診査と同時又は単独で実施
一部負担金	なし
周知方法	「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載 医療機関にポスター掲示 2016年度から40歳から70歳までの5歳刻みの年齢の対象者に個別受診勧奨はがきを送付
検査項目	問診・血液検査(B型肝炎及びC型肝炎ウイルス検査)

そのほか、がんの早期発見、早期治療、予防を目的として、下記のとおり各種がん検診を実施している。

	対象者	受診方法	検診内容
胃がんリスク検診(ABC検診)	35歳以上	市医師会加入の指定医療機関へ個別申込 受診回数は1回のみ	問診、血液検査(ヘリコバクター・ピロリ抗体、血清ペプシノゲン)
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	市医師会加入の指定医療機関へ個別申込(17医療機関) 受診回数は年度内1回	問診、視診、内診、細胞診
乳がん検診	40歳以上の偶数年齢となる女性	市医師会加入の指定医療機関(市内6か所)又は市外実施医療機関(4か所)へ個別申込 受診回数は年度内1回	問診、マンモグラフィ
大腸がん検診	40歳以上	市医師会加入の指定医療機関へ個別申込 受診回数は年度内1回	問診、免疫便潜血検査2日法
前立腺がん検診	50歳以上70歳以下の男性	市医師会加入の指定医療機関へ個別申込 受診回数は年度内1回	問診、血液検査(PSA検査)

② 2018年度の主な取り組み、成果

成人健康診査(健康増進健康診査)、肝炎ウイルス検診、胃がんリスク検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診の年度別受診状況は下記のとおりである。

表 11 成人健康診査(健康増進健康診査)

年度	受診者数(人)			計(人)
	18歳～39歳	40歳以上の生活保護等受給者	被用者保険 追加健康診査	
2016	2,571	1,545	3,815	7,931
2017	2,290	1,507	3,923	7,720
2018	2,456	1,538	4,045	8,039

表 12 肝炎ウイルス検診

年度	受診者数(人)		計(人)
	B型肝炎	C型肝炎	
2016	7,441	7,452	7,484
2017	6,406	6,424	6,463
2018	5,877	5,884	5,917

表 13 胃がんリスク検診

年度	受診者数(人)	受診率(%)
2016	8,486	7.1
2017	6,575	5.8
2018	5,812	5.4

表 14 子宮頸がん検診

年度	受診者数(人)	受診率(%)注1	受診率(%)注2
2016	11,198	17.8	21.4
2017	11,145	16.5	19.7
2018	11,788	16.9	20.4

(注1) 70歳以上受診者を含む値

(注2) 国における「地域保健・健康増進事業報告」をもとに、70歳以上受診者を除く値

表 15 乳がん検診

年度	受診者数(人)	受診率(%)注1	受診率(%)注2
2016	7,556	15.6	20.9
2017	7,609	17.3	23.4
2018	7,845	17.5	23.9

(注1) 70歳以上受診者を含む値

(注2) 国における「地域保健・健康増進事業報告」をもとに、70歳以上受診者を除く値

表 16 大腸がん検診

年度	受診者数(人)	受診率(%)注 1	受診率(%)注 2
2016	21,674	14.2	8.7
2017	21,817	14.1	8.9
2018	22,038	14.1	8.7

(注 1) 70 歳以上受診者を含む値

(注 2) 国における「地域保健・健康増進事業報告」をもとに、70 歳以上受診者を除く値

表 17 前立腺がん検診

年度	受診者数(人)	受診率(%)
2016	3,205	5.9
2017	3,074	5.5
2018	2,874	5.1

このとおり、成人健康診査(健康増進健康診査)及び乳がん検診の受診者数は増加傾向にあるが、その他の検診は、ほぼ横ばいないし若干減少傾向にある。

乳がん検診については、2017 年度までに受診可能な医療機関を 10 か所に増やしたり、前年度未受診であれば奇数年齢でも受診可能とする特例措置を設けるなどしたりした結果、受診者数が増加している。肝炎ウイルス検診については、1 回限りの受診であるため対象者数が減少しており、受診者数増加は難しいものの、個別受診勧奨はがきを送付することにより、単独受診者数は増加している。そのほか、働き盛り世代に対して個別受診勧奨はがきを送付したり、町田商工会議所と連携して事業者に向けた受診勧奨を行ったり、成人健康診査(健康増進健康診査)との同時受診を促したりするなど、効果的な受診勧奨を行っており、受診者数の増加に向けて取り組んでいる。

③ 事業費の予算額と実績額

(単位: 千円)

区分	2016 年度	2017 年度	2018 年度
当初予算額	457,589	452,708	428,911
実績額	426,761	402,220	407,363

④ 2018 年度実績額における主な事業費と財源

【主な事業費】

(単位: 千円)

区分	金額
報償費	344
委託料	389,123
負担金補助及び交付金	—
その他	17,896
計	407,363

【主な財源】

(単位:千円)

区分	金額
健康増進対策費補助金(国 1/2)	5,220
健康増進事業費負担金(都 2/3)	27,076
医療保健政策包括補助事業費補助金(都 1/2)	137
その他一般財源	374,930
計	407,363

(2) 指摘事項

【指摘事項Ⅱ-3】再委託の承認について

(監査要点:委託事業の法規等準拠性)

1) 現状

各種検診の受診勧奨はがきを随時印刷発注している。そのうち、成人健診事業における「肝炎ウイルス・胃がんリスク検診受診勧奨はがき印刷契約」(印刷製本費 499,824 円)及びがん予防対策推進事業における「乳がん検診受診再勧奨はがき印刷契約」(印刷製本費 614,908 円)を抽出し検証した。

いずれの契約においても、「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」第5項に基づき、受託業務の一部を再委託することに関する承認申請がなされており、市は再委託を承認している。

情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書より抜粋

(再委託の禁止)

5 乙は、あらかじめ甲に書面により申請し、承認された場合を除き、受託事務の処理を第三者に委託してはならない。また、甲に承認された後変更が生じた場合は、速やかに再申請しなければならない。

なお、再委託する業務内容及び再委託する理由は、下記のとおりとなっている。

3. 再委託する業務内容及び再委託する理由

- (1) 再委託する業務内容 はがき印刷及び宛名印字
 (2) 再委託する理由 特殊印刷加工の為、専門性の高い協力会社へ委託

出所)受託業務の一部を再委託することに関する承認申請書

2)問題の所在・指摘事項

再委託については、印刷製本請負契約書(以下、「契約書」という。)においても、下記のとおり規定されている。

契約書より抜粋

(委任又は下請負の禁止)

第 5 条 乙は、この契約の履行の全部又は主要な部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

1)現状において記載したとおり、市は「はがき印刷及び宛名印字」業務の再委託を承認している。しかし、当該契約が印刷製本請負契約であることを踏まえると、「はがき印刷及び宛名印字」は当該業務の根幹部分であるといえる。つまり、契約の履行の主要な部分を再委託していることになり、契約書第 5 条第 1 項の規定に従っていない。

同第 2 項において、承諾を得れば契約の一部を再委託することができることとされているが、これは契約の主要な部分を除いた残りの業務内容の一部を意味しているものとする。

この点、本契約は、はがき印刷及び宛名印字、成果物の順列、郵便局ごとの納品を業務内容としていることから、「はがき印刷及び宛名印字」は第 2 項に規定する「契約の一部」には該当せず、第 1 項に規定する「主要な部分」に該当することとなる。

したがって、「はがき印刷及び宛名印字」について、市は再委託の承認をするべきではなかった。

また、再委託する理由が「特殊印刷加工の為」となっているが、これは当該受注者では、特殊印刷加工に対応できないということを意味している。

つまり、当該受注者を契約相手先として選定すること(そもそも、見積書徴取先として選定すること)が、適切であるか否か疑問が残るところである。

3)改善案

再委託を承認するに当たっては、再委託する業務内容が契約の履行の全部又は主要な部分に該当しないか否かについて、慎重に判断したうえで行う必要がある。

また、見積書徴取先の選定に当たっては、徴取先が業務を履行することができるか否かについて、十分に検討を行う必要がある。

(3) 監査の意見

【意見Ⅱ-6】 成人健診・がん検診の相互乗り入れの実施について

(監査要点: 事業の有効性・効率性)

1) 現状

市は、成人健診・がん検診を受診できる医療機関を指定しているが、町田市内の医療機関に限られている。

一方、乳幼児健康診査については、相模原市の指定医療機関でも受診することができ、小児定期予防接種については、八王子市・日野市・多摩市・稲城市・相模原市の指定医療機関で受けることができる。いわゆる相互乗り入れを実施している。

2) 問題の所在・意見の内容

市境近辺の市民としては、近隣市において成人健診・がん検診を受診できるようになれば、利便性の向上につながると考える。

相模原市が公表している「平成 29 年度 町田市と相模原市の連携・交流実績」(出典: 相模原市ホームページ)によると、乳幼児健康診査について、町田市民が相模原市の医療機関を利用した実績が 73 人、相模原市民が町田市の医療機関を利用した実績が 81 人となっている。このことから、成人健診・がん検診についても、一定の市民ニーズがあるのではないかと考えられる。

また、上述したとおり、市は、成人健診・がん検診の受診者数の増加に向けて取り組んでいるが、その効果にも限界があるのが実情である。この点、相互乗り入れの実施に一定の市民ニーズがあるのであれば、受診者数増加のための新たな取り組みの一つとなるのではないかと考えられる。

このことから、成人健診・がん検診の相互乗り入れの実施は、市民の利便性向上及び受診者数の増加につながると考える。

3) 改善案

アンケート調査などにより、相互乗り入れに関する市民ニーズを把握するとともに、相模原市・町田市保健福祉行政連絡会議等の場において、相互乗り入れの実施可能性について検討することが望ましい。

Ⅲ. 保健予防課

保健予防課は、予防接種や医療費助成、母子保健に係る事務等を適切に実施し、市民一人ひとりが健やかで安心して過ごせるための支援を充実させることを使命としている。所管する事務は以下のとおりとなっている。

- 医療費助成(結核・大気等)に関する事
- 健康づくりの推進に関する事
- 食育推進に関する事
- 精神保健に関する専門相談の対応をする事
- 感染症の予防と普及啓発、疫学調査・防疫・相談の対応をする事
- 歯科保健に関する事
- 難病に関する相談の対応をする事
- 母子保健に関する事
- 保健栄養に関する事
- 健康福祉会館の管理運営に関する事
- 予防接種に関する事

また、予算上は、保健予防事務費、保健栄養事業費、成人保健指導事業費、予防接種費、母子健診事業費、母子保健指導事業費、歯科保健事業費、保健所運営事業費の各事業に区分されている。

(単位:千円)

事業名	平成 30 年度予算
保健予防事務費	63,340
保健栄養事業費	5,594
成人保健指導事業費	579
予防接種費	957,672
母子健診事業費	341,360
母子保健指導事業費	85,001
歯科保健事業費	16,431
保健所運営事業費	61,527
保健予防費 計	1,531,504

市が公表している「平成 30 年度(2018 年度)課別・事業別行政評価シート」によると、2018 年度の保健予防課の事業を踏まえた今後の課題としては、1)産後ケアについては、「休息をとりたい」、「育児の相談をしたい」等のニーズに応えられるよう、実施医療機関との調整や実施方法の検討が必要である、2)更なる食育の推進のために、関係機関・団体等がそれぞれの特性を生かしながら連携・協働した取組が必要である、3)高齢者歯科口腔健診について、対象者への制度周知を図ること、及びオーラルフレイルの重要性について浸透させることが必要であるとしている。

また、これらの課題に対する今後の取り組みとしては、1)産後ケア事業について、引続き利用者アンケートや実施医療機関との会議により効果を検証し、実施方法を検討する、2)食品ロス削減の取組や、食に関する知識や意識の低さが見られた若い世代に向けた取組について関係機関・団体等と連携して検討する、3)高齢者歯科口腔健診の周知及びオーラルフレイルの理解促進のため、庁内でのイベント実施や図書館と連携した事業等、普及啓発に取り組むとしている。

1. 保健予防事務費

(1) 事業の概要

主な業務:

感染症予防、結核対策、エイズ・性感染症対策、各種健診・検査、医療費助成制度、精神保健、難病対策

① 事業の内容

法令に基づく医療費助成を行うとともに、感染症対策、精神保健事業及び難病対策等を行っている。

区分	主な内容
感染症予防	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)に基づき、感染症対策を行っている。
結核対策	結核に罹患した患者に対して、家庭訪問や結核病院への訪問を行い、面接相談等により必要な支援及び指導を行うとともに、療養にかかる公費負担業務、患者の家族や接触者に対する健康診断・健康相談等を実施している。
性感染症対策	HIV 感染症などの性感染症の早期発見に努めるとともに、予防等に関する普及啓発活動を行っている。
医療費助成制度	長期の療養又は多額の医療費を必要とする以下の疾病等について、患者本人及びその家族の経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行っている。 ①結核医療(一般医療、入院勧告又は入院措置) ②自立支援医療(育成医療) ③療育給付 ④養育医療 ⑤感染症医療 ⑥大気汚染関連疾病 ⑦妊婦高血圧症候群等 ⑧光化学スモッグ障がい者医療申請等受付業務 ⑨石綿健康被害者認定申請等の受付業務 ⑩骨髄移植ドナー支援事業助成金
精神保健	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障がい者の早期発見及び早期治療を促し、その社会復帰、地域生活の継続を支援している。
難病対策	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、「難病患者療育支援事業」として、保健師等による訪問指導等を実施し、医療・福祉の連携のもと、安心安全な療養生活の支援を行っている。

② 2018 年度の取り組み、成果

結核医療、未熟児養育医療等の医療費助成を行っている。感染症対策としては、感染症のまん延防止のための啓発や相談を随時実施するほか、HIV、性感染症の検査を実施し

ている。加えて、難病及び精神疾患の患者や家族に対し訪問や電話での相談を行っている。また、ひきこもり本人が参加するグループワーク等を実施している。

このうち、2018 年度における養育医療費及び結核医療費(入院及び通院)の請求件数及び助成額は以下のとおりである。

区分	請求件数	助成額
養育医療費	211 件	20,711 千円
結核医療費	643 件	5,326 千円

③ 事業費の予算額と実績額

(単位:千円)

区分	2016 年度	2017 年度	2018 年度
当初予算額	84,032	77,051	63,340
実績額	53,718	52,114	54,457

④ 主な事業費と財源

【主な事業費】

(単位:千円)

区分	金額
医療費助成費	27,660
(うち養育医療費助成)	(20,711)
(うち育成医療費助成)	(1,623)
(うち結核医療費助成)	(5,326)
検査委託料	11,868
(うち結核血液検査業務)	(1,330)
(うち風しん抗体検査業務)	(9,528)
(うち性感染症検査業務)	(1,008)
感染症審査協議会委員報酬	2,885
その他	12,044
計	54,457

【主な財源】

(単位:千円)

区分	金額
結核患者入所医療療育費国庫負担金	4,441
未熟児養育医療費国庫負担金	8,740
感染症予防事業費国庫負担金	9,048
その他一般財源	32,228
計	54,457

(2) 指摘事項

【指摘事項Ⅲ－1】 講師謝礼金額の誤りについて

(監査要点: 支出事務の適正性(内部統制))

1) 現状

コホート検討会とは、結核患者における DOTS(直接服薬確認療法)と終了者等の支援経過及び現状を把握・分析し、効果的かつ効率的な患者支援を検討し、町田市保健所における今後の結核患者支援体制及び関係機関の連携強化を図る目的で開催されるものである。2018 年度には 2 回開催されており、2019 年 2 月 7 日に第 2 回町田市保健所コホート検討会が開催されている。

【第 2 回 町田市保健所コホート検討会の概要】

開催日時	2019 年 2 月 7 日
対象者	市内医療機関において感染症対策に携わる職員 町田市保健所保健予防課職員
内容	○講師による講義 「困難事例への包括的(保健、医療、福祉)な関わりについて」 ○コホート検討 2017 年 1 月 31 日から 2018 年 6 月 30 日までの結核新規登録者のうち、実際に対応した事例について検討(4 ケース)

コホート検討会は講師による講義と事例検討から構成されており、外部から招へいた講師に対しては所定の謝礼が支払われている。また、コホート検討会の謝礼は従前より 1 回 18,000 円(9,000 円×2h×1 人)として運用されており、第 2 回コホート検討会議においては、公益財団法人結核予防会より講師の派遣を受けている。

検討会開催後の 2019 年 3 月 18 日付けにて謝礼金が支出されているが、その際、本来は 1 人分の 18,000 円を支払うべきところ、誤って 2 人分の 36,000 円を振り込んでいる。所管課としては過払いに気付いていなかったものの、その後、公益財団法人結核予防会からの指摘により認識し、翌日付けにて過払い金返還のための納入通知書を発送している。

2) 問題の所在・指摘事項

2019 年 3 月 8 日付けの「支出負担行為兼支出命令書」において 36,000 円を支出することを起案後、上長及び会計課の決裁を経たにも関わらず、過払いが認識されないまま支出に至っている。

所管課においては、コホート検討会の開催自体は担当の保健師が行うものの、謝礼金等を始めとする支出事務に関しては、別の事務職員がこれを担当する運用が取られている。その際、事務職員は保健師より入手した企画書等の支出根拠資料に基づいて「支出負担行為兼支出命令書」を起案するが、当該資料には今回の執行予定額 18,000 円と併せて年間予算額 36,000 円が記載されていたことから、これを誤認したものである。

2018年度第2回 町田市保健所コホート検討会 企画書 抜粋

- 1 目的 結核患者におけるDOTS終了者等の支援経過及び現状を把握分析し、効果的かつ効率的な患者支援を検討することで、当保健所における今後の結核患者支援体制及び関係機関連携の強化を図る。
- 2 目標 (略)
- 3 日時 2019年2月7日(木) 15:00から17:00まで
- 4 会場 健康福祉会館 2階 健康教育室
- 5 講師 (略)
- 6 対象者 市内医療機関及び当課職員
(略)
- 7 内容 講師講義:困難事例への包括的(保健、医療、福祉)な関わりについて
コホート検討:2017年1月31日から2018年6月30日までの結核新規登録者のうち、実際に対応した事例について検討(4ケース)
- 8 予算 (略)
感染症対策事業>報償費>講師謝礼 コホート検討会謝礼
36,000円(9,000円×2h×1人×2回)

本件自体は相手方からの申し出により過払い分の返還を受けており、その点については治癒されているものの、支出事務の内部統制が有効に機能していなかったものと言え、改善の必要がある。

3)改善案

企画書に添付された資料には、「今回の執行予定額18,000円(予定執行率50.0%、現在の執行率50.0%)」との記載があり、今回の謝礼金額が18,000円であることは示されているものの、企画書上は年間の予算額のみが記載されている。確かに、企画書上も予算額36,000円の積算方法として回数(2回)が明示されていることから、過去に本件の事務処理の経験があれば1回の執行予定額が18,000円であることは認識可能とも言える。しかし、感染症対策事業の実際の業務に関与していない事務職員が支出事務を担うことを踏まえると、予算の範囲内の支出である旨を説明する情報は必要ではあるものの、事務処理の誤りを防ぐためには、今回の支出額の情報をより明確に示すことが重要なものと考えられる。これは、上長が支出行為の妥当性を確認し、承認する上でも必要な情報である。また、人事異動等により事務職員が交代した場合において、事務処理を効率的に誤りなく行うためにも必要である。

今後、事業を実施する保健師等から支出事務を担当する事務職員に提出される支出根拠資料の記載方法や、支出根拠資料の送付時における依頼方法等について、支出額等を誤認することがないような形態とする等、事務処理の改善を図ることが必要である。なお、本件はコホート検討会の謝礼に関する事案であるが、保健所の業務の特性上、保健

師等が事業を実施し、支出事務については別の事務職員が担うことが多いものと考えられることから、類似の事務処理についても、これを機会に見直しを行われたい。

【指摘事項Ⅲ－2】 単価契約における契約方法について

(監査要点:委託事業の法規等準拠性)

1)現状

検体等搬送業務委託は、町田市が感染症等の原因究明のために採取した喀痰、ふん便、尿等の検体(以下、「検体」という。)を、市の搬送要請がある度に収集し、同日中の指定時間までに市の指定する場所から搬送目的地(東京都健康安全研究センター等の検査機関)へ搬送する業務を委託するものである。

【検体等搬送業務委託の概要】

契約名	検体等搬送業務委託(単価契約)
契約相手先	大和ライン株式会社
契約金額	標準搬送(往復):18,360円(税込) 特例搬送(往復):18,360円(税込)
契約期間	2018年4月1日から2019年3月31日
業務内容	<p>○ 業務の概要</p> <p>町田市が感染症等の原因究明のために採取した喀痰、ふん便、尿等の検体を、受託者は、市の搬送要請がある度に、市の指定する場所(搬送元)から検体を収集し、同日中の指定時間までに搬送目的地(搬入先)へ搬送する。</p> <p>[搬送元]</p> <p>(1)町田市保健所中町庁舎 (2)町田市健康福祉会館 (3)鶴川保健センター (4)その他市の指定する場所</p> <p>[搬入先]</p> <p>(1)東京都健康安全研究センター (2)その他の市の指定する場所</p> <p>○標準搬送:行政機関の休日を除く日の午前8時30分から午後5時までの間に検体等を搬入先へ搬送することをいう。 ○特例搬送:標準搬送における搬入時間以外の時間に搬入先へ搬送することをいう。</p>
搬送予定回数	標準搬送:26回(往復) 特例搬送:1回(往復) なお、当該搬送予定回数は、実際の発注回数を保証するものではない。

2)問題の所在・指摘事項

財務部契約課の作成した「契約事務の手引書」によれば、単価契約とは、契約の目的、規格及び単位当たりの価格だけを決めておき、契約の履行実績に応じて支払額を確定することを約した契約である。また、単価契約の中には、①購入又は給付等の時期や数量等を明記しない基本契約を締結し、その後必要に応じて購入又は給付等のための実契約を締結する形態と、②購入又は給付等の時期を明記して契約を締結する形態の2種類があるとされている。

「契約事務の手引書」財務部契約課 抜粋					
第7節 契約の形態					
2. 単価契約					
単価契約とは、一定期間内に反復的に物品を購入したり役務の給付を受けたりする場合には、契約の目的、規格及び単位当たりの価格だけを決めておき、契約の履行実績に応じて支払額を確定することを約した契約です。					
単価契約を行う事例としては、あらかじめ数量を確定することができない場合(ガソリンの満タン給油、不特定多数を対象とする予防接種や健診等)や、一定期間継続して行われる場合(電気、ガス、水道、電気通信等)が考えられます。					
単価契約の中には、①購入又は給付等の時期や数量等を明記しない基本契約を締結し、その後必要に応じて購入又は給付等のための実契約を締結する形態と、②購入又は給付等の時期を明記して契約を締結する形態の2種類があります。					

また、当該契約の契約条件によって、次の4つの形態に分類されている。

形態	契約条件				
	規格	単価	予定数量	推定総額	実施時期
形態1(実契約)	○	○	○	○	○
形態2(実契約)	○	○	×	×	○
形態3(基本契約)	○	○	○	○	×
形態4(基本契約)	○	○	×	×	×

出所「契約事務の手引書」財務部契約課 抜粋

検体等搬送業務委託は単価契約であるが、契約条件として、規格、単価、予定数量(搬送予定回数)、推定総額及び実施時期(履行期間)が定めており、「形態1(実契約)」に分類される形態を採っている。また2018年4月1日に当初の契約を締結したが、2018年9月1日に第1回の変更契約を、2018年12月1日に第2回の変更契約を締結している。

これは、当初契約時において、標準搬送及び特例搬送とを合わせて27回の搬送を予定していたが、麻しん流行の拡大に伴い検体の搬送件数が増加し、推定総額を超過することが見込まれたことから、その都度、変更契約を締結したものである。最終的な搬送数は62回となり、支出額は1,138,320円となっている。

表 18 検体等搬送業務委託における予定数量の推移と実績数

区分	単価	予定数量	推定総額
当初契約(2018年4月1日)	18,360 円	27 回	495,720 円
第1回変更契約(9月1日)	18,360 円	43 回	789,480 円
第2回変更契約(12月1日)	18,360 円	74 回	1,358,640 円
実績	18,360 円	62 回	1,138,320 円

出所) 町田市提出資料より監査人が作成

(注 1) 予定数量は、標準搬送(往復)及び特例搬送(往復)の回数の合計。

(注 2) 実績の「予定数量」欄は実績数、「推定総額」欄は最終の支出額を記載している。

一方、2018年4月以降の搬送実績は下表のとおりであり、第2回変更契約直前の11月末において累積搬送回数は46回に達しており、第1回変更契約の予定数量である43回を超過している状況にある。町田市の場合、推定総額を定めた場合には、推定総額を超えた発注を行わない運用としているが、結果的に、推定総額を超えた発注がなされている。

表 19 毎月の搬送実績の推移

(単位:回)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
搬送数	1	13	2	0	10	8	7	5	3	2	4	7	62
累計	1	14	16	16	26	34	41	46	49	51	55	62	62

出所) 町田市提出資料より監査人が作成

しかし、検体等搬送業務は感染症の発生動向に左右されるため、性質上、数量を予定することが困難なものである。このため、本来は予定数量及び推定総額を定めずに契約を締結すべき事案であり、その場合には、変更契約の手續自体が不要であったものである。

3) 改善案

本件契約については、感染症の発生動向に左右されるため、性質上、数量を予定することが困難なものであるにも関わらず、予定数量及び推定総額を定めた契約としたことから、本来は不要な変更契約という事務手續を要したことや、推定総額を超えた発注がなされるという問題が生じている。

所管課によれば、契約を担当する職員の異動があったこと等から、事務処理を誤ったものとのことであるが、いずれにしても、単価契約にかかる契約手續の理解が不十分であったことに起因するものである。本件に限らず、保健予防課は所掌事務の特性上、単価契約を締結することが多いものと考えられることから、事務打ち合わせや会議等の機会を通して、「契約事務の手引書」等により、単価契約の契約締結方法に対する職員の理解をより深めることが必要である。

また、本件契約に限らず、本来、予定数量及び推定総額を定めるべきではない契約が、これらを定めた形で締結されていないことをあらためて確認する必要がある。

【指摘事項Ⅲ－3】 単価契約における予定数量の積算方法について

(監査要点:委託事業の法規等準拠性)

1)現状

「【指摘事項Ⅲ－2】単価契約における契約方法について」に記載した検体等搬送業務委託については、単価契約を締結するにあたり予定数量を設定しており、当初契約においては、標準搬送 26 回、特例搬送 1 回の計 27 回と見積もっている。

ちなみに、2015 年度から 2017 年度における搬送回数の実績を見ると、2015 年度の 33 回から 2016 年度の 65 回まで幅があるが、これは各年度において感染症の発生動向が異なるためである。一方、2018 年度の当初契約時においては、最も少ない 2015 年度よりも低い水準にて予定数量を設定している。

表 20 検体等搬送業務委託における搬送回数等の実績の推移

区分	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
搬送回数	33 回	65 回	58 回	62 回
単価	8,640 円	10,584 円	10,584 円	18,360 円
支出総額	285,120 円	687,960 円	613,872 円	1,138,320 円

出所)町田市提出資料より監査人作成

所管課によれば、2018 年 1 月に指名競争入札を実施したが、入札不調で随意契約を締結することになった。その際、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号(不調随意契約)ではなく、第 1 号(少額随意契約)を根拠と誤認した。予定単価と予定数量を設定できる単価契約においては、これに乗じた推定総額が予定価格となることから、予定単価を 18,360 円に引き上げた後、予定価格が町田市契約事務規則第 24 条に定める随意契約の限度額(前各号に掲げるもの以外のも 500,000 円)の範囲内に収まるよう割り返して予定回数を設定したとのことである。

表 21 検体等搬送業務委託の当初契約時における予定数量及び推定総額

区分	単価	予定数量	推定総額
当初契約(2018年4月1日)	18,360 円	27 回	495,720 円

出所)町田市提出資料より作成

(注) 予定数量は、標準搬送(往復)及び特例搬送(往復)の回数の合計。

町田市契約事務規則 抜粋

(随意契約の限度額)

第 24 条 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、随意契約によることができる場合は、予定価格が次に掲げる額以下の契約とする。

- (1) 工事又は製造の請負 1,300,000 円
- (2) 財産の買入れ 800,000 円
- (3) 物件の借入れ 400,000 円

- (4) 財産の売払い 300,000 円
- (5) 物件の貸付け 300,000 円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 500,000 円

2) 問題の所在・指摘事項

本来、単価契約における予定数量は、過去の実績等や当該年度における発注見込等を勘案して試算するものであり、随意契約の限度額の範囲内とするよう割り返して設定するものではない。本件契約は、前述のとおり、そもそも予定数量及び推定総額を設定すべきではない契約であるものの、このような考え方により予定数量を設定することは、競争入札を意図的に回避することにつながる行為であり、厳に慎むべきである。

なお、予定数量及び推定総額を設定しない場合には、予定単価の額が随意契約の限度額の範囲内にあれば、所謂「少額随意契約」として契約を締結することが可能である。

3) 改善案

「【指摘事項Ⅲ－2】単価契約における契約方法について」とともに、単価契約にかかる契約手続の理解が不十分であったことに起因するものである。本件に限らず、保健予防課は所掌事務の特性上、単価契約を締結することが多いものと考えられることから、事務打ち合わせや会議等の機会を通して、「契約事務の手引書」等により、単価契約の契約締結方法に対する職員の理解をより深めることが必要である。

【指摘事項Ⅲ－4】 単価契約における契約条項等について

(監査要点: 委託事業の法規等準拠性)

1) 現状、

財務部契約課の作成した「契約事務の手引書」によれば、契約条件に推定総額がある場合には、推定総額の表記を契約書に追加するとともに、契約約款の総則(第1条)の後に、次の表記を記載することとされている。しかし、今般の監査において閲覧した「検体等搬送業務委託(単価契約)」を始めとする単価契約の契約書においては、当該特例は記載されていない。

(単価契約における特例)

- 第1条の2 乙は、この契約の実施時期について仕様書等に具体的に明示されていないときは、甲の指示に基づいて随時履行するものとする。
- 2 甲及び乙は、この契約に置いて推定総額を定めているときは、その額を超えて発注又は受注してはならない。
- 3 乙は、前各項の場合において、甲の指示によって推定総額を超えることになるときは、甲に対してその旨を通知し、甲の承諾を得なければならない。
- 4 請求金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

2)問題の所在・指摘事項

予定数量を設定する場合の単価契約においては、推定総額は当該事業にかかる歳出予算の範囲内で予算執行の適正を期するために定めた発注限度額として定義づけられていることから、年度途中で推定総額を上回る場合には、推定総額の変更が必要となり、変更契約が必要となる。このため、事業者が推定総額を上回る事が無いよう、単価契約書上に取り扱いを明記することが必要である。

3)改善案

本件契約に限らず、保健予防課は所掌事務の特性上、単価契約を締結することが多いものと考えられることから、「【指摘事項Ⅲ－2】単価契約における契約方法について」に記載したように、本来、予定数量及び推定総額を定めるべきではない契約が、これらを定めた形で締結されていないことを確認するとともに、予定数量及び推定総額を定めた契約については、約款に当該条項を追加していることを併せて確認する必要がある。

2. 保健栄養事業費

(1) 事業の概要

主な業務:

健康づくり推進、食育推進、保健栄養

① 事業の内容

町田市食育推進計画に基づき、市民、関係機関・団体、行政等が食のネットワークを活用し、食を通じたまちづくりを目指す。

② 2018年度の主な取り組み、成果

食育フェア、食育ツーリズムなどの推進活動を継続して実施している。
第1次計画の満了に伴い、第2次食育推進計画の策定を行っている。

③ 事業費の予算額と実績額

(単位:千円)

区分	2016年度	2017年度	2018年度
当初予算額	1,989	6,137	5,594
実績額	1,746	4,591	5,124

④ 2018年度実績額における主な事業費と財源

【主な事業費】

(単位:千円)

区分	金額
報償費	679
需用費	667
役務費	22
委託料	3,608
使用料及び賃借料	20
負担金補助及び交付金	126
計	5,124

【主な財源】

(単位:千円)

区分	金額
食育推進活動支援事業費補助金(都 1/2)	1,000
その他一般財源	4,124
計	5,124

(2) 指摘事項

【指摘事項Ⅲ－5】 任意団体に対する委託契約に係る仕様書記載事項の遵守について
(監査要点: 契約先へのモニタリングの適正性)

1) 現状

市は、食育に関する情報や体験の場を提供することで、市民が食育に関心を持ち、実践につながることを目的に、食育に関するイベントとして食育フェアを開催している。

この食育フェアの中で、特定給食施設等(特定給食施設等の内容については「【指摘事項Ⅲ－10】特定給食施設栄養管理講習会の講師謝礼金額の根拠不明瞭について」の項に記載している。)の日頃の研究成果を発表すると同時に、地域住民の食を通じた健康づくりに寄与することを目的として、「みんなの健康食生活展」が実施されている。食育フェア及び健康食生活展の概要は次のとおりである。

【食育フェア及びみんなの健康食生活展の概要】

開催日時	平成30年11月11日(日) 10:00～15:00	
実施会場	町田市民フォーラム	
開催内容	講演会、試食、クイズ、測定、相談、展示等	
全体来場者数	851人	
健康食生活展の実施状況	来場者数	469人
	内容等	<ul style="list-style-type: none"> ○筋肉量を知ってフレイル(虚弱)を予防しよう 病院の栄養士による握力測定、指輪っかテスト ○野菜となかよし！元気いっぱい町田っ子 学校の栄養士による箱の中の野菜をさわって当てるゲーム ○食べ物釣りゲームや折り紙で遊ぼう。だしのとり方を学んで試飲しよう 保育園の栄養士によるゲームとだしの試飲 ○ロジャンケンで顔の筋トレ&脳トレ～かむ力をつけよう～ 高齢者施設の栄養士によるロジャンケン ○ヤクルトミニシアターをのぞいてみよう！ ヤクルトの試飲やクイズ

出所)町田市提出資料より監査人作成

健康食生活展の実施に当たっては、管内の給食施設(保育所、学校、高齢者施設、病院等)や栄養関係団体の職員からなる健康食生活展実行委員会(以下、本項において「実行委員会」という。)が組織されており、市は実行委員会に対して、健康食生活展の企画・運営を委託している。

【委託契約の概要】

契約件名	「健康食生活展」事業実施に係る業務委託
契約金額	100,000 円
契約期間	2018 年 8 月 1 日～2019 年1月 31 日
契約の相手方	健康食生活展実行委員会

出所)「業務委託契約書」

しかし、町田市特定給食施設栄養改善普及事業実施要領によれば、実行委員会の庶務は保健予防課において処理することとされている。このため、健康食生活展に係る実質的な事務、すなわち企画・運営に関する各種書類の作成等は市職員が実施している。

【実行委員会の庶務】

5 庶務

委員会の庶務は、保健所保健予防課において処理する。

出所)「町田市特定給食施設栄養改善普及事業実施要領」

2)問題の所在・指摘事項

前述のとおり、市は、健康食生活展の企画・運営を実行委員会へ委託しているが、その一方で実行委員会に係る実質的な事務を市職員が行なっている。

このことは、事実上、市が自己を相手方として委託契約を締結していると捉えられる。市が、自己に対して委託を行う場合、委託者と受託者の関係が崩れ、委託者が通常、受託者に対して実施する指示、監督、確認等の統制が弱くなると考えられる。また、委託契約額に対しても金額の妥当性、適正性について疑念が生じる。

よって、本委託契約は不適切であると言わざるを得ない。

市によれば、以前は本事業の実施主体は東京都であり、東京都が東京都施設給食協会に業務委託をしていた。しかし、事業が市へ移管される際に、実施手法や庶務の取り扱いについて特段の整理を行わなかったために、現在の状況となっているとのことである。

3)改善案

市は、委員会そのものの意義の問題から、令和元年度については実行委員会への委託契約は実施しておらず、健康食生活展も開催していない。また、町田市特定給食施設栄養改善普及事業実施要領についても令和元年度中に廃止の予定とのことである。

市においては、過去の経緯等から本事業のように市が自己へ委託を行っているような契約が他にないかを検証し、発見された場合には委託契約を見直す等適切に対応する必要がある。

【指摘事項Ⅲ－6】 食育講演会講師謝礼金額の根拠不明瞭について

(監査要点:事業の有効性・効率性)

1)現状

市は、食育フェアの中で、食育に関する情報や体験の場を提供することで市民が食育に関心を持ち実践につながるようにする目的で、食育講演会を開催している。

【食育講演会の概要】

開催日時	2018年11月11日(日)13:00～14:30
実施会場	町田市民フォーラム
テーマ	忙しい人のための 野菜をおいしく食べきる方法
来場者数	65人

出所)町田市提出資料より監査人作成

食育講演会では、講演会講師に報償費5万円の支出がされている。

5万円の支出根拠を確認したところ、過年度から食育講演会の講師謝礼金額は5万円とのことであり、講師謝礼金額を5万円とする根拠を明確にした内部決裁等は確認できなかった。

2)問題の所在・指摘事項

金額の根拠が確認できない以上、適切な支出がなされていない、もしくは、過大又は過少に支出された、といった可能性を否定できない。

3)改善案

講師謝礼金額については、支出の根拠を明確にすることが必要である。

なお、著名な講師を招聘する場合は講義内容、講師の経歴等様々であり、講師によって謝礼金額も変動することが想定される。

このため、食育フェアの開催趣旨等を踏まえ、必要と考えられる予算所要額を適切に確保することが望ましい。

【指摘事項Ⅲ－7】 食育ボランティア勉強会の講師謝礼金額の根拠不明瞭について

(監査要点:事業の有効性・効率性)

1)現状

市では、町田市食育推進計画に基づき、食を通じた地域交流の推進により、家族や友人と一緒に食卓を囲んで食事をする大切さなどの普及啓発を図ることを目的として、食に関する知識や技術を持つ食育ボランティアを養成し、自主的な活動ができるように支援している。

食育ボランティア向けに、例年ボランティア活動に係る講師を招聘し勉強会が開催され

ており、講師謝礼金額として報償費 36,000 円(18,000 円/時間×2 時間)が支出されている。

18,000 円の支出根拠を確認したところ、東京都から移管された他事業の金額を参考にしたものとのことであり、根拠を明確に記載した内部決裁等は確認できなかった。

2)問題の所在・指摘事項

金額の根拠が確認できない以上、適切な支出がなされていない、もしくは、過大又は過少に支出された、といった可能性を否定できない。

3)改善案

講師謝礼金額については、支出の根拠を明確にすることが必要である。

保健予防課では、成人保健事業については講師等に支払う報償費の支出基準が内規として整備されている。

このため、食育推進事業についても同様に内規を整備し、当該内規に基づき支出することが考えられる。

【指摘事項Ⅲ－8】 町田栄養・食生活ネットワーク会議の講師謝礼金額の根拠不明瞭について

(監査要点: 事業の有効性・効率性)

1)現状

市では、市内の給食施設や栄養関係団体とネットワークを形成し、推進プラン及び町田市食育推進計画に掲げている栄養課題に対して保健栄養事業を総合的に推進するため、町田栄養・食生活ネットワーク会議を開催している。

町田栄養・食生活ネットワーク会議では、講師を招聘し講演会が開催されており、講師謝礼金額として報償費 36,000 円(18,000 円/時間×2 時間)が支出されている。

18,000 円の支出根拠を確認したところ、東京都で事業実施されていた金額を保健所移管時に引き継いだものとのことであり、根拠を明確に記載した内部決裁等は確認できなかった。

2)問題の所在・指摘事項

金額の根拠が確認できない以上、適切な支出がなされていない、もしくは、過大又は過少に支出された、といった可能性を否定できない。

3)改善案

講師謝礼金額については、支出の根拠を明確にすることが必要である。

保健予防課では、成人保健事業については講師等に支払う報償費の支出基準が内規として整備されている。

このため、保健栄養事業についても同様に内規を整備し、当該内規に基づき支出することが考えられる。

【指摘事項Ⅲ－9】 健康づくり調理従事者研修会の講師謝礼金額の根拠不明瞭について

(監査要点:事業の有効性・効率性)

1)現状

市では、市民の食生活の質の向上、健康づくりの推進を図ることを目的として、飲食店の調理従事者を対象として、調理従事者に必要な基本的事項及び新しい健康・栄養情報を提供するため健康づくり調理従事者研修会を開催している。

平成30年度における事業概要は次のとおりである。

【健康づくり調理従事者研修会の概要】

実施日	2019年2月13日(水)
実施会場	町田調理師専門学校
テーマ	食材を使い切り&おしゃれなコスパ重視のメニュー
来場者数	15人

出所)町田市提出資料より監査人作成

健康づくり調理従事者研修会は、保健所移管前から都で実施されていた事業であり、現在も毎年度、市内の調理師専門学校の教室を借りて事業が開催されている。

市は、調理師専門学校へ講師謝礼金40,000円(10,000円/時間×4時間)及び会場借上料20,000円を支払っている。

調理師専門学校へ支払われている講師謝礼金額について、10,000円の支出根拠を確認したところ、東京都で事業実施されていた金額を保健所移管時に引き継いだものとのことであり、根拠を明確に記載した内部決裁等は確認できなかった。

2)問題の所在・指摘事項

金額の根拠が確認できない以上、適切な支出がなされていない、もしくは、過大又は過少に支出された、といった可能性を否定できない。

3)改善案

講師謝礼金額については、支出の根拠を明確にすることが必要である。

保健予防課では、成人保健事業については講師等に支払う報償費の支出基準が内規として整備されている。

このため、保健栄養事業についても同様に内規を整備し、当該内規に基づき支出することが考えられる。

【指摘事項Ⅲ－10】 特定給食施設栄養管理講習会の講師謝礼金額の根拠不明瞭について
(監査要点: 事業の有効性・効率性)

1) 現状

市は健康増進法に基づき、給食施設における利用者やその家族の健康保持・増進を図る目的で、特定給食施設から提出される栄養管理報告書を受理後点検して、取り纏めの上、都へ提出するとともに、特定給食施設等に対して巡回指導等の個別指導、栄養管理講習会等の集団指導を行っている。

これらの概要は次のとおりである。

【特定給食施設等に関する業務の概要】

特定給食施設等	<p>「特定給食施設」とは、次の条件を満たしている給食施設である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 給食施設の利用者がほぼ同一人と推定される。 2. 週1日以上で、ほぼ1カ月以上継続している。 3. その給食数が1回100食以上又は1日 250 食以上である。 <p>上記に該当しなくても、特定多数人に対し、週1回以上継続的に1回 20 食以上又は1日 50 食以上の食事を提供する施設は、「その他の給食施設」として「特定給食施設」に準じて扱われている。</p> <p>市における特定給食施設等は245施設(2019年3月末日)である。</p>
栄養管理報告書の受理等	<p>特定給食施設は、毎年5月及び11月の年2回、施設の給食について栄養管理報告書を作成し市へ提出する。</p> <p>市は、栄養管理報告書を受理後点検して、取り纏めの上、都へ提出する。また、市は、栄養管理報告書により特定給食施設における栄養管理の状況を把握し、給食施設指導に活用している。</p>
個別指導	<p>栄養管理の方法や栄養指導等について、施設を個別に訪問して指導を行う巡回指導や来所、電話等による指導を行っている。</p>
集団指導	<p>栄養管理講習会、施設種類別給食連絡会等を開催し、栄養管理に関する情報の提供等を行っている。</p>

出所) 町田市提出資料より監査人作成

集団指導として実施されている栄養管理講習会では、講師が招聘されており、講師謝礼金額として報償費 36,000 円が支出されている。

36,000 円の支出根拠を確認したところ、東京都で事業実施されていた金額を保健所移管時に引き継いだものとのことであり、根拠を明確に記載した内部決裁等は確認できなかった。

2)問題の所在・指摘事項

金額の根拠が確認できない以上、適切な支出がなされていない、もしくは、過大又は過少に支出された、といった可能性を否定できない。

3)改善案

講師謝礼金額については、支出の根拠を明確にすることが必要である。

保健予防課では、成人保健事業については講師等に支払う報償費の支出基準が内規として整備されている。

このため、保健栄養事業についても同様に内規を整備し、当該内規に基づき支出することが考えられる。

【指摘事項Ⅲ－11】 食品収去検査事業の廃止を含めた事業のあり方の検討について
(監査要点:事業実施の適正性(事業の重複の有無等))

1)現状

市は食品表示法に基づき、販売に供する食品について食品表示基準に基づく表示の適正化を図るため、食品販売施設等に対して食品を収去し、食品の栄養成分に係る品質の確保、表示の適正化を目的に検査を行っている。

2)問題の所在・指摘事項

同様の検査は都も実施している。また、過去 5 年間の検査実績も毎年度 1 件ないし 2 件と件数も少なく、市民生活への成果も限定的と考えられる。事業実施に係る支出は、平成 30 年度で、検査に係る委託料 112 千円余である。以上より、現状においては事業の有効性の面で市が実施する意義は少ない。

表 22 食品収去検査の実績

実施年度	2014 年度	2015 年度(注1)	2016 年度	2017 年度	2018 年度(注2)
実施回数(回)	2	-	2	2	1

出所)町田市提出資料より監査人作成

(注1) 2015 年 4 月の法改正に伴う準備期間のため、実施なし

(注2) 予算減により実施回数が1回となったもの。

3)改善案

都も同様の事業を実施している中で市が当該事業を行うことは、非効率であるとともに、市民生活への成果も限定的と考えられる。

このため、市は、事業の必要性、市民生活への成果の具体的内容等を考慮の上、事業の廃止も含め、事業のあり方を再検討する必要がある。

(3) 監査の意見

【意見Ⅲ-1】 随契理由の明確化について

(監査要点: 委託事業の法規等の準拠性)

1) 現状

市は、第2次町田市食育推進計画策定等支援業務委託について、随意契約で締結している。契約の相手方は、前年度に同計画策定に係るアンケート調査を実施した事業者である。

2) 問題の所在・意見の内容

随意契約の理由について、随契理由書によると、「前年に実施したアンケート調査の分析結果及び作成した計画骨子をもとに検証を進め、市民や委員会等の意見を反映しながら計画策定を行う。」ものであり、「既に履行済又は現に履行中の契約との一体性、整合性又は連続性を確保する必要があるとき③数次にわたる計画策定事業等について、支援業務を履行した事業者に継続して支援を行わせる必要がある契約」に該当するためとされている。

また、所管部署によれば、随意契約を行った実質的な理由は、委託業務の内容に対して予算額が少額と考えられ、競争入札を実施した場合は入札不落等が生じ契約事務手続きの遅れが予想された。平成30年度中の計画策定を前提とすると、契約事務手続きを速やかに行う必要があった。よって、限られた予算内で計画策定を進めるためには、特定の業者と業務内容について詳細な擦り合わせ等を行う必要があり、随意契約を実施せざるを得なかったとのことである。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの。」とは、たとえば、ある会場でイベントを行うことが決まっておりその会場の持ち主と契約せざるを得ない場合や、ある特許を持っている業者でなければできない業務について当該業者と契約を締結する場合など、ある者との契約以外には考えられない場合である。「既に履行済又は現に履行中の契約との一体性、整合性又は連続性を確保」を、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の具体的な条件の1つとして考えることは問題ないとしても、実際の契約でこの条件を適用するためには、地方自治法施行令に立ち返って、一体性、整合性又は連続性を確保する必要があるため、他の業者は実施できないことを明確にしなければならない。

この点、本案件においては、前述のとおり、前年に実施したアンケート調査の分析結果及び作成した計画骨子をもとに業務を行っており、前年実施した業者が有利であることは認めるが、それを持って他の業者ができない理由にはならない。つまり、前年実施したアンケート調査の分析結果や計画骨子の内容を仕様の中で丁寧に説明すれば、他の業者も実施できる可能性がある。市としては、既存の業者しか業務を実施できないと判断し地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用するのであれば、随契理由書において、「既に履行済又は現に履行中の契約との一体性、整合性又は連続性を確保」が必要で、そのためには、既存の業者以外は業務を実施できない理由を具体的に記載する必要がある。

3)改善案

以上より、今後も地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用して随意契約を継続していくのであれば、他の業者が実施できない理由を明確に記載するなど、随契理由書の記載ぶりについて、今以上に工夫が必要である。

なお、予算額が少額であるため競争入札が実施できない等は予算編成にも課題があると考えられ、効果的、経済的な業務遂行に支障を来しかねない可能性もあることから、予算所要額の適切な確保に努めることが望ましい。

**【意見Ⅲ-2】食育ツーリズムの実施に係る費用対効果を勘案した事業の再構築について
(監査要点:事業の有効性・効率性)**

1)現状

市は、食や農業生産者とふれあえる機会を増やすことで、食を楽しむ文化や食に対する感謝の心を育むことを目的として、食育ツーリズム事業を実施している。

食育ツーリズム事業とは、市民からの参加希望者を募り、農園や牧場など食育の関連施設・団体にて、施設の見学や調理等の体験を通して食育を学ぶ事業であり、平成30年度の事業概要は次のとおりである。

表 23 2018年度食育ツーリズム事業の概要

開催日	参加人数	実施場所	内容等
8月7日	18名 (大人8名、子ども10名)	築城農園、小野路ブルーベリー園、小野路里山交流館、ワーカーズコレクティブ凡	親子でうどん打ち&夏野菜とブルーベリーの収穫・調理体験 参加費:2,500円
12月8日	23名 (大人13名、子ども10名)	北島牧場、東京みるく工房ぴゅあ、忠生市民センター	乳しぼり体験&まちだ名産品を使った味噌グラタンを作ろう 参加費:2,000円

出所)町田市提出資料より監査人作成

事業の実施に当たっては、市は、企画運営について観光関連事業者へ委託しており、平成30年度の委託料は828,538円である。

また、過去5年間の参加人数推移は次のとおりである。

表 24 食育ツーリズム事業における参加人数の推移

(単位:名)

	2016年度(注1)	2017年度(注1)	2018年度(注1)
第1回目	24	15	18
第2回目	—	23	23
第3回目	—	9	—
合計	24	47	41

出所)町田市提出資料より監査人作成

(注1)2016年度は市職員主催で1回実施。2017年度は3回実施し、うち1回を市職員主催により開催、残り2回を企画のノウハウを持っている観光関連事業者で、町田市食育推進計画策定及び推進委員でもある一般社団法人町田市観光コンベンション協会へ委託により開催した。しかし、市職員の企画では集客が伸びなかったこと及び旅行業法を遵守することを考慮し、2018年度は開催数を2回とし、いずれも一般社団法人町田市観光コンベンション協会へ委託している。

2)問題の所在・意見の内容

2018年度における市の支出実績は、事業者への委託金額83万円余であるのに対して、市民の参加者数は41名(親子参加が原則であり、親子の総人数である)である。

参加者からは一人当たり2,500円ないし2,000円の参加費を徴収しているが、市の委託料支出額を参加者一人当たりで算定すると、約2万円(83万円÷41名)となる。

市の支出内容を踏まえると、参加者一人当たりの支出額が高く、参加者の費用負担の観点つまり受益者負担の適正性の観点から多めに疑問が残る。

3)改善案

食育ツーリズム事業の目的は、市民にとって意義があると考え、上記の通り費用対効果の観点から問題がある。

このため、現在の食育ツーリズム事業の内容について改編等を行い、事業を再構築することが望ましい。

具体的には、現行と同様の事業を継続する場合は参加者からの料金徴収額を増額する、農林担当部署や観光担当部署との協力により事業の再検討を行う、観光関連事業者を主体事業へと発展させる等が考えられる。

【意見Ⅲ-3】健康づくり調理従事者研修会の廃止を含めた事業のあり方の検討について (監査要点:事業の有効性・効率性)

1)現状

健康づくり調理従事者研修会の概要は、「指摘事項Ⅲ-10」に記載のとおりである。同研修会の、過去5年間の参加者数推移は次のとおりであり、減少傾向にある。

表 25 健康づくり調理従事者研修会における参加者数の推移

(単位:名)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
参加者数	27	23	18	21	15

出所)町田市提出資料より監査人作成

また、前述のとおり、市は、調理師専門学校へ講師謝礼金 40,000 円及び会場借上料 20,000 円を支払っているが、食材費準備にかかる支出は行っていない。

2)問題の所在・意見の内容

研修会の参加者が減少傾向にある理由は、近年においては、インターネット等により栄養や食品衛生に関する情報を得やすい状況にあること、飲食店関係者等にとっては研修内容と事業内容(営利目的)とがミスマッチであり出席する動機付けが弱いこと等が考えられる。

このため、市が研修会を開催する意義が小さくなっていると考えられる。

また、食材費は参加費で賄っているが、食材は調理師専門学校が準備していることを鑑みれば、調理師専門学校の負担も無視できないと考えられる。

3)改善案

健康づくり調理従事者研修会を開催する意義、市民生活における必要性、研修会対象者への知識習得に関する市としての関わり方、コスト負担の内容等を踏まえ、事業の廃止も視野に入れて事業のあり方を検討することが望ましい。

【意見Ⅲ－4】 特定給食施設等に対する巡回指導対象施設の基準の策定について

(監査要点:事業目的の適正性)

1)現状

特定給食施設等に関する業務の概要は、「指摘事項Ⅲ－10」に記載のとおりである。

個別指導として実施する巡回指導を行う際の対象施設の選定は、各施設から提出された栄養管理報告書の記載内容、過年度の巡回指導の実績、栄養管理講習会への出席状況等を踏まえ、決定している。

巡回指導の、過去 5 年間の施設訪問数推移は次のとおりである。

表 26 巡回指導の施設訪問数の推移

(単位:件)

	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
施設訪問数	12 (注 1)	44	49	41	51

出所)町田市提出資料より監査人作成

(注 1) 2014 年度までは職員数が少なかったため、訪問施設数も少なかった。

また、市は特定給食施設等に係る施設名称等の基礎情報、各施設から提出される栄養管理報告書の内容、栄養管理講習会の出席状況等の情報を保健所システムに入力している。

2)問題の所在・意見の内容

巡回指導の対象施設の選定に当たり、過去の巡回実績、栄養管理報告書の記載内容等を考慮して決定しているが、選定理由は第三者から見てわかるような形式になっていない。このため、適切な施設の選定がなされているかが不明確な状況になっている。

また、巡回指導の対象施設の選定する際は、現状、紙ベースで選定に係る情報を整理しており、情報の記載誤り、記載漏れ等の可能性を否定できない。

3)改善案

市は巡回指導の対象施設の選定に関する基準を第三者から見て分かるような形式で定めておくことが望ましい。また、専門的な知識がなくても理解しやすいように工夫を凝らすことが望まれる。なお、第三者から見て分かる選定基準がないとの指摘を受け、市は、2019年11月に、①栄養管理報告書などの不備の多い施設、②栄養士が変わった、施設規模が変わった、新規開設から1年以位経過した施設、③過去3年間以上巡回していない施設、等の選定基準を文書化し、巡回指導の対象施設の選定するようにしている。なお、今後も基準に基づく施設を選定する際は、選定に係る情報の網羅性、正確性を担保するため、保健所システムからデータを抽出して加工する等システムデータを積極的に活用することが望まれる。

3. 成人保健指導事業費

(1) 事業の概要

主な業務: 成人保健指導事業、栄養士活動

① 事業の内容

成人を対象として、生活習慣病予防や健康づくり等を目的に、講習会や講演会、調理実習及び相談会等を行っている。

区分	主な内容
栄養相談	疾病予防や健康増進を図ることを目的に、栄養士による個別相談を行っている。
健康教育	成人の健康づくり、生活習慣病予防を目的に、健康福社会館や地区での集団健康教育を実施している。
脂質異常症予防講習会	脂質異常症の予防・改善を目的に、病態の必要な知識を学習し、健康の三要素(栄養・運動・休養)を見直すきっかけづくりとなる講習会を実施している。
糖尿病予防講習会	糖尿病の予防・改善を目的に、病態の必要な知識を学習し、健康の三要素(栄養・運動・休養)を見直すきっかけづくりとなる講習会を実施している。
測定会	生活習慣の改善及び健康増進を図るためのきっかけづくりとなるよう、保健師・栄養士の講話と測定を実施している。
ヘルスアップクッキング	生活習慣病の予防・改善の動機づけとなるよう、テーマ別の調理実習を実施している。
親子クッキング	成人事業において介入の難しい子育て世代を対象に、運動や調理実習等を行うことで、生活習慣病予防の意識づけとなるよう講習会を実施している。
健康づくり講習会	早期からの生活習慣病予防を目的とし、個々のライフステージや健康度に応じた生活習慣や行動を定着させるための講習会を実施している。

② 2018年度の取り組み、成果

病態別の講習会や生活習慣病に関する講演会、食生活改善普及運動に合わせた調理実習、血管年齢測定及び栄養士による個別相談等を実施している。

2018年度における各種講演会等の実施回数及び参加者数は以下のとおりである。

区分	実施回数(回)	参加者数(人)
栄養相談	12	117
健康教育	9	586
脂質異常症予防講習会	3	47
糖尿病予防講習会	2	81
測定会	3	107
ヘルスアップクッキング	3	60
親子クッキング	2	57
健康づくり講習会	2	21

③ 事業費の予算額と実績額

(単位:千円)

区分	2016年度	2017年度	2018年度
当初予算額	1,209	620	578
執行額	959	516	512

④ 主な事業費と財源

【主な事業費】

(単位:千円)

区分	金額
報償費(講師謝金)	110
消耗品費	401
計	512

【主な財源】

(単位:千円)

区分	金額
健康増進事業費補助金(東京都)	84
その他一般財源	428
計	512

(2) 監査の意見

【意見Ⅲ－5】 保健所政令市としての方向性の検討について

(監査要点: 事業の有効性・効率性)

1) 現状

成人保健指導事業は健康増進法第 17 条に基づき実施しているものであり、原則として、40 歳から 64 歳までの市民を対象としている。なお、これらの健康増進法に基づく、健康相談及び保健指導等は、市町村保健センター(以下、「保健センター」という。)の機能の一つとして、2011 年 4 月の保健所政令市への移行に伴う町田市保健所の設置以前より行われてきたものである。

健康増進法 抜粋

(市町村による生活習慣相談等の実施)

第 17 条 市町村は、住民の健康の増進を図るため、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員に、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項につき住民からの相談に応じさせ、及び必要な栄養指導その他の保健指導を行わせ、並びにこれらに付随する業務を行わせるものとする。

2) 問題の所在・意見の内容

2018 年度においても、調理実習も含めた各種の講習会、教室、講座及び相談を実施しており、前年度の参加者数等を踏まえて、開催方法等の見直しも図られているが、講習会等によっては、定員に満たない参加者数のものもある。確かに、市費を財源として開催する以上は参加者数が多いことが望ましいという考え方もできるが、現状、生活習慣病等の発症予防もしくは健康づくりという成人保健指導事業の目的に照らした明確な目標等が設定されていないことから、当該事業の本来的な成否を判断することが困難である。

3) 改善案

成人保健指導事業の目的が発症予防もしくは健康づくりであることから、その効果の発現までに時間がかかることや、効果の定量的な把握や成果目標の設定が難しいという課題が存在する。一方、保健所政令市への移行に伴う町田市保健所の設置に伴い、従前の東京都町田保健所の機能が町田市保健所に引き継がれるとともに、町田市が実施してきた成人保健指導事業を始めとする保健センターとしての機能についても、町田市保健所が一括して担うこととされた。

「地域保健法第 4 条第 1 項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(最終改正:平成 27 年 3 月 27 日厚生労働省告示第 185 号)(以下、「基本的な指針」という。)においては、保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項として、「ライフサイクルを通して一貫した保健、医療、福祉サービスを提供することが

重要」なものとされているが、町田市においては、地域の医師会との協力の下に医療機関との連携を図ること等により、予防から発症後の治療面までの一貫した取り組みを行う組織的な基盤が整備されたものと言える。また、保健センターとしての機能を併せ持つことにより、東京都保健所時代にもまして、広域的かつ専門的業務の推進を図りつつ、より地域に密着した立場での業務の実施が求められるところである。

基本的な指針においても、都道府県の設置する保健所は、「地域保健対策への地域住民のニーズの把握に努めた上で、専門的な立場から企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行うとともに市町村への積極的な支援に努めること」とされている。2011年の町田市保健所の設置から8年が経過しているが、あらためて、予防から発症後の治療面までの一貫した取り組みの中における成人保健指導事業の位置付けを整理するとともに、事業が目指す状況や目標等を明確化することにより、成人保健指導事業の成否を判断する基準となる考え方を示すことが望ましい。

「地域保健法第4条第1項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」
抜粋

第二 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項

保健所は、地域保健に関する広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を強化するほか、地域の医師会の協力の下に医療機関との連携を図ること等により、また、市町村は、住民に身近で利用頻度の高い保健、福祉サービスを一体的に実施するため、市町村保健センター等の体制の整備を積極的に推進すること等により、ライフサイクルを通して一貫した保健、医療、福祉サービスを提供することが重要である。

一 保健所

2 保健所の運営

(一) 都道府県の設置する保健所

(2) 専門的かつ技術的業務の推進

ア 地域保健対策に関する専門的かつ技術的な業務について機能を強化するとともに、地域保健対策への地域住民のニーズの把握に努めた上で、専門的な立場から企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行うとともに市町村への積極的な支援に努めること。

4. 予防接種費

(1) 事業の概要

主な業務:

高齢者予防接種事業、予防接種事業、任意予防接種事業

① 事業の内容

ア. 予防接種事業

予防接種法に基づき、感染症の予防及びまん延を防止するための定期予防接種を実施している。

イ. 高齢者予防接種事業

予防接種法に基づき、高齢者へのインフルエンザ予防接種、肺炎球菌予防接種を実施している。また、指定医療機関での接種を原則としているが、指定介護老人福祉施設等への入所者に対しても、接種料の一部又は全部について費用助成している。

ウ. 任意予防接種事業

町田市独自の制度として任意予防接種を実施している。また、一部の予防接種に関しては費用助成を行っている。

【予防接種事業】

区分	主な内容
定期予防接種	予防接種法に基づき、生後 2 か月から小学生までを原則とし、感染症の予防及びまん延の防止を図るため、定期予防接種を実施している。 〔実施種目〕 Hib、小児用肺炎球菌、B 型肝炎、 四種混合(百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ)、不活化ポリオ、 BCG(結核)、MR(麻しん風しん混合)、麻しん、風しん、水痘、 日本脳炎、二種混合(ジフテリア・破傷風)、HPV(子宮頸がん)
予防接種助成	里帰り等の事情により、市外の医療機関で予防接種を受けた者を対象に予防接種費用の助成を行っている。

【高齢者予防接種事業】

区分	主な内容
予防接種	インフルエンザ予防接種及び肺炎球菌予防接種を実施している。
予防接種助成	指定介護老人福祉施設等への入所者に対して、接種料の一部又は全部について費用助成している。

【任意予防接種事業】

区分	主な内容
大人の風しん任意 予防接種	風しんの流行及びそれに伴う胎児の先天性風しん症候群発症の防止対策として、風しんの任意予防接種の費用助成を実施している。
MRフォロー予防接 種	MR 予防接種を定期的接種回数分受けていない方を対象に、任意 予防接種としてフォロー接種を実施している。

② 2018 年度の取り組み、成果

2018 年度における予防接種の接種件数及び接種率は以下のとおりである。

また、市民の利便性の向上のため、小児が接種するもの及び高齢者インフルエンザについては南多摩医療圏五市相互乗り入れを実施している。2018 年度からは、小児が接種するものについて相模原市との相互乗り入れも開始している。

区分	接種件数(件)	接種率(%)
Hib 感染症	10,779	102.7%
小児用肺炎球菌感染症	10,778	102.8%
B 型肝炎	7,913	101.5%
四種混合	10,946	102.1%
不活化ポリオ	50	—
三種混合	1	—
BCG	2,622	97.1%
MR	6,154	97.6%
水痘	5,581	97.8%
日本脳炎	15,271	112.5%
二種混合	3,191	77.1%
HPV(子宮頸がん予防)	90	1.5%
高齢者インフルエンザ	39,963	35.0%
高齢者肺炎球菌	5,945	29.0%

(注1) 接種率=個別通知の送付数(又は対象年齢の人口)に対する接種件数の割合。

(注2) 基準日後における転入者の接種件数が含まれるため、接種率が100%を超過することがあり得る。

また、不活化ポリオ及び三種混合については、接種対象者の特定が困難であるため接種率は算定できない。

(注3) 複数回実施している予防接種については、各回の接種率の平均値としている。

③ 事業費の予算額と実績額

(単位:千円)

区分	2016 年度	2017 年度	2018 年度
当初予算額	1,030,622	1,015,893	957,672
執行額	875,580	870,830	902,182

④ 主な事業費と財源

【主な事業費】

(単位:千円)

区分	金額
委託料[予防接種事業] (うち予防接種委託料) (うちワクチン確保供給委託料)	726,142 (376,006) (350,136)
負担金補助及び交付金[予防接種事業] (うち市外接種等における助成費) (うち相互乗り入れにかかる負担金)	20,488 (3,805) (16,683)
委託料[高齢者予防接種事業] (うち高齢者インフルエンザ予防接種委託料) (うち高齢者肺炎球菌予防接種委託料)	137,479 (113,115) (24,364)
委託料[任意予防接種事業] (うち予防接種委託料) (うちワクチン確保供給委託料)	9,585 (2,139) (7,446)
その他	8,488
計	902,182

【主な財源】

区分	金額
子育て推進交付金	98,203
医療保健政策包括補助事業費補助金	5,451
予防接種事故対策費補助金	2,239
その他一般財源	796,289
計	902,182

(2) 指摘事項

【指摘事項Ⅲ－12】 予防接種助成金上限額の見直しについて

(監査要点:事業実施の適正性(事業の重複の有無等))

1)現状

予防接種法に基づき接種を行う対象となっている感染症のうち、主に集団予防もしくは重篤な疾患の予防の観点から重点を置く必要があるものについては、予防接種法第2条第2項において「A類疾病」として規定されている。A類疾病については市町村が接種の勧奨を行うとともに、本人もしくは保護者等に接種の努力義務が課されている。

町田市においても、痘そう(天然痘)を除くA類疾病は乳幼児等の定期予防接種の対象とされており、町田市の費用負担による予防接種が行われている。接種対象である町田

市民が、指定医療機関(相互乗り入れを行っている八王子市、日野市、多摩市、稲城市及び相模原市内の指定医療機関を含む。)で予防接種を受ける場合には、母子手帳を持参することにより、無料で受けることができる。一方、町田市民がそれ以外の医療機関で予防接種を受ける場合には、一旦、接種料を自己負担した上で、「町田市予防接種助成金交付要綱」に基づく助成を行っている。

助成額は接種料(ワクチン代を含む。)及び予診料であるが、予防接種は国民健康保険を始めとする公的医療保険制度の適用範囲外であり、医療機関によって接種料金(手料+ワクチン代)に差異があることから、助成限度額を設定している。

【予防接種助成事業の概要】

目的	予防接種法第5条第1項の規定に基づき市長が行う予防接種を市外の医療機関で受けた者に対し、その費用の全部又は一部を助成することにより、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、もって市民の健康の保持に寄与することを目的とする。
助成対象者	助成の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者の保護者又は接種対象者本人(接種対象者が婚姻している場合に限る。)とする。 (1) 予防接種法施行令第1条の3に規定する予防接種の対象者であること。 (2) 助成対象予防接種を受ける日において、市内に住所を有すること。
助成対象事業	助成の対象となる事業は、次の各号のいずれかの事由により、 <u>予防接種法第2条第2項に規定するA類疾病</u> に係る予防接種を市外の医療機関で受けることとする。 (1) かかりつけ医療機関が市外の医療機関であること。 (2) 市外に滞在していることにより、市内の医療機関で助成対象予防接種を受けることが困難であること。 上記の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の対象としない。 (1) 予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)に該当する回数を超えて、助成対象予防接種を受けているとき。 (2) 公費により既に助成対象予防接種を受けているとき。
予防接種法第2条第2項に規定するA類疾病	ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎(ポリオ)、麻しん(はしか)、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib感染症、小児用肺炎球菌感染症、HPV(子宮頸がん予防)、水痘、B型肝炎、痘そう(天然痘)
助成対象経費	助成対象者が、市外の医療機関に支払う助成対象予防接種に係る接種料(ワクチン代を含む。)及び予診料。
助成金の交付額	助成対象経費の額とし、別に定める助成限度額(消費税及び地方消費税の額を含む。)を限度とする。

出所) 町田市予防接種助成金交付要綱より監査人が作成

2)問題の所在・指摘事項

助成上限額については、町田市予防接種助成金交付要綱の別表に定められているが、2001年に当該交付要綱が制定されて以後、約18年の間、改定されていない。また、助成上限額の設定根拠については引継ぎがなされておらず、現状、不明である。

今般、所管課が集計した結果によれば、2018年度に助成金の交付を受けた者のうち、市外の医療機関に接種料として支払った金額が、助成上限額を上回っている者が相当程度存在する状態にある。予防接種の種類によって異なるものの、例えば、最も助成金の交付を受けた者の多かった小児用肺炎球菌感染症においては、助成金の交付を受けた107人のうち3割を超える37人(超過者数割合34.5%)が助成上限額を超える接種料を負担しており、最も高い接種料を負担した者の接種料は助成額を27.8%超過し、3,120円の自己負担が生じている。

確かに、医療機関によって接種料金(手技料+ワクチン代)に差異がある以上、一定の助成上限額を設定すること自体は合理的であるが、上限額設定当時の根拠が不明であり、かつ約18年にもわたり見直しがされていない状況においては、現実の接種料の上昇等に伴い、助成上限額の水準が実態にそぐわなくなっている可能性がある。

特に、Hib感染症、小児用肺炎球菌感染症、四種混合、BCG、水痘、HPV(子宮頸がん予防)の6種においては、2018年度において、町田市が市内の指定医療機関に対して定期予防接種を委託する際における委託料(手技料)にワクチン代を加算したものよりも助成上限額が低い水準にあり、指定医療機関(相互乗り入れを行っている5市内の指定医療機関を含む)にて接種した者と、それ以外の医療機関にて接種した者との間における負担の公平性からも、助成上限額の水準を設定するにあたっての考え方を整理する必要がある。

表 27 助成上限額と最大支出額等の比較

種類	助成上限額 (A)	最大支出額 (B)	最大支出 超過割合 (B)÷(A)	助成上限額 超過者数	超過者数 割合
Hib 感染症	8,800 円	11,010 円	25.1%	22 人 (106 人)	20.7%
小児用肺炎球菌 感染症	11,200 円	14,320 円	27.8%	37 人 (107 人)	34.5%
B 型肝炎	7,700 円	11,000 円	42.8%	5 人 (78 人)	6.4%
四種混合	12,000 円	15,120 円	26.0%	11 人 (72 人)	15.2%
BCG	5,900 円	9,470 円	60.5%	9 人 (15 人)	60.0%
MR	10,700 円	11,330 円	5.8%	4 人 (12 人)	33.3%

種類	助成上限額 (A)	最大支出額 (B)	最大支出 超過割合 (B) ÷ (A)	助成上限額 超過者数	超過者数 割合
水痘	9,400 円	10,368 円	10.3%	3 人 (16 人)	18.7%
日本脳炎	7,100 円	9,000 円	26.7%	4 人 (24 人)	16.6%
二種混合	5,200 円	4,800 円	△7.6%	0 人 (2 人)	0.0%
HPV(子宮頸がん予防)	15,900 円	16,000 円	0.6%	3 人 (3 人)	100.0%

出所) 町田市提出資料より監査人が作成

(注1) 最大支出額は、2018 年度助成対象者における接種料の最高額。

(注2) 助成上限額超過者数は、2018 年度助成対象者のうち、支払った接種料が助成上限額を超過した者の人数。()内は、2018 年度に助成金の交付を受けた者の人数。

(注3) 超過者数割合は、2018 年度助成対象者のうち、支払った接種料が助成上限額を超過した者の割合。

(注4) 2018 年度において助成実績の無い予防接種については省略している。

3) 改善案

指定医療機関(相互乗り入れを行っている 5 市内の指定医療機関を含む)にて接種した者とそれ以外の医療機関にて接種した者との間における負担の公平性等も踏まえ、町田市予防接種助成金交付要綱の趣旨に照らして、助成上限額の水準を設定するにあたっての考え方を整理し、その根拠を明確化する必要がある。その上で、助成上限額の水準を直近の接種料金の実態に即して見直すとともに、助成上限額の水準の妥当性を定期的に確認し、実態と大きく乖離することを防ぐ枠組みを構築することが必要である。

(3) 監査の意見

【意見Ⅲ－6】 予防接種委託料単価(相互乗り入れの深化)について

(監査要点: 事業の有効性・効率性)

1) 現状

小児の定期予防接種については、町田市、八王子市、日野市、多摩市及び稲城市との間で協定を締結し、各市に居住する接種対象の乳幼児等が他市の指定医療機関で予防接種を受けることを希望した場合、市内の指定医療機関で接種した場合と同様に、無料で受けることができるようにしたものである。また、町田市と相模原市との間においても同様の協定を締結し、両市に居住する接種対象の乳幼児等が他市の指定医療機関で予防接種を受けることを希望した場合においても、同様の取扱いがなされる。両者を合わせて「小児定期予防接種の相互乗り入れ」と称している。なお、接種に際しては、事前に各医療機関へ予約した上で、母子手帳を持参することが必要である。

接種費用については、接種を実施した医療機関の存する市において一時的に負担し

た上で、半期ごとの接種件数をもとに請求額を確定し、相互に請求書を送付しあい精算する。また、接種費用の額は、各市と当該市の医師会との契約単価に基づき算出されたものとされており、各々異なっている。町田市においても、他市に請求する接種費用の額は、町田市と一般社団法人町田市医師会との間において締結している予防接種委託契約の契約単価により算出した額である。

なお、2018 年度において、町田市が「小児定期予防接種の相互乗り入れ」に係る接種費用として、各市に支出した負担金の額は以下のとおりであり、合計 16,683 千円である。

表 28 「小児定期予防接種の相互乗り入れ」に係る接種費用

区分	負担金
八王子市	10,193 千円
日野市	99 千円
多摩市	3,301 千円
稲城市	205 千円
相模原市	2,882 千円
合計	16,683 千円

出所) 町田市提出資料より監査人が作成

「予防接種に関する協定書」抜粋

予防接種法に基づく A 類疾病に係る予防接種を住所地以外の市で受けようと希望する者(以下「乳幼児等」という。)の利便を図るため、東京都南多摩医療圏を構成する八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市(以下「協定市」という。)は下記のとおり協定を締結する。

記

(目的)

第 1 条 この協定は、予防接種法に基づく A 類疾病に係る予防接種を受けようとする乳幼児等について、住所地以外の市で予防接種を実施することにより、当該乳幼児等の利便を図ることを目的とする。

(予防接種の依頼)

第 2 条 協定市の市長は、自市以外の協定市に住所を有する乳幼児等が、自市の予防接種実施医療機関で予防接種を希望する場合は、この協定により予防接種の依頼を受託したものとし、接種を行うものとする。

(費用の負担)

第 4 条 第 2 条における予防接種の費用(以下「費用」という。)は、接種を実施した医療機関の存する市において一時的に負担するものとする。

(費用)

第 5 条 前条の費用は、協定市と当該協定市の医師会との契約単価に基づき算出されたものとする。

ただし、別途ワクチン代を要する場合は、その費用を加えた額とする。

(費用の精算)

第 6 条 協定市の市長は、第 4 条の規定に基づき負担した費用について乳幼児等の住所地の市長へ半期ごとに請求する。

乳幼児等の住所地の市長は、請求に基づき費用を支払う。

(注) 町田市と相模原市との間に締結された協定書も同一の内容である。

2)問題の所在・意見の内容

精算時における接種費用の額は、各市と当該市の医師会との契約単価に基づき算出されたものとされていることから、適用される接種料金の単価は、各々異なっている状況である。確かに、予防接種は国民健康保険を始めとする公的医療保険制度の適用範囲外であり、医療機関によって接種料金(手技料+ワクチン代)に差異があることから、各市と当該市の医師会との間で締結された契約単価も異なることが想定されることである。

一方において、「地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブック質疑応答集」(公正取引委員会)に基づけば、医療機関ごとに接種料金が異なることを容認する理由としては、接種料金を統一すると、個々の医療機関が創意工夫を発揮して接種料金を自らの判断で自由に設定できなくなり、かえって住民の不利益にもなりかねない点にあるものと考えられる。このことを前提とした場合、乳幼児等の予防接種を相互乗り入れにより、接種可能となる範囲が地理的に広がることに伴い、本来なら接種料金の自由競争も広がるはずである。しかし、接種料金が各市の単位での水準が維持されることにより、結果として、競争制限的な性格を有するおそれもある。

地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブック 抜粋

[委託事業等] (医療・福祉③)

14 予防接種に係る被接種者の負担額及び委託費を県内で統一することについて

市町村が医療機関に委託して実施するインフルエンザの予防接種において、被接種者の負担額及び各市町村の医療機関への委託費を県の要請を受けて統一することは、個々の医療機関の接種の料金も統一されることとなり、それによって、個々の医療機関が創意工夫を発揮して接種の料金を自らの判断で自由に設定できなくなり、かえって住民の不利益にもなりかねないため、他のより競争制限的でない方法を採用することが望ましい。

3)改善案

「地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブック質疑応答集」(公正取引委員会)の考え方を前提とした場合、相互乗り入れを行う各市において、予防接種の接種料を統一することは望ましくない。しかし、従前は、医師会との間における予防接種委託契約の単価交渉は、各市ともに限られた情報の中で行っていたところであるが、相互乗り入れを実施することにより、加入している他市の接種料の情報を入手することができ、医師会と交渉する上での基礎情報として利用することが可能となっている。将来的には、各市が相互乗り入れで得た情報を基礎として各医師会と協議すること等により、情報の非対称性が改善されることで競争が促進され、地域の接種料金の均衡が図られることが望まれる。

現状、町田市の接種費用が他市と比べて高い訳ではないが、今後も最少の経費で最大の効果を挙げることができるよう、一般社団法人町田市医師会との間において締結した

予防接種委託契約の契約単価と他市の接種料の情報との比較分析を継続的に行っていくことが望ましい。

5. 母子健診事業費

(1) 事業の概要

主な業務:

母子健康診査事業

① 事業の内容

妊産婦や乳幼児を対象とした健康診査や乳幼児の発育・発達の確認及び疾病等の早期発見を図る。

② 2018年度の主な取り組み、成果

妊婦健康診査 14 回分の公費助成、乳幼児健康診査(3~4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児)を各 60 回、市内 4 会場で実施する他、6・9 か月児、1 歳 6 か月児(内科)等の健康診査は指定医療機関において実施している。

新生児に対し、聴覚障がい等の早期発見・早期療育を図るため、新生児聴覚検査費用を助成している。

③ 事業費の予算額と実績額

(単位:千円)

区分	2016年度	2017年度	2018年度
当初予算額	346,366	341,206	341,360
実績額	292,185	297,682	285,836

④ 2018年度実績額における主な事業費と財源

【主な事業費】

(単位:千円)

区分	金額
報償費	10,671
需用費	2,984
委託料	256,743
負担金補助及び交付金	15,437
補償・補填及び賠償金	0
計	285,836

【主な財源】

(単位:千円)

区分	金額
子育て推進交付金(都ポイント制)	5,101
子ども家庭支援包括補助事業費補助金(都 1/2)	105
医療保健政策包括補助事業費補助金(都 1/2)	158
その他一般財源	280,472
計	285,836

(2) 指摘事項

【指摘事項Ⅲ-13】 乳幼児健康診査に係る随意契約の妥当性について

(監査要点:委託事業の法規等準拠性)

1) 現状

市は、乳幼児の健康増進、疾病の早期発見と保護者への育児支援のため、対象者に個別通知を行い、身体発育・精神発達の重要な時期に健康診査を実施している。1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は同時に歯科健診も行っている。

また、必要に応じて栄養相談、保育相談、心理相談、歯科保健指導、視能訓練士による検査(3歳児健診のみ)を実施し、異常の見られる乳幼児に対しては医療機関紹介、経過観察健診、発達健診などで継続指導を実施している。

乳幼児健康診査の内容・対象の概要は次のとおりである。

【乳幼児健康診査の内容・対象の概要】

区分	対象・内容
3~4か月児健康診査	対象は3~4か月の乳児 通知時期は3か月 健康福祉会館・鶴川保健センター・小山市民センター・忠生保健センターで年60回実施 内容は診察・身体計測・集団指導・個別相談(栄養・保育・歯科) 小児科医師3人(鶴川保健センター、小山市民センター、忠生保健センターは2人)出動
6~7か月児健康診査	対象は6~7か月の乳児 通知時期は5か月 東京都内と相模原市内の指定医療機関で個別受診 内容は診察・身体計測・保健指導等
9~10か月児健康診査	対象は9~10か月の乳児 通知時期は5か月 東京都内と相模原市内の指定医療機関で個別受診 内容は診察・身体計測・保健指導等
1歳6か月児健康診査	対象は満1歳6か月を越え満2歳に達しない幼児 通知時期は1歳5か月

区分	対象・内容
	医科は町田市内と相模原市内の指定医療機関で個別受診 歯科は健康福祉会館・鶴川保健センター・小山市民センター・忠生保健センターで年 54 回 実施 歯科医師 2 人出動 歯科健診と同時に保育相談を実施 内容は診察(小児科・歯科)・身体測定・個別相談(栄養・保育・心理)
3 歳児健康診査	対象は満 3 歳を超え満 4 歳に達しない幼児 通知時期は 3 歳 健康福祉会館・鶴川保健センター・小山市民センター・忠生保健センターで医科・歯科の健診を年 60 回実施 内容は診察(小児科・歯科)・身体測定・視力・聴覚・尿検査・集団指導・個別相談(栄養・保育・心理) 小児科医師 3 人、歯科医師 2 人、視能訓練士 1 人(鶴川保健センター・小山市民センター・忠生保健センターは小児科医師 2 人、歯科医師 2 人、視能訓練士 1 人)出動

出所:町田市提出資料より監査人作成

乳幼児健康診査のうち、3 歳児健診では尿検査が実施されており、市は、同検査業務を事業者へ委託している。

契約方法決定書によれば、「契約の性質又は目的が競争入札に適さないこと」を理由とする地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するとして、当該事業者 1 者のみを相手方とする随意契約で業者が選定され、契約締結されている。

市へ質問したところ、相手方を 1 者のみとした理由は、尿検査の結果を検査当日中に市へ報告してもらおうという仕様内容であり、これを実施できる事業者が他にないため、とのことである。

しかし、契約方法決定書には、随意契約の根拠となる「契約の性質又は目的が競争入札に適さない」とする理由は何ら記載されていない。

2)問題の所在・指摘事項

随意契約は、競争入札の方法によらず、任意の方法で特定した相手先と契約を締結するものである。

このため、契約締結には恣意性が介入する恐れがあることから、随意契約を行う理由を明確にすることは極めて重要である。

しかし、契約方法決定書に、相手方 1 者とのみ随意契約を行う理由の記載がなく、適切に受託者の選定が行われていないと判断せざるを得ない。

3)改善案

市は、随意契約で契約締結を行う場合は、受託者の選定理由を文書において明確に記載すべきである。選定理由は、随意契約で行う必要性や妥当性を慎重に検討する必要がある、特に他に同様の業務を実施できる事業者の有無を把握して記載すべきである。

【指摘事項Ⅲ－14】 心理相談勉強会の講師謝礼金額の根拠不明瞭について

(監査要点:事業の有効性・効率性)

1)現状

市は、健康診査事業の一環で市役所の内部向けに乳幼児健診に係る心理相談勉強会を開催しており、平成30年度は講師謝礼金額として講師一人当たり報償費7,150円を支出している。

7,150円の支出根拠を確認したところ、過去から継続している金額とのことであるが、根拠を明確に記載した内部決裁等は確認できなかった。

2)問題の所在・指摘事項

金額の根拠が確認できない以上、適切な支出がなされていない、もしくは、過大又は過少に支出された、といった可能性を否定できない。

3)改善案

講師謝礼金額については、支出の根拠を明確にすることが必要である。

保健予防課では、成人保健事業については講師等に支払う報償費の支出基準が内規として整備されている。

このため、母子健診事業についても同様に内規を整備し、当該内規に基づき支出することが考えられる。

【指摘事項Ⅲ－15】 乳幼児健康診査に係る医師謝礼金額の根拠不明瞭について

(監査要点:事業の有効性・効率性)

1)現状

市は乳幼児健康診査において、小山地区の健診については医師へ謝金を支払っており、平成30年度は医師謝礼金額として健診1回あたり報償費39,000円を支出している。

39,000円の支出根拠を確認したところ、過去から継続している金額とのことであるが、根拠を明確に記載した内部決裁等は確認できなかった。

2)問題の所在・指摘事項

金額の根拠が確認できない以上、適切な支出がなされていない、もしくは、過大又は過少に支出された、といった可能性を否定できない。

3)改善案

医師謝礼金額については、支出の根拠を明確にすることが必要である。

保健予防課では、成人保健事業については講師等に支払う報償費の支出基準が内規として整備されている。

このため、母子健診事業についても同様に内規を整備し、当該内規に基づき支出することが考えられる。

【指摘事項Ⅲ－16】 乳幼児経過観察・発達健康診査に係る医師等謝礼金額の根拠不明瞭について

(監査要点:事業の有効性・効率性)

1)現状

市は、一般健康診査の受診結果で要経過観察と判断された場合や、運動・精神発達に遅延等が疑われる場合に定期的に健診を行い、その健全な育成を期するとともに、異常の早期発見に努めることを目的に、経過観察・発達健康診査を実施している。

乳幼児経過観察・発達健康診査において、医師及び理学療法士へ謝金を支払っており、平成30年度は医師謝礼金として健診1回当たり報償費29,094円、理学療法士謝礼金として健診1回当たり14,500円を支出している。

29,094円及び14,500円の支出根拠を確認したところ、東京都で事業実施されていた金額を保健所移管時に引き継いだものとのことであり、根拠を明確に記載した内部決裁等は確認できなかった。

2)問題の所在・指摘事項

金額の根拠が確認できない以上、適切な支出がなされていない、もしくは、過大又は過少に支出された、といった可能性を否定できない。

3)改善案

医師及び理学療法士の謝礼金については、支出の根拠を明確にすることが必要である。

保健予防課では、成人保健事業については講師等に支払う報償費の支出基準が内規として整備されている。

このため、母子健診事業についても同様に内規を整備し、当該内規に基づき支出することが考えられる。

(3)監査の意見

【意見Ⅲ－7】 乳幼児健康診査におけるタブレット端末の使用等による業務の効率化、データ管理・活用による充実化について

(監査要点:事業の有効性・効率性)

1)現状

乳幼児健康診査の概要は、「指摘事項Ⅲ－14」に記載のとおりであり、3～4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の受診状況は次のとおりである。

表 29 乳幼児健康診査における受診者数の推移

(単位：名)

年度	3～4か月児 健康診査	1歳6か月児 健康診査	3歳児 健康診査
平成28年度	2,819	2,894	3,002
平成29年度	2,707	2,921	3,045
平成30年度	2,626	2,716	3,040

出所)町田市提出資料より監査人作成

乳幼児健康診査の実施においては、紙ベースの問診票が利用されている。

具体的には、保護者が、乳幼児健康診査の事前に家庭等において、手書きで問診票にお子さんの健康状態や家庭での様子等を記載している。また、この紙ベースの問診票を基に、保健師が内容確認等を行うとともに、医師が行う診察の結果(所見)も問診票に手書きで記載される。なお、市は、紙ベースの問診票に記載された内容については、問診票を健康管理システムへOCR及びスキャナーで読み込むことで、健康管理システム(健康かるて)にデータ化、保存している。

2)問題の所在・意見の内容

保健師や医師が行う乳幼児健康診査において、紙ベースの問診票がそのまま利用されており、また問診票の内容はデータ化されることも踏まえると、紙ベースの運用をペーパーレスへ変更することで業務効率の改善の余地があると考えられる。

3)改善案

乳幼児健康診査の業務実施に当たっては、現状は紙ベースの問診票により運用が実施されているが、将来的には、保護者による問診票への記載も含め、電子化によりペーパーレスによる運用を検討することが望ましい。

具体的には、保護者からはスマートフォン等の電子媒体を活用して問診票にデータ入力をしてもらい、保健師や医師が乳幼児健康診査を行う際には、タブレット等の電子媒体を活用してデータ入力を行うことで、ペーパーレス化、入力処理の効率化により業務効率の向上が考えられる。

【意見Ⅲ－8】乳幼児健康診査及び幼児歯科健康診査の実施場所について

(監査要点：施設配置の適切性)

1)現状

乳幼児健康診査及び幼児歯科健康診査の実施場所は下記の通りである。

表 30 乳幼児健康診査及び幼児歯科健康診査の実施場所

	健康福祉会館	鶴川保健センター	忠生保健センター	小山市民センター
3～4か月児健診	実施	実施	実施	実施
6～7か月児健診	(東京都内と相模原市の指定医療機関で個別受診)			
9～10か月児健診	(東京都内と相模原市の指定医療機関で個別受診)			
1歳6か月児健診: 医科	(町田市と相模原市の指定医療機関で個別受診)			
1歳6か月児健診: 歯科	実施	実施	実施	実施
2歳健診: 歯科	実施	2017年度より実施	2016年度より実施	
2歳6か月健診: 歯 科	実施	2017年度より実施	2016年度より実施	
3歳児健診: 医科及 び歯科	実施	実施	実施	実施

2) 問題の所在・意見の内容

現在、南地域における健診事業は実施されていないため、南地区の健診対象者は健康福祉会館で受診をしている。南町田周辺地域では再開発等により今後人口が増加することも予想されるため、今後、南地域における健診のニーズが高まる可能性がある。

3) 改善案

再編計画のなかで、2018～2026年度までの取り組みとして、「南地域における健診事業の実施について、施設確保の可能性があれば、市民ニーズ、医療従事者の状況等を加味して実施の可否について検討を行う」と記載されている。南地区住民と他地区住民の受診率の比較や南地区の受診者へのアンケート調査等によって、南地区における健診実施による受診率向上や住民の移動負担軽減の効果が一定程度見込めると想定される場合には、施設確保などの具体的な対策を検討されたい。

本意見は、すぐに解決できる問題ではないと認識しているが、前述のとおり、今後、南地域における健診のニーズが高まる可能性を考慮すると、継続して検討を進めていくべき課題と考える。

6. 母子保健指導事業費

(1) 事業の概要

主な業務:

母子保健指導事業

① 事業の内容

全ての子育て世帯が安心して出産・育児ができるよう、妊娠期から就学前までの切れ目ない支援を実施する。乳幼児を対象とした歯科健康診査、講習会の開催、窓口相談や家庭訪問等を随時実施し、母子の健康増進を図るための指導・助言を行う。

② 2018 年度の主な取り組み、成果

妊娠期には「出産・子育てしっかりサポート事業」による妊婦面接を行うとともに、産後間もない母子に対して「産後ケア事業」を実施するなど、出産、子育ての支援を行っている。

また、乳幼児を対象とした離乳食講習会、こんにちは赤ちゃん訪問などを継続して実施している。

③ 事業費の予算額と実績額

(単位:千円)

区分	2016 年度	2017 年度	2018 年度
当初予算額	100,156	98,723	85,001
実績額	69,294	62,892	64,942

④ 2018 年度実績額における主な事業費と財源

【主な事業費】

(単位:千円)

区分	金額
共済費	8
賃金	2,176
報償費	1,813
需用費	29,555
役務費	654
委託料	30,385
備品購入費	253
負担金補助及び交付金	94
扶助費	0
計	64,942

【主な財源】

(単位:千円)

区分	金額
出産・子育て応援事業費補助金(都 10/10 など)	36,182
母子保健衛生費補助金(国 1/2)	7,338
子育て推進交付金(都ポイント制)	6,138
その他一般財源	15,284
計	64,942

(2) 指摘事項

【指摘事項Ⅲ-17】 物品購入に係る検査証の未作成について

(監査要点: 検査事務の適正性)

1) 現状

市は母子健康相談指導事業において、母親学級等の事業で使用するために、次のとおり炊飯ジャーを購入している。しかし、購入時に事業者から納品書を受け取っておらず、検査証が作成されていない。

【物品購入の内容】

契約伺書決裁日	平成31年2月25日
請求書記載日	平成31年2月28日
購入内容	炊飯ジャー 計4台
購入金額	45,964円

出所) 町田市提出資料より監査人作成

2) 問題の所在・指摘事項

市契約事務規則第45条によれば、「検査を行った結果、合格と認めたときは、その旨を記載した書類を作成しなければならない」と規定されており、検査証の作成が義務付けられている。

具体的には、物品購入契約であれば、事業者から納品書等を受け取り、これに検査を行った旨の表示として合格印を押印することで検査証となる。

しかし、上記のとおり納品書に基づく検査証が作成されておらず、適切に物品購入に係る事務手続きが実施されていない。

担当者によれば、物品購入時に納品書を直ちに確認することを失念していたため、納品書を紛失したものと想定されるとのことである。

3) 改善案

以上から、市は、物品購入時には、納品書等の必要書類を入手し、適切に検査証を作成する必要がある。また、入手した納品書は、紛失しないように適切に管理する必要がある。

【指摘事項Ⅲ－18】 母親学級の講師謝礼金額の根拠不明瞭について

(監査要点: 事業の有効性・効率性)

1) 現状

市は、妊婦を対象に妊娠中の栄養・出産の正しい知識等の指導のため母親学級を開催している。

【母親学級の概要】

対象者	妊娠 16 週～35 週までの妊婦の方とその夫
実施会場	健康福社会館
学級の内容	A コース(2 日間)助産師、歯科衛生士、栄養士等による講話や実技 B コース(1 日)助産師・保健師による沐浴、妊婦体験、新生児の保育体験 それぞれ年 12 回 申し込み制

出所) 町田市提出資料より監査人作成

母親学級において、講師謝礼金額として報償費 10,000 円が支出されている。

10,000 円の支出根拠を確認したところ、過去から継続している金額とのことであるが、根拠を明確に記載した内部決裁等は確認できなかった。

2) 問題の所在・指摘事項

金額の根拠が確認できない以上、適切な支出がなされていない、もしくは、過大又は過少に支出された、といった可能性を否定できない。

3) 改善案

講師謝礼金額については、支出の根拠を明確にすることが必要である。

保健予防課では、成人保健事業については講師等に支払う報償費の支出基準が内規として整備されている。

このため、母子保健指導事業についても同様に内規を整備し、当該内規に基づき支出することが考えられる。

【指摘事項Ⅲ－19】 物品購入に係る適切な発注及び検査の実施について

(監査要点: 検査事務の適正性)

1) 現状

市は、母子健康相談指導事業で使用する物品(妊婦体験ジャケット)を購入しているが、契約伺書及び納品書によれば、次の日程で事務が実施されている。

【物品購入の内容】

契約伺書決裁日	平成 31 年 2 月 28 日
物品納品に係る検査日	平成 31 年 2 月 28 日
購入内容	妊婦体験ジャケット 2体
購入金額	147,744 円

出所)町田市提出資料より監査人作成

しかし、業者から入手した納品書の日付は平成 31 年 2 月 22 日と記載されている。

2)問題の所在・指摘事項

納品書の日付は平成 31 年 2 月 22 日であり、市は契約伺書の決裁前に業者へ発注し、納品を受けていた可能性がある。この場合は、事後決裁となり、適切な物品購入に係る事務手続きが行われていないと判断せざるを得ない。

3)改善案

地方公共団体における契約事務には、公正性、公平性等が求められるとともに、計画的な予算執行を行うためにも、適切に事務遂行することが求められる。

よって、市は、物品購入に係る事務手続きを適切に実施する必要がある。

【指摘事項Ⅲ－20】母子健康相談指導事業に係る随意契約の妥当性について

(監査要点:委託事業の法規等準拠性)

1)現状

市は、母子の健康を維持することを目的に、母子健康相談指導事業を行っている。具体的には、乳幼児の身長・体重測定、保育相談、栄養相談と産後の母体の相談、歯や口内の相談等を健康福社会館及び各市民センター等で、定期的に保健師、助産師、栄養士及び歯科衛生士が実施している。

当該事業のうち助産師による相談については、市は、市内の助産師から構成される任意団体に随意契約を行っている。

平成 30 年度の契約方法決定書を閲覧したところ、当該任意団体の1者とのみ随意契約を行う旨及び理由は記載されていなかった。

市によれば、随意契約を行っている理由は、地域団体との連携、過年度からの継続性等の観点から行っているとのことである。

また、契約相手である任意団体は、市内のすべての助産師から構成される団体ではなく、市内の助産師のうち有志から構成されている。

市は、当該団体の平成 30 年度及び直近の令和元年度における構成メンバー、構成人数を把握していなかった。直近で把握しているのは平成 29 年度の構成メンバーであり、人数は 7 名であった。

2)問題の所在・指摘事項

随意契約は、競争入札の方法によらず、任意の方法で特定した相手先と契約を締結するものである。

このため、契約締結には恣意性が介入する恐れがあることから、随意契約を行う理由を明確にすることは極めて重要である。

しかし、契約方法決定書に、当該任意団体の1者とのみ随意契約を行う旨及び理由の記載がなく、適切に受託者の選定が行われていないと判断せざるを得ない。

また、相手先が任意団体である以上、団体に委託した際の業務実施能力等に問題がないか慎重に検討する必要があると考えられる。しかし、市は受託者である任意団体の直近の状況を把握していない。

3)改善案

市は、随意契約で契約締結を行う場合は、受託者の選定理由を文書において明確に記載するべきである。

また、受託者である任意団体について、市は、団体の現状把握を適時・適切に行う必要がある。

その上で、業務の実施可能性、随意契約で行う必要性や妥当性を慎重に検討する必要がある、特に当該任意団体の1者とのみ随意契約を行う理由として他に同様の業務を実施できる団体の有無を把握すべきである。

本事業のように助産師に係る業務実施については、公益財団法人東京都助産師会への照会等が考えられる。

【指摘事項Ⅲ－21】 母子保健訪問事業における委託料額の算出根拠不明瞭について
(監査要点: 事業の有効性・効率性)

1)現状

市は母子保健訪問事業として、次のとおり、妊産婦訪問指導事業、新生児訪問指導事業、こんこちは赤ちゃん事業を実施している。

表 31 妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導事業の概要

対象者	妊産婦	妊娠中、あるいは産後1年を経過しない女性
	新生児	生後28日未満の新生児 ただし、里帰り等の事情がある場合は28日を超えても訪問可能 出生通知票により対象を把握 ・主に第1子の方等:保健師または助産師が訪問 ・主に第2子以降の方:看護師が訪問(こんこちは赤ちゃん訪問)
	乳幼児等	3~4か月児、1歳6か月児、3歳児健診未受診の方 上記以外の希望する方や必要と思われる方
訪問の概要	保健師・助産師による訪問では、妊娠中・出産後のアドバイスや発育・栄養・病気の予防等、子育てに関する相談・支援を実施 看護師による訪問では、子育てに関する相談・情報提供を実施	

出所)町田市提出資料より監査人作成

同事業の受託者は、保健師または助産師もしくは看護師であり、各個人と市が委託契約を行っている。

委託料は、妊産婦訪問指導事業、新生児訪問指導事業は訪問指導 1 件につき 4,500 円(保健師または助産師)、こんにちは赤ちゃん事業は訪問指導 1 件につき 2,000 円(看護師)である。

各金額の算定根拠を確認したところ、過去から継続して同金額とのことであり、根拠を明確に記載した内部決裁等は確認できなかった。

2)問題の所在・指摘事項

本事業は委託契約であるものの、市と個人との契約であり、每期継続的に事業が実施される必要があることから、委託金額は事実上、市から個人への毎年度継続した同額の申し出に基づき契約されてきたと考えられる。

このため、市は各受託者へ委託料金額の根拠の説明が必要と考えるが、金額の根拠が確認できない以上、適切な支出がなされていない、もしくは、過大又は過少に支出された、といった可能性を否定できない。

また、金額は交通費込みであり、受託者の中には市外の者もいる。

看護師に対して支払われている訪問指導1件あたり2,000円を前提とした場合、移動時間を含めて実質的に拘束されており、また交通費見合いは事実上受託者の収入にはならないため、受託者によっては、委託料は極めて低廉である可能性が高い。

3)改善案

市は、事業内容の重要性、業務に対する金額の妥当性、受託者間の公平性等を考慮し、委託料金額の積算根拠を明確にする必要がある。

なお、保健予防課では、成人保健事業については講師等に支払う報償費の支出基準が内規として整備されている。

このため、当該報償費の支出基準を参考にしつつ積算根拠を明確にすることが考えられる。

また、市は、委託料が低廉である場合は委託額の値上げをする必要がある。

(3)監査の意見

【意見Ⅲ－9】 母親学級の報告書に係る所属長までの適時・適切な決裁について
(監査要点:事業の有効性・効率性)

1)現状

母親学級の概要は、「指摘事項Ⅲ－2」に記載のとおりである。

市は、各講座の開催終了時に出席者からアンケートを回収しているとともに、出席者数やアンケート結果を集計し母親学級の報告書を作成している。また、報告書には担当者の反省点や気づき事項も記載されている。

平成30年8月3, 10, 25日に開催された母親学級の報告書を閲覧したところ、担当者

のサインはあったが、係長、課長のサインがなく、決裁がされていなかった。

2)問題の所在・意見の内容

母親学級の報告書の内容は上記のとおりであり、その内容を把握することは、事業の成果内容を把握することにほかならず、事業を実施する上で重要な意義を有する。

しかし、閲覧した報告書には、係長、課長のサインがないため、所属長までの報告がなされておらず、事業実施部署としての成果の把握が失念された状態にある。

3)改善案

実施された事業に関するアンケート結果等を取りまとめた報告書については、事業の成果を把握するために、適時・適切に所属長まで閲覧、決裁されることが望ましい。

【意見Ⅲ－10】 出産・子育てしっかりサポート事業の充実強化について

(監査要点:事業の有効性・効率性)

1)現状

市では、2016年度から、妊娠中の様々な不安を解消し安心した出産をサポートするため出産・子育てしっかりサポート事業として、全ての妊婦に対して面接を行い、相談等の対応、支援を要する方へは支援計画書の作成及びそのフォロー等を行っている。

出産・子育てしっかりサポート事業の概要は次のとおりである。

【出産・子育てしっかりサポート事業の概要】

対象者	町田市在住の妊婦
面接会場	保健予防課(市庁舎・健康福祉会館・保健所中町庁舎・鶴川保健センター)、各市民センター等(会場ごとに月1~2回実施)
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師等が妊婦と面接をし、心身の状態や家庭の状況、子育て支援のニーズ等を把握する ・面接終了後に出産・子育て応援商品券を配布する ・心身の不調や育児不安があることなどから手厚い支援を要する者等に対して「支援計画書」を作成し、乳幼児健診等にてその効果検証を行いながら、就学前まで支援していく

出所)町田市提出資料より監査人作成

2)問題の所在・意見の内容

出産・子育てしっかりサポート事業の概要は上記のとおりであるが、市は、出産及び子育てを“しっかりサポート”するために、出産及び子育てに関する相談等の事業として、出産時の全戸訪問事業、乳幼児健康診査、乳幼児・母性相談、母乳育児相談、母性保健相談等を実施している。すなわち、市によれば、出産及び子育てに関する様々な事業を総合的かつ複合的に行うことで、総体として出産及び子育てを“しっかりサポート”する事業

を推進しているとのことである。

出産・子育てしっかりサポート事業に対する被面接者からのアンケート結果を閲覧したところ、「様々な情報提供で助かった」「商品券が助かった」「不安なことを聞いてもらえた。不安が解消した」「相談できる場所があると分かった」といった好意的意見が大部分であった。その反面、「サポート面接自体を知らない人が沢山いるので、もっと広めて欲しい」「相談時期が早すぎて、具体的な相談ができない。形骸化している」「妊娠してすぐ面接では、出産後に関するサービスがピンとこない」「何を質問して良いか分からなかった」といった事業の改善へ向けた意見も複数あった。

これらの改善へ向けた意見の内容を踏まえると、出産・子育てしっかりサポート事業の趣旨や内容、市が実施する出産及び子育てに関する各種事業の具体的な内容、各事業間の関連性等について、市民に浸透していない可能性があると考えられる。

3)改善案

市は、市ホームページや広報誌等において、出産・子育てしっかりサポート事業を始め、市が実施する出産及び子育てに関する様々な事業について周知活動を行なっている。

しかし、上記に記載した問題を踏まえ、出産及び子育てを“しっかりサポート”するために、より一層市民に対して、出産・子育てしっかりサポート事業の趣旨や内容、及び、出産及び子育てに関する各種事業について周知を強化することが望ましい。

具体的には、出産・子育てしっかりサポート事業で実施する妊婦への面接時に、出産・子育てしっかりサポート事業の趣旨等について適切に説明すること、被面接者の面談内容に応じて関連する他の出産及び子育てに関する各種事業の説明を詳細に行うこと等が考えられる。

【意見Ⅲ－11】産後ケア事業の実施に係る市民の利用回数(日数)と施設からの請求書の利用期間(日数)との整合性の確認について

(監査要点:検査事務の適正性)

1)現状

市では、2017年度から、産褥期における母親の心身の安定と育児不安の解消を目的に、産後ケア事業を実施している。事業の概要は次のとおりであり、産後ケアの支援が必要と認められる方は、産後ケア事業の実施施設で宿泊型ショートケア、日帰り型デイケアを利用できる。

【産後ケア事業の概要】

対象者	町田市在住の生後3か月未満の乳児及びその母親で、家族等から家事・育児等の支援が得られない方のうち、体調不良や授乳・育児に不安がある方 その他、特に支援が必要と認められる方 ※市は、上記の対象者に「利用承認書」を発行している。
-----	--

実施施設	<ul style="list-style-type: none"> ・としの助産院 ・新百合ヶ丘総合病院 ・町田市民病院
事業の内容	<p>宿泊型ショートステイもしくは日帰り型デイケアにより、以下の内容を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母体ケア(母体の健康状態の確認、乳房ケア等) ・乳児ケア(乳児の健康状態の確認等) ・育児相談、授乳指導、沐浴指導、休息、食事の提供等

出所)町田市提出資料より監査人作成

市は、実施施設に対して産後ケア事業を委託しており、産後ケア事業の受託者は、市民が産後ケアを利用した際に、市民が利用した内容及び日数に基づき、委託料を算出し、市へ請求書を発行している。

また、利用者が実施施設を利用する上限は、合計7回(7日間)である。

2)問題の所在・意見の内容

市は、受託者から受領した産後ケア事業実施報告書及び請求書に記載された「利用者が利用した内容及び利用日数」を確認して、委託料を支出している。

しかし、産後ケア事業実施報告書及び請求書は受託者が作成したものであり、市は、実際に実施施設は利用されたか、利用内容や日数は正確かまでの確認は行っていない。

受託者が作成した産後ケア事業実施報告書及び請求書に日数等の誤りがある場合は、市は、誤ったまま委託料を支払ってしまうリスクがある。

3)改善案

市は、委託料の適切な支出を担保するため、「市民が実際に施設を利用した内容及び日数」と「請求書に記載された内容及び日数」の整合性を確認することが望ましい。

ただし、市民が産後ケア事業の実施施設を利用する都度、市が事実や正確性について確認することは、事務の煩雑性、実施施設や利用者の負担を考えると難しいとも考えられる。このため、サンプルベースで市民の利用実績を実施施設に対して調査すること、実施施設が請求書等を市へ提出する際に、利用者の利用日等が記載された利用承認書の写しを併せて添付してもらうこと等を検討することが望まれる。

7. 歯科保健事業費

(1) 事業の概要

主な業務:

障がい者等歯科保健推進対策事業、歯科口腔健康診査、高齢者歯科口腔機能健診、歯科衛生士活動

① 事業の内容

健康増進法等に基づき、健診及び相談を通じて歯周疾患予防対策の推進を図る。

② 2018 年度の取り組み、成果

18 歳以上 70 歳以下の市民を対象にした歯科口腔健康診査や、71 歳以上の市民を対象に摂食・嚥下機能低下を早期に発見し予防につなげるための高齢者歯科口腔機能健診を実施し、2018 年度の受診者数は歯科口腔健康診査が 1,574 人(2017 年度は 1,735 人)、高齢者歯科口腔機能健診が 466 人(2017 年度は 567 人)であった。また、障がい者等歯科保健推進対策事業では、かかりつけ歯科医の定着を図るため、障がい者の通所施設を訪問して歯科相談、保健指導を行っており、2018 年度の実施人数は 234 人(2017 年度は 214 人)であった。

③ 事業費の予算額と実績額

(単位:千円)

	2016 年度	2017 年度	2018 年度
当初予算額	11,705	16,767	16,431
実績額	9,641	13,559	12,272

④ 主な事業費と財源

【主な事業費】

(単位:千円)

区分	金額
健康診査等委託料	11,543
（歯科口腔健康診査委託）	(8,248)
（高齢者歯科口腔機能健診委託）	(3,294)
その他	729
計	12,272

【主な財源】

(単位:千円)

区分	金額
医療保健政策包括補助事業費補助金(都 1/2)	3,801
その他一般財源	8,471
計	12,272

(2) 監査の意見

【意見Ⅲ－12】 歯科口腔健康診査の事業の有効性について

(監査要点: 事業の有効性・効率性)

1) 現状

歯科口腔健康診査の受診者数は、2015 年度は 1,945 人、2016 年度は 1,797 人、2017 年度は 1,735 人、2018 年度は 1,574 人となっており、近年減少傾向にある。受診者数や受診率を当該事業の目標にしていなかったため、受診者数が減少している理由を把握していない。

2) 問題の所在・意見の内容

歯科口腔健康診査の目的は、市民がかかりつけ医をもち、歯周疾患等の予防と早期発見・早期治療ができるようにすることである。したがって、当該健康診査を受診しなくなっても、これをきっかけにかかりつけ医を見つけることができたならば、事業の目的は達成できたと言える。現状では、かかりつけ医を見つけたことが受診者数減少の一因になっているかの分析を含め、目的を達成するために事業が有効であるかを検証できていない。

3) 改善案

歯科医師会と連携し、協力歯科医療機関において健康診査後も、受診者が当該機関に定期的に通院しているかを調査する等の方法によって、事業の有効性を検証することを検討されたい。

【意見Ⅲ－13】 高齢者歯科口腔機能健診の認知度について

(監査要点: 事業の市民への認知度の適正性)

1) 現状

2017 年度から開始した高齢者歯科口腔機能健診の受診者数は、2017 年度は 567 人、2018 年度は 466 人となっており、初年度に比べて減少している。

2) 問題の所在・意見の内容

当該健診が受診対象者である高齢者に認知されていない、または、当該健診の目的が十分に理解されていない可能性がある。

3)改善案

今後も受診者数の動向を調査した上で、高齢者歯科口腔機能健診の認知度が低いと判断されるのであれば、受診対象者に当該事業を知ってもらうような働きかけを行うことが必要である。例えば、健康づくり推進員と協力して、健康づくり推進員活動時等の受診対象者が多く集まる機会を捉えて、受診の必要性を伝えていくことが考えられる。

この点、2019年度から、高齢者福祉センター(ふれあい会館)6か所において、保健予防課所属の歯科衛生士による出前講座を行っていることも、その取り組みの一つである。具体的には以下のとおり実施している。

会場	日時
ふれあい もみじ館(金森)	8月21日(水)10:00～10:30
ふれあい もっこく館(町田)	8月28日(水)12:40～13:10
ふれあい くぬぎ館(木曾山崎)	8月29日(木)10:20～10:50
ふれあい けやき館(堺)	9月10日(火)10:30～11:00
ふれあい いちょう館(鶴川)	9月11日(水)10:00～10:30
ふれあい 桜館(小山田)	9月19日(木)13:00～13:30

今回の監査においては、9月19日にふれあい桜館で実施した出前講座に赴いて、実施状況を確認した。その時の様子(写真)は次のとおりである。



出前講座の様子(ふれあい桜館)
(監査人が撮影)

監査人が確認した出前講座では、館に訪れていた方を中心に20名程度講座を聞いていた。このような取り組みが、受診者増に結び付いているかは検証にいたっていないが、本事業の認知度向上やその目的を理解してもらうためには、このような地道な努力を継続することによって、事業の有効性を高めていくことが必要と考える。

8. 保健所運営事務費

(1) 事業の概要

主な業務:

健康福社会館事業、保健施設管理

① 事業の内容

組織運営及び施設管理を行う。

② 2018年度の取り組み、成果

各種健診・相談等の保健サービスを提供する施設である健康福社会館、鶴川保健センター及び忠生保健センターの施設管理を行う。

③ 事業費の予算額と実績額

(単位:千円)

	2016年度	2017年度	2018年度
当初予算額	63,158	68,360	61,527
実績額	71,756	72,577	96,145

④ 主な事業費と財源

【主な事業費】

(単位:千円)

区分	金額
施設等管理委託料	22,061
（うち健康福社会館総合管理）	(17,099)
（うち忠生保健センター建物総合管理）	(2,456)
（うち鶴川保健センター建物総合管理）	(2,505)
機器等保守点検委託料	6,608
光熱水費	15,602
国庫支出金返還金	19,422
都支出金返還金	17,455
その他	14,997
計	96,145

【主な財源】

(単位:千円)

区分	金額
感染症対策特別推進事業費(国 10/10)	101
行政財産貸付料(健康福社会館駐車場)	3,240
講習室使用料(健康福社会館)	1,632
その他一般財源	91,172
計	96,145

(2) 指摘事項

【指摘事項Ⅲ－22】 備品の实地棚卸について

(監査要点: 備品管理の適正性)

1) 現状

取得価額が3万円以上の物品は備品台帳に記録し、2年に1回の頻度で現況確認を行っている。

2) 問題の所在・指摘事項

物品管理規則第33条では、「物品管理者は、供用中の備品について、毎年度1回一定の期日を定めて、備品管理票その他の台帳と照合を行い、及び破損の有無等その状況について確認を行わなければならない。」と定められている。現状(2年に1回の頻度での現況確認)は当該規則に反している。

3) 改善案

物品管理規則第33条に定められている通り、毎年度1回は備品の現況確認を行う必要がある。

【指摘事項Ⅲ－23】 備品の管理について(現況確認結果1)

(監査要点: 備品管理の適正性)

1) 現状

今回の包括外部監査においては、健康福社会館、中町庁舎、鶴川保健センター、及び忠生保健センターの備品について、取得価額が100万円以上の重要物品全件と任意に抽出した備品の計10件ずつ現況確認を行った。現状確認を行った備品の詳細は下記の通りである。その結果、いくつかの問題点が発見された。

表 32 健康福祉会館（現況確認日：2019年8月14日）

（単位：円）

備品番号	旧番号	規格名称	取得日	取得価格
438539	10131959	デジタルベビーテーブル 中村医科工業 M-5080LCD	20160229	995,328
438541	10032653	歯科健診用アムライト LED 照明灯 村中医療器 LX-2101	20100222	74,000
438542	10032652	歯科健診用アムライト LED 照明灯 村中医療器 LX-2101	20100222	74,000
438690	10125408	オサダスマイリー-ZRS1 50L	20140328	1,743,000
438691	10125407	オサダスマイリー-ZRS1 50L	20140328	1,743,000
438706	10002397	全自動身長体重計 関西精機 MK-87S	20030613	368,500
438707	10005447	ベビースケール ND-300L	20040405	188,000
438732	10042546	滅菌器 スズケン クレーブ 05W	20110331	240,000
438737	10066791	自動血圧計 オムロン HBP-9020	20130321	135,000
438984	10129979	骨健康度チェック機器およびケース Live Aid 骨ウェーブ	20150610	685,000

表 33 中町庁舎（現況確認日：2019年8月14日）

（単位：円）

備品番号	旧番号	規格名称	取得日	取得価格
438564	10045895	無影灯 オサダ 移動式 2HM	20110401	350,000
438565	10045894	無影灯 卓上用 高さ 550 ミリ	20110401	113,300
438574	10059759	レントゲン等の電子装置使用機器(移動式) コダック社製ドライレーザーイメージャー Dry View5800	20110401	1,050,000
438575	10059758	レントゲン等の電子装置使用機器(移動式) 画像表示ワークステーション	20110401	2,047,500
438576	10059757	レントゲン等の電子装置使用機器(移動式) X線健診受診者管理システム	20110401	15,225,000
438577	10059756	レントゲン等の電子装置使用機器 (移動式) X線一般撮影用装置	20110401	7,350,000
438578	10059755	レントゲン等の電子装置使用機器(移動式) 画像表示ワークステーション	20110401	2,047,500
438985	10129978	骨健康度チェック機器およびケース Live Aid 骨ウェーブ	20150610	685,000
1002210	10134599	電動自動車 ヤマハ	20170323	87,264
1002211	10134600	電動自動車 EISAN	20170323	64,584

表 34 鶴川保健センター (現況確認日:2019年8月14日)

(単位:円)

備品番号	旧番号	規格名称	取得日	取得価格
438531	10134205	可動式調理台 W2100×D750×H850	20170313	261,360
438533	10134143	ガスオープン 卓上タイプ	20170306	115,601
438534	10134142	衣類乾燥機 4kg	20170306	37,000
438535	10134141	衣類乾燥機 4kg	20170306	37,000
438536	10134140	全自動洗濯機 5kg	20170306	36,301
438537	10134139	全自動洗濯機 5kg	20170306	36,301
438538	10134138	冷蔵庫3ドア 315	20170306	109,000
438978	10134991	歯科用ユニット一式 別紙のとおり	20170221	1,799,280
438979	10134990	歯科用ユニット一式 別紙のとおり	20170221	1,799,280
1000331	— (注)	通信用機器 システムタイムレコーダーSX-100AD-L	20180402	240,000

(注) 2018年度以降に取得した備品については、新番号のみ採番されるため、旧番号はない。

表 35 忠生保健センター (現況確認日:2019年8月14日)

(単位:円)

備品番号	旧番号	規格名称	取得日	取得価格
438907	10128142	デジタルベビーテーブル 別紙仕様書のとおり	20150306	921,600
438909	10129096	デジタル身長・体重計 ムラテック DST-210S	20150330	192,000
438912	10129685	歯科用オプション追加型ユニット スマイリーイニシオ RS	20150330	1,711,800
438913	10129684	歯科用オプション追加型ユニット スマイリーイニシオ RS	20150330	1,711,800
438956	10129028	ベビーベッド(パラマウントベッド) KE-252	20150330	145,800
438953	10129033	ベビーベッド(パラマウントベッド) KE-252	20150330	145,800
438964	10129032	ベビーベッド(パラマウントベッド) KE-252	20150330	145,800
438965	10129031	ベビーベッド(パラマウントベッド) KE-252	20150330	145,800
438966	10129030	ベビーベッド(パラマウントベッド) KE-252	20150330	145,800
438967	10129029	ベビーベッド(パラマウントベッド) KE-252	20150330	145,800

2) 問題の所在・指摘事項

下記の備品は、現物に備品番号を記載した備品シールが貼られていなかった(貼られていたが剥がれてしまった可能性がある)。

所在場所	備品番号	規格名称
健康福祉会館	438539	デジタルベビーテーブル 中村医科工業 M-5080LCD
健康福祉会館	438707	ベビースケール ND-300L
健康福祉会館	438984	骨健康度チェック機器およびケース Live Aid 骨ウェーブ
中町庁舎	438985	骨健康度チェック機器およびケース Live Aid 骨ウェーブ
鶴川保健センター	438531	可動式調理台 W2100×D750×H850
忠生保健センター	438907	デジタルベビーテーブル 別紙仕様書のとおり
忠生保健センター	438909	デジタル身長・体重計 ムラテック DST-210S

3)改善案

備品シールは備品を適切に管理するために必要なものであるため、物品管理規則第23条第3項に従い、備品には備品シールを貼ることが必要である。備品シールは接触や移動などによって剥がれにくく、現況確認時に見やすい場所に貼るなど工夫をされたい。なお、備品番号については、2018年に行った財務会計システムの改修に伴い、新しい備品番号が採番されたため、備品台帳には新旧2つの備品番号が登録されている。財務会計システムには旧番号でも検索できる機能があるため、備品シールにはどちらかの備品番号が記載されていればよいことになっているが、新たに備品シールを貼る場合には、新番号を記載することによって、徐々に新番号に統一していくことが望ましい。

【指摘事項Ⅲ-24】 備品の管理について(現況確認結果2)

(監査要点: 備品管理の適正性)

1)現状

「【指摘事項Ⅲ-23】備品の管理について(現況確認結果1)」参照。

2)問題の所在・指摘事項

下記の備品は、備品シールに旧番号と推測される番号が記載されていたが、備品台帳の旧番号と新番号のどちらにも一致しなかった。

所在場所	備品番号	規格名称
鶴川保健センター	438978	歯科用ユニット一式 別紙のとおり
鶴川保健センター	438979	歯科用ユニット一式 別紙のとおり

3)改善案

現況確認時に、備品台帳と備品シールの備品番号が一致しているかを確認し、一致していない場合は、備品番号を適切に修正する必要がある。

【指摘事項Ⅲ－25】 備品の管理について(現況確認結果 3)

(監査要点: 備品管理の適正性)

1) 現状

「【指摘事項Ⅲ－23】備品の管理について(現況確認結果 1)」参照。

2) 問題の所在・指摘事項

下記の備品は、複数の備品が一体となって機能しているが、備品台帳には 1 台の備品として記録されており、備品シールは、そのうちの 1 台にしか貼られていないため、備品シールが貼られていない備品について当該備品を構成する備品であるかが明確になっていなかった。

所在場所	備品番号	規格名称
中町庁舎	438576	レントゲン等の電子装置使用機器(移動式) X線健診受診者管理システム

3) 改善案

会計課が改訂作業を進めている 2020 年 1 月改訂予定の物品管理マニュアルでは、単品管理が原則であるが、物理的に独立したものであっても、複数のものを一つの集合体として使用する物品については、例外的に一式単位での管理が認められる旨、及びその具体的な管理方法が定められる予定である。したがって、当該マニュアルに従い、どの備品が一式単位で管理される備品であるかを明確に把握できるようにする必要がある。

【指摘事項Ⅲ－26】 備品の管理について(現況確認結果 4)

(監査要点: 備品管理の適正性)

1) 現状

「【指摘事項Ⅲ－23】備品の管理について(現況確認結果 1)」参照。

2) 問題の所在・指摘事項

下記の備品は、実際には使用されているが、東京都町田保健所から譲渡された際に処分対象としていたため、備品台帳には記録されていなかった。また、当該備品には、備品シールが貼られていなかった。

所在場所	物品管理番号	規格名称
中町庁舎	L10-00001	データ処理用パソコン

3)改善案

処分対象としていた備品を使用することになった場合は、備品台帳に記録して現物に備品シールを貼り、他の備品と同様に管理をする必要がある。

(3)監査の意見

【意見Ⅲ-14】 契約事務に必要な書類の記載事項について
 (監査要点:委託事業の法規等準拠性)

1)現状

2018年4月1日に締結した健康福祉会館駐車場の土地賃貸借契約の契約期間は5年であり、2016年4月1日に締結した前回契約の2年から変更されているが、その理由が契約伺書に記載されていない。また、当該契約の契約方法決定書によると、契約保証金は免除である旨記載されているが、その理由が記載されていない。

2)問題の所在・意見の内容

契約期間の変更については、現在の担当者によると、契約期間を長期化することにより、借受者に設備投資を回収させた上で利益を確保させる必要があるため、と推測されることである。また、当該契約の契約保証金が免除である理由は、契約事務規則第33項第3項に該当するということである。これらの理由に合理性は認められるものの、記録として残っていない場合には、担当者の異動や時間の経過によって理由が不明確になる可能性がある。

3)改善案

従前の同様の契約から重要な契約内容を変更する場合や、契約方法について原則以外の方法を適用する場合には、契約事務に必要な書類に、その理由を記載して合理性を説明することが望ましい。

IV. 生活衛生課

生活衛生課は、食品、生活衛生施設等の安全確保に努めるとともに、動物との共生を推進し、市民の衛生的で安全な生活環境の維持・向上を目指すことを使命としている。所管する事務は以下のとおりとなっている。

- 犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付、動物愛護に関する普及啓発、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の補助に関すること
- 迷い犬・迷い猫の連絡受付、犬にかまれたときの連絡受付、つながれていない犬の捕獲、負傷動物の収容に関すること
- 理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館、興行場等の営業許可・監視指導に関すること
- 住まいの衛生に関する相談・指導に関すること
- 飲食店等の営業許可・監視指導、食中毒等の防止・調査に関すること

また、予算上は、保健所管理事務費、生活衛生事務費の各事業に区分されている。

(単位:千円)

事業名	平成 30 年度予算
保健所管理事務費	20,055
生活衛生事務費	54,571
生活衛生費 計	74,626

市が公表している「平成 30 年度(2018 年度)課別・事業別行政評価シート」によると、平成 30 年度の生活衛生課の事業を踏まえた今後の課題としては、①事業者・関係者・市民へ、関連法令に基づく適切な監視指導・立入検査の実施、情報の共有化や普及啓発の取り組みを継続する必要がある、②ラグビーワールドカップの開催に向けて、旅館業法及び住宅宿泊事業法に基づく申請・届出の対応が見込まれるのでその対応が必要である、③町田市保健所の土地・建物は、2011 年 4 月 1 日に東京都から無償譲渡されたものであり、契約締結日から 20 年間(2031 年 3 月 31 日まで)、保健所施設として使用することとされている。

また、これらの課題に対する今後の取り組みとしては、①動物愛護に関する会議の開催、食品衛生に関する講習会の実施、公衆浴場等への立入検査の実施を引き続き行う、②旅館業法及び住宅宿泊事業法に基づく申請・届出に関して、関係機関・関係部署と連携しながら適切な対応を行う、③町田市公共施設再編計画に基づき、中・長期的な対策がとれるよう、建物の機能維持に努める必要があるとされている。

1. 保健所管理事務費

(1) 事業の概要

主な業務:

保健所管理運営事務

① 事業の内容

市保健所(中町庁舎)の土地、建物は2011年4月に東京都から市に無償譲渡されたものであり、生活衛生課ではその安全確保と機能維持のために保健所管理事務費により施設管理を行っている。具体的には、建物の総合管理業務や機器等の保守点検、警備、廃棄物の収集・運搬などの業務が外部に委託して実施されている。

中町庁舎の概要は、表 3(12 ページ)参照。

② 2018 年度の取り組み、成果

2018 年度の主な取り組みは次のとおりである。

- ・町田市保健所建物総合管理業務委託(長期継続契約、2018 年度決算 7,282 千円)
- ・機械等保守点検委託(電話設備、消防設備、自動扉、自家用電気工作物、特殊建築物定期検査等、2018 年度決算額 1,135 千円)
- ・警備委託、廃棄物収集処分等委託、剪定除草委託(2018 年度決算額 1,296 千円)
- ・施設・備品修繕(コンクリートブロック塀修繕等、2018 年度決算額 1,205 千円)
- ・光熱水費支払い(電気、ガス、水道、2018 年度決算額 3,005 千円)

③ 事業費の予算額と実績額

(単位:千円)

区分	2016 年度	2017 年度	2018 年度
当初予算額	20,800	19,233	20,055
実績額	16,370	16,753	15,849

④ 主な事業費と財源

【主な事業費】

(単位:千円)

区分	金額
需用費	4,841
役務費	900
委託料	9,774
その他	332
計	15,849

【主な財源】

(単位:千円)

区分	金額
その他(食品衛生許可手数料、犬登録等手数料)	9,639
一般財源	6,209
計	15,849

(2) 指摘事項

【指摘事項Ⅳ－１】 予定価格の設定について

(監査要点: 予定価格の妥当性)

1) 現状

市は 2018 年度の施設修繕料予算を使用して保健所敷地境界にあるコンクリートブロック塀をフェンスに改修している。これは、2018 年 6 月の大阪北部地震によるブロック塀倒壊事故を受けて年度途中で急遽行われたものであり、当初予算では想定されていなかった工事である。施設修繕料は緊急修繕のための予算であり、具体的な修繕工事費の積み上げで設定されているわけではない。

市は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び市契約事務規則第 24 条の規定に基づき、工事の随意契約限度額(130 万円)以下であるとして、随意契約とし、2 者による見積競争を行って契約相手先を決定している。契約額は 1,101 千円である。

2) 問題の所在・指摘事項

市は、随意契約においても市契約事務規則第 25 条に従ってあらかじめ予定価格を定める必要があり、同規則第 24 条の随意契約限度額以下であるかどうかの判定は予定価格に依らなければならないが、コンクリートブロック塀修繕では予定価格が定められていたとは言えない。施設修繕料の当初予算 1,200 千円の次の段階は 2 者による見積競争とその結果決まった契約同額及び契約額となっている。しかし、本来はその間に参考見積額や設計金額、予定価格など、随意契約限度額以内であることを判定するための金額や見積競争の見積額を評価するために基準とすべき金額が設定されていなければならない。

今回は施設修繕料の当初予算額が随意契約限度額以下であり、見積競争の結果による契約額が当初予算額範囲内でそれに近い金額となったため、結果的に問題は生じていないように見えるが、たとえば、当初予算額が随意契約限度額を上回っている場合には予定価格の設定次第では上記限度額以内を理由として随意契約とすることができない。なぜなら、随意契約とすることがどうかの判断は、予定価格で行われるからである。また、施設修繕料の当初予算額はコンクリートブロック塀修繕を想定して積算されたものではないため、そのまま予定価格とすることはできず、市にとって妥当な契約額から乖離している可能性もあり、見積競争の見積額を評価する基準とはならない。

市として予定価格設定の具体的な運用方針が明確でなかったという事情はあるものの、

市契約事務規則に定められている予定価格の設定が行われていなかったことは問題である。

3)改善案

市は、今回の施設修繕料のように当初予算の段階で想定していなかった契約を行う際には、必ず事前に予定価格の設定を行うことによって、随意契約などの契約方法の選択や見積競争の見積額の評価を適正に行う必要がある。

【指摘事項Ⅳ－２】 備品等の管理について

(監査要点:備品管理の適正性)

1)現状

市は、2011年4月に東京都から無償譲渡された中町庁舎の土地、建物、工作物、備品、及びその後新たに取得した備品等について、市公有財産規則第20条及び市物品管理規則第23条等に基づき、土地一覧表、建物一覧表、各種財産一覧表、備品台帳にそれぞれ登録して管理を行っている。

なお、原則として3万円以上の取得価格の物品が備品台帳に登録されている。また、市物品管理規則第23条第3項では備品に番号を記した備品シールを貼付することが定められている。

2)問題の所在・指摘事項

一部の備品等について備品台帳と現物の照合を行ったところ、敷地内にある倉庫の一つは備品台帳等に登録されていることが確認できなかった。また、東京都から移管された備品の多くには東京都の備品シールがそのまま貼付されているが、市の備品シールは確認できなかった。さらに、古い歯科ユニットや昔のOSのままのノートパソコンなど最近使用した形跡がない、あるいはそのままではすぐに使えないような備品も見られた。

東京都から移管された備品や新たに取得した備品等について、台帳への登録や備品シールの貼付などの点で規則に反している。

3)改善案

市は、東京都から移管されたものを含めて備品等の棚卸を行い、現物の状態を確認するとともに保健所での使用可能性を判断した上で、備品シールの貼付、あるいは他部門への所属変更や処分、廃棄などを行い、台帳を更新していく必要がある。

2. 生活衛生事務費

(1) 事業の概要

主な業務:

生活衛生課管理事務、食品衛生事業、環境衛生事業、動物管理事業、狂犬病予防事業、動物愛護管理事業

① 事業の内容

対象事業のうち、生活衛生課管理事務は生活衛生課共通の事務的経費を賄うものであり、そのほかの事業の内容は次のとおりである。

a. 食品衛生事業

市は、食品衛生法及び食品製造業等取締条例等の規定に基づき、飲食を原因とする衛生上の危害の発生防止を目的として町田市食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、事業を実施している。具体的には、食品等事業者に対して、営業許可の申請や施設の監視指導、食品の収去検査、衛生講習会等を行っている。

b. 環境衛生事業

市は、理・美容所、クリーニング所、公衆浴場等の施設や水道施設、特定建築物等を対象として、関係法令に基づく許認可、監視指導、立入検査・理化学検査を行うことにより、施設の維持管理の向上、感染症の発生予防など公衆衛生の向上を図っている。このほか、ねずみ・衛生害虫防除や室内環境の相談業務等を行っている。

c. 動物管理事業、狂犬病予防事業、動物愛護管理事業

狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生予防等を目指し、犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事業を実施している。また、逸走・負傷の犬等を保護・収容する事業を行うとともに、動物の適正な飼育と動物愛護の普及・啓発のための広報や講習会、不妊・去勢手術費用の一部補助事業、「飼い主のいない猫」対策などを実施している。

② 2018 年度の取り組み、成果

a. 食品衛生事業

主な取り組み	概要、成果
営業施設に関する許可等事務処理及び監視	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法(飲食店、食品製造業等): 2018 年度末 5,049 件、2018 年度新規許可 459 件、更新許可 446 件、監視 2,327 件 ・食品製造業等取締条例(行商、食品製造業等): 2018 年度末 617 件、2018 年度新規許可 76 件、更新許可 59 件、監視 298 件

主な取り組み	概要、成果
	<ul style="list-style-type: none"> ・食品製造業等取締条例(届出給食施設)：2018年度末221件、2018年度報告23件、監視49件 ・東京都ふぐの取扱規制条例(ふぐ取扱所、ふぐ加工製品取扱施設)：2018年度末107件、2018年度新規12件、監視81件
食品・器具等の検査	・2018年度収去検査87検体
食中毒関連調査	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年度55件(26人、37施設、42検体) ・2018年度食中毒発生対応3件、患者11人
苦情・相談受付、対応	・2018年度苦情49件、食の安全相談20,267件
営業者・消費者向け講習会等の実施	・2018年度42回、延べ参加者2,560人
調理師・製菓衛生師免許事務	・2018年度調理師137件、製菓衛生師16件
食品衛生推進員活動	・2018年度食品衛生推進員15名

b. 環境衛生事業

主な取り組み	概要、成果
環境衛生関係施設(理・美容所等)に関する許可等事務・監視指導	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年度末4,438件、2018年度許可・確認届出74件、監視指導568件 ・2018年度から住宅宿泊事業(いわゆる民泊)開始(2018年度末16件、上記件数の内数)
その他環境衛生関係施設(コインランドリー等)に関する届出等事務・監視指導	・2018年度末523件、2018年度届出10件、監視指導14件
環境衛生関係施設(公衆浴場等)の理化学検査	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆浴場水質検査：2018年度17件、延べ117箇所 ・興行場空気検査：2018年度3件、延べ6箇所 ・プール水質検査：2018年度17件、延べ66箇所

主な取り組み	概要、成果
相談受付、対応	・2018 年度衛生害虫・室内環境等 450 件、生活衛生関係営業施設・水道関係施設 412 件

c. 動物管理事業、狂犬病予防事業、動物愛護管理事業

主な取り組み	概要、成果
犬登録・狂犬病予防注射	・2018 年度末登録数 24,757 件、2018 年度注射済票交付数 19,837 件
犬と楽しく暮らすための基礎講座	・2018 年度 3 回実施、参加延べ人数 56 人
飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助	・2018 年度オス 159 件、メス 178 件
飼い主のいない猫共生モデル地区	・2018 年度末 30 地区
飼育動物要望・相談、指導	・2018 年度動物による事故 18 件、要望・相談 268 件
逸走・負傷・病気等の動物の保護・収容・管理	・2018 年度捕獲収容 1 頭、引き取り 43 頭、負傷 8 頭、返還 15 頭

③ 事業費の予算額と実績額

(単位: 千円)

区分	2016 年度	2017 年度	2018 年度
当初予算額	59,897	55,568	54,571
実績額	27,845	26,560	29,795

④ 主な事業費と財源

【主な事業費】

(単位: 千円)

区分	金額
需用費	4,246
役務費	3,972
委託料	16,592
負担金補助及び交付金	3,985

区分	金額
その他	998
計	29,795

【主な財源】

(単位: 千円)

区分	金額
都支出金(八王子市及び町田市事務処理特例交付金など)	5,686
その他(食品衛生許可手数料、環境衛生許可手数料、犬登録等手数料等)	20,372
一般財源	3,736
計	29,795

(2) 指摘事項

【指摘事項Ⅳ－3】 検査委託料の請求内容の確認漏れについて

(監査要点: 支出事務の適正性)

1) 現状

市は、食品衛生事業及び環境衛生事業において食品衛生関係検査業務委託と環境衛生関係水質等検査業務委託により外部に委託して食品や水質等の検査を行っている。それぞれ検査項目ごとに単価を定め、実績に応じて委託料の計算を行う単価契約であり、2018年度は見積競争の結果、2件とも同じ検査機関との契約となっている。

市は、必要な場合にその都度食品や水質等の検査を委託先に依頼し、一定期間後に各依頼に対応した試験検査成績書や水質検査報告書(以下、「試験検査成績書等」という。)を受領する。委託先は毎月、試験検査成績書等の検査実績を集計し、検査項目ごとの契約単価により検査委託料を計算して市に請求している。

2018年度の検査委託料決算額は、食品衛生関係検査業務委託が1,868千円、環境衛生関係水質等検査業務委託が3,535千円である。

2) 問題の所在・指摘事項

2018年度の試験検査成績書(食品関係)の検査項目のうち、委託先から市に提出された請求書に記載されていないものがあつたが、市はその請求漏れに気づくことができず、検査委託料の支払いが7,776円過小となっている。また、水質検査でも委託先から実際に行われた検査項目とは別の異なる単価の検査項目で請求されていたが、市はその請求書の誤りに気づくことができず、検査委託料の支払いが16,848円過大となっている。

請求内容に関する市の確認が漏れたことにより、検査委託料の支払いに誤りが生じたことは問題である。

3) 改善案

複数の試験検査成績書等を取りまとめた請求書の場合、現行の請求書の記載だけでは試験検査成績書等の特定が難しい場合もあることから、市は、試験検査成績書等と請求内容の正確な照合のため、委託先に対して、請求書に試験検査成績書等を特定できる情報を記載する、あるいは請求書に内訳書を添付するなどの改善を求めた上で、請求内容の確認手続きをより一層徹底して行う必要がある。

(3) 監査の意見

【意見Ⅳ－1】 検査委託料等の当初予算の設定について

(監査要点: 予算設定の妥当性)

1) 現状

2018年度の生活衛生事務費は54,571千円の当初予算額に対して決算額は29,795千円である。当初予算額を基準とした執行率(以下、「当初予算執行率」という。)は54.6%、同じく当初予算額を基準とした執行残(以下、「当初予算執行残」という。)は24,775千円であり、決算額が当初予算額の半分強にとどまっている。

その中でも当初予算執行率の低さや当初予算執行残の大きさが目立つのが次表の検査手数料や委託料である。合計すると当初予算額41,290千円に対して決算額は19,571千円であり、当初予算執行率47.4%、当初予算執行残21,718千円である。上記の2018年度当初予算執行残全体24,775千円の87.7%にあたる。

なお、ここで用いている当初予算執行率や当初予算執行残は当初予算額と決算額の関係を示すためのものであり、当初予算額は補正されているため、実際の予算執行率や予算執行残とは異なる(以下、同様)。

表 36 2018年度の検査手数料及び委託料の当初予算額と決算額

(単位:千円)

事業	細々節	当初 予算額	決算額	当初予算執行率 (決算額/当初予 算額×100)	当初予算執行 残(当初予算額 －決算額)
食品衛生 事業	検査手数料	5,000	3,351	67.0%	1,648
	検査委託料	7,894	1,868	23.7%	6,026
環境衛生 事業	検査手数料	1,000	603	60.3%	396
	検査委託料	8,795	3,535	40.2%	5,259
動物管理 事業	事業・業務 委託料	18,601	10,213	54.9%	8,387
計		41,290	19,571	47.4%	21,718

出所) 市資料より監査人が作成。

食品衛生事業と環境衛生事業の検査手数料は、「保健衛生事務事業に係る東京都・町田市協定書」(2011年3月31日)に基づき、市が東京都健康安全研究センターに依頼す

る食品や糞便、水質等の試験検査に係る費用である。検査委託料に比べて単価は高めであるが、試験検査の迅速性や信頼性等を考慮して行政処分への根拠となるような試験検査の場合は東京都健康安全研究センターを利用している。

また、検査委託料は市が東京都健康安全研究センター以外に民間の検査機関に委託して試験検査を行う費用であり、食品衛生関係検査業務委託(単価契約)と環境衛生関係水質等検査業務委託(単価契約)の2契約である。2018年度は見積競争の結果、どちらも一般社団法人東京都食品衛生協会と契約している。

動物管理事業の事業・業務委託料は、動物の捕獲等業務委託と狂犬病予防・動物愛護管理事務取扱委託、負傷犬等の夜間収容業務委託の3契約からなる。そのうち動物の捕獲等業務委託と負傷犬等の夜間収容業務委託の当初予算執行率はそれぞれ96.7%(当初予算額8,553千円、決算額8,274千円)、77.0%(当初予算額858千円、決算額660千円)と比較的高く、当初予算執行残も合わせて476千円であるが、狂犬病予防・動物愛護管理事務取扱委託の当初予算執行率は13.9%(当初予算額9,188千円、決算額1,277千円)にとどまり、当初予算執行残は7,910千円である。

狂犬病予防・動物愛護管理事務取扱委託(単価契約)は、狂犬病予防法や動物の愛護及び管理に関する法律、東京都動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、市が捕獲・収容した犬や引き取った犬・猫、収容した負傷動物の飼養管理等を東京都動物愛護相談センターに委託するものであり、同センター(東京都)と特命随意契約を行っている。

2)問題の所在・意見の内容

今回取り上げた2つの検査手数料と3つの委託料の実態を見る限り、特別な事情により本来実施すべき内容の多くを実施できなかった、あるいは契約単価が想定を著しく下回ったといった事実は認められず、当初予算執行率の低さや当初予算執行残の大きさは主として当初予算の設定に起因するものと考えられる。当初予算は執行見込みを踏まえて年度末には補正されているが、結果的に2千万円を超える予算が一定期間固定されることにより、年度当初から予算規模を抑制する機会、あるいは予算を他の事務事業で活用する機会が失われたことになる。

市としては、検査手数料や検査委託料については、食中毒の疑いのある事案や公衆浴場・プール等の水質が懸念される事案が発生した場合にはその内容次第で試験検査の依頼件数が一気に拡大する可能性があるため、それを見込んで通常の実績に比べ当初予算を高めに設定しているとのことである。動物管理事業の委託料についても多頭飼育崩壊等の対応事案が発生した場合に委託先に依頼する収容動物等の件数が一気に増えるため、余裕のある当初予算が必要になるとのことである。

以下の3つの表で検査手数料や委託料の経年推移をみると、確かに当初予算執行率は全体として低い状態が継続している中で、検査手数料は当初予算額に比較的近い執行状況となる年度も見られる。ただし、委託料ではそのような当初予算額に近い執行状況となった年度は2013年度以降ないしは2014年度以降見られない。食品衛生事業の検査委託料は当初予算執行率が19%~39%の範囲にとどまり、毎年度300~650万円の当初予算執行残が生じている。環境衛生事業の検査委託料でも当初予算執行率は15%~40%、当初予算執行残は年500~900万円、また、動物管理事業の委託料では当初

予算執行率 10%～20%、当初予算執行残年 500～800 万円である。

表 37 食品衛生事業の検査手数料と検査委託料の推移

(単位:千円)

年度		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
検査手数料	当初予算額	14,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	同指数(2013年度=100)	280	100	100	100	100	100	100	100
	決算額	11,788	3,527	4,883	2,712	1,501	2,063	3,351	—
	同指数(2013年度=100)	334	100	138	77	43	58	95	—
	当初予算執行率	84.2%	70.6%	97.7%	54.3%	30.0%	41.3%	67.0%	—
	当初予算執行残	2,211	1,472	116	2,287	3,498	2,936	1,648	—
検査委託料	当初予算額	—	7,500	4,859	8,021	7,978	7,895	7,894	7,043
	同指数(2013年度=100)	—	100	65	107	106	105	105	94
	決算額	—	2,359	1,873	1,550	1,737	1,582	1,868	—
	同指数(2013年度=100)	—	100	79	66	74	67	79	—
	当初予算執行率	—	31.5%	38.6%	19.3%	21.8%	20.0%	23.7%	—
	当初予算執行残	—	5,140	2,985	6,470	6,240	6,312	6,026	—

出所)市資料より包監査人作成

- (注) 1. 当初予算執行率と当初予算執行残の計算式は前表と同じ。以下同様。
 2. 保健所政令市移行直後であり、東日本大震災に関わる影響も考慮して 2011 年度を除外。以下同様。
 3. 2012 年度の検査委託料は検査手数料として実施したため、検査手数料に含まれる。

表 38 環境衛生事業の検査手数料と検査委託料の推移

(単位:千円)

年度		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
検査手数料	当初予算額	—	—	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	同指数(2014年度=100)	—	—	100	100	100	100	100	100
	決算額	30	435	17	88	95	0	603	—
	同指数(2014年度=100)	178	2,547	100	516	558	0	3,528	—
	当初予算執行率	—	—	1.7%	8.8%	9.5%	0.0%	60.3%	—
	当初予算執行残	—	—	982	911	904	1,000	396	—
検査委託料	当初予算額	—	—	10,584	7,611	7,611	8,795	8,795	8,019
	同指数(2014年度=100)	—	—	100	72	72	83	83	76
	決算額	16,929	8,201	1,597	1,498	2,520	1,811	3,535	—
	同指数(2014年度=100)	1,060	513	100	94	158	113	221	—
	当初予算執行率	—	—	15.1%	19.7%	33.1%	20.6%	40.2%	—
	当初予算執行残	—	—	8,986	6,112	5,090	6,983	5,259	—

出所)市資料より監査人作成

- (注) 2012 年度と 2013 年度の当初予算額は他の予算と一体となっているため、不明。

表 39 動物管理事業の狂犬病予防・動物愛護管理事務取扱委託料の推移

(単位:千円)

年度		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
委託料	当初予算額	—	9,424	6,576	7,370	8,558	9,188	9,188	8,922
	同指数(2013年度=100)	—	100	70	78	91	97	97	95
	決算額	1,513	1,472	1,283	728	1,381	1,446	1,277	—
	同指数(2013年度=100)	—	100	87	49	94	98	87	—
	当初予算執行率	—	15.6%	19.5%	9.9%	16.1%	15.7%	13.9%	—
	当初予算執行残	—	7,951	5,292	6,641	7,176	7,741	7,910	—

出所)市資料より監査人作成

(注) 2012年度の当初予算は不明。

ここで、検査手数料や委託料の当初予算において緊急時用の枠をどの程度見込むべきであるか、あるいはどの程度の頻度で発生する緊急事態を想定すればよいかといった点に言及することはできないが、検査手数料の当初予算が一部年度を除き一定額で設定されていること、委託料の当初予算も決算額に比べて年度ごとの変動幅が小さいことから、当初予算の執行状況を踏まえた当初予算の見直しが行われていないのではないかと懸念が生じる。

3)改善案

今回は当初予算執行率や当初予算執行残の観点から検査手数料や委託料を一括して取り上げているが、各事業によって当初予算の設定の考え方や方法が異なり、同じ事業でも検査手数料と検査委託料の位置づけが異なるため、事業や契約ごとに保健所政令市移行後に蓄積されてきた事業実績等も踏まえつつ、当初予算設定のあり方、特に緊急時対応を見込んだ予算枠のあり方について改めて検討する必要がある。

【意見Ⅳ－2】食品営業施設台帳の改良について

(監査要点:事業の有効性・効率性)

1)現状

営業が許可されている施設は市の情報システム上の食品営業施設台帳(以下、「台帳」という。)により管理されている。台帳には許可番号をはじめ、施設の屋号、所在地、営業者や業種の情報、許可や届出の履歴などが記載されており(次表)、また、営業停止などの不利益処分を執行した場合には台帳に記載することとなっている(「町田市食品衛生関係不利益処分取扱基準実施細目」)。

表 40 食品営業施設台帳のメイン帳票の構成

項目	記載内容
基本情報	・施設番号、許可番号、廃業日、廃業収受番号
営業所情報	・屋号、電話、担当者、所在地、所属協会、営業所備考(商品、食品衛生責任者等)
営業者情報	・営業者名、代表者名、電話、住所
業種基本情報	・業種、責任者、取得番号、取得場所、責任者資格、資格取得日、取得場所、取扱品目、生食肉の提供、生食用かき、業種備考
自販	・自販機台数、自販機型番
自動車	・タンク容量、自動車登録番号、車台番号、自動車出店場所
行商	・行商人氏名、主たる営業地
給食	・食数情報
ふぐ	・ふぐ調理師氏名、認証取得日、免許番号、免許取得日
ふぐ加工製品	・仕入れ先名、取扱時期、取扱品目、受講者名
許可履歴	・許可番号、年限、許可決定日、許可開始日、許可満了日
諸届履歴	・収受日、届出種類、届出理由

2) 問題の所在・意見の内容

市は、まちだ健康づくり推進プラン(2018年度～2023年度)における食品衛生の成果目標として、営業施設を原因とする食中毒の発生件数を年平均1件以下にすることを掲げている。そして、それを達成するための活動目標を食品衛生監視指導計画に基づく定期立入検査実施率100%としているが、現状の食品衛生監視員の限られた人員数で5千件以上ある施設すべてに毎年立ち入ることができるわけではない。計画段階で、新規あるいは更新の許可申請のあった施設や食中毒が疑われる情報・苦情のあった施設、収去検査で不適事項のあった施設、過去に食中毒が発生したり、指導を行った施設、他自治体での食中毒発生により市民の関心が高まっている業種など、食品衛生上、リスクが高い、あるいは調査の必要性が高いと判断される施設を抽出する必要がある。

その施設抽出に資するのが台帳の情報であるが、現状の台帳ではメインの帳票に食中毒の発生や関連調査の実施、営業停止等の処分、指導などの履歴を記載する形となっていない。それらの履歴情報は台帳付属のシートには記録されているものの、帳票書式やシステム機能の制約上、メイン帳票以外では記載内容による検索や抽出が難しく、履歴情報による施設抽出を効率的に行うことができない。

日々担当施設に関する情報に接している食品衛生監視員にとっては台帳情報に依拠せず一定のリスク判断に基づく施設抽出ができるはずであるが、それを網羅的かつ効率的に行うとともに第三者に対してその施設抽出の妥当性、客観性を説明できるようにするために台帳の活用は必要であり、立入検査対象となる施設抽出の客観性の向上は食品衛生監視指導計画の信頼性の向上にもつながると考えられる。

現在の台帳の帳票の書式やシステムの機能については改良の余地がある。

3) 改善案

市は、次回の食品営業施設台帳のシステム改修時にメイン帳票及び付属シートの書式

やシステムの機能についても改良を行い、営業停止処分や指導などの履歴情報によって施設の抽出ができるようにすることが望ましい。

【意見Ⅳ－3】 営業更新許可の遡及適用について

(監査要点：事業の有効性・効率性)

1)現状

食品営業施設の営業許可には有効期間があり、営業者は有効期間満了前に市に申請して更新許可を受ける必要がある。2018年度は食品衛生法による営業446件、食品製造業等取締条例による営業59件などで更新許可が行われている。

更新許可は原則として有効期間満了前に申請及び許可決定がなされ、従前の有効期間満了翌月から引き続き新たな有効期間の開始となるが、申請が有効期間満了直前で事務処理に日数を要した場合や申請に不備があったため保留となった場合など正当な理由により有効期間満了後の許可決定となったときは許可の遡及適用が行われている。その場合、有効期間の開始日は許可決定日ではなく、従前の有効期間満了時に遡ること無許可営業の期間が生じないような運用がなされている。

ただし、有効期間満了前に更新許可の申請ができなかった場合は正当な理由がない限り、いったん営業許可が終了し、新規の営業許可の申請が必要となる。また、有効期間満了前に申請され、正当な理由で保留扱いとなり、そのまま有効期間が満了した場合でも、申請者が保留状態の改善に着手しないなど考慮の余地のない場合は遡及適用ではなく不許可処分にとされている。

なお、これらの許可の遡及適用については、市が食品営業許可などの事務手続きを行う際に準拠している「食品衛生監視員必携」(東京都)に定められている。

2)問題の所在・意見の内容

2018年度の営業更新許可申請の一部を確認したところ、8か月前に遡って許可されているケースが見られた。2018年10月末で有効期間が満了するため10月中に更新の申請が市に出されたが、使用する井戸水の水質試験検査結果の提出がなかったため保留となっている。その後、当該施設は保留のまま営業を継続しているが、翌年5月に水質試験検査結果が市に提出され、2019年7月に許可決定されるまで8か月程度を要している。この場合の新たな有効期間は2018年11月からであり、許可の遡及適用がなされている。

市としては、当該施設の過去の水質試験検査の結果やこれまでの営業状況などを踏まえて保留のまま営業を継続しても問題ないと判断したとのことであるが、そのことが営業更新許可の申請や調査の書類に記録されておらず、第三者にとっては、正当な理由があるか、あるいは営業を継続しても問題ないかを判断できない。また、許可を遡及できる期間の長さについては食品衛生監視員必携等で基準が定められているわけではないが、今回のような長期間にわたる保留は申請者が保留の改善に着手しているとは言えず、有効期間を定めた営業許可制度の趣旨にも反していると考えられるため、問題である。

3)改善案

市では、東京都の「食品衛生監視員必携」を踏まえて、2019年10月から町田市食品衛生関係営業許可等取扱基準を施行している。許可の遡及適用に関する定めは東京都のものとはほぼ同じであるが、その運用については今後、市独自に見直しを行うことが望ましい。

たとえば、更新許可決定が有効期間満了日をすぎる場合は、正当な理由の内容や保留のまま営業を継続しても問題ないこととその根拠、そして保留状態の改善時期の予定などを記録して決裁を受けるようにすることである。また、遡及できる期間についてもある程度の目安を設けることにより、申請者に対して一貫した説明が可能となり、保留状態の改善を促すことができるとともに、改善が見込めない場合の市による不許可処分の判断にも資するものと考えられる。

営業更新許可の遡及適用に関して、市による適切な運用が求められる。

【意見Ⅳ－4】 許可を要しない営業施設等に関する説明について

(監査要点： 事業の市民への認知度の適正性)

1)現状

食品衛生法や食品製造業等取締条例などによる営業許可を要しない施設のうち、製粉・精米業や魚介類加工品販売業、乳製品販売業などの施設は、市食品衛生法施行細則第5条に基づき、市に営業開始の報告を行う必要がある。

市は報告を受理して管理するとともに監視を行っている。毎年度の保健所の事業実績を取りまとめた「事業概要」によると、2018年度の報告件数は0件(2017年度4件)であるが、2018年度末の施設数は、許可を要しない食品製造業80件、許可を要しない食品販売業5,044件、食器具容器包装・おもちゃ488件、添加物販売業256件、乳さく取業5件の合計5,873件とされており、それに対する2018年度の市による監視件数は合計2,302件となっている。

2)問題の所在・意見の内容

市食品衛生法施行細則の規定に基づく5,873件の施設のうち、食品営業施設台帳に登録されているのは、許可を要しない食品製造業14件と許可を要しない食品販売業33件の合計47件のみである。全体の0.8%にすぎない。

市によると、47件以外の残り5,826件の施設を特定するデータや資料はなく、東京都からも移管されていないとのことである。2011年度に東京都から施設数のみを引き継ぎ、その後の報告実績で施設数を更新して現在に至っている。また、2018年度の監視件数2,302件も、監視対象施設を特定して監視できないため、営業許可施設の監視件数から類推したものであり、市による監視実績を正確に示したものではない。

当該施設数は、東京都から引き継いだ時点ですでに裏付けのないデータであるが、移管前から継続して国に報告されているため、市独自の判断で扱いを変えることが難しいといった事情があるとのことである。ただし、「事業概要」では、施設数に関するこのような経

緯、あるいは監視件数が推計値であることなどの記載がないため、実態を伴った施設数や監視件数だと誤解を招きかねず、説明不足である。

3)改善案

市によると、現在、国により営業許可制度の見直しが行われており、営業許可を要しない営業施設の扱いも変更されるとともに、改めてすべての対象施設から営業の報告をさせることが検討されているとのことである。市としてはその動向に注視しつつ、当面の事業の説明にあたっては、施設数や監視件数について誤解を招かないよう注意して行う必要があり、「事業概要」においても注釈などにより十分に説明することが望ましい。

【意見Ⅳ－5】 プール維持管理状況報告の提出について

(監査要点： 事業実施の適正性)

1)現状

プールで不特定または多数の者に水泳または水浴をさせる役務を提供するものは市の許可を得なければならない(プールの衛生管理等に関する条例第3条)。そして、許可された運営者(以下、「許可運営者」という。)はプールにおける安全と衛生を確保するための一環として、毎月、「プール維持管理状況報告」に水質検査結果書やプール日誌等を添付して水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌、一般細菌、レジオネラ属菌の検査結果や二酸化炭素、残留塩素濃度の測定結果を市に提出しなければならない。

2018年度末現在、19施設が許可を受けており、市はプール維持管理状況報告や立入検査等により施設に対する監視指導を行っている。なお、まちだ健康づくり推進プラン(2018年度～2023年度)においては、環境衛生の確保のための活動目標の一つとしてプール運営施設の維持管理状況把握率(プール維持管理状況報告提出率)を100%とすることが掲げられている。

2)問題の所在・意見の内容

2018年度に市に提出されたプール維持管理状況報告及び添付資料の一部を確認したところ、市への提出が大幅に遅れているケースや報告事項のチェック欄にチェックマークがないケース(チェックマークがないと報告にならない)、2か月に1回の測定が求められている二酸化炭素の測定結果が2か月間報告されていないケースなどが見られた。特に提出の遅れているケースについては、2か月分や4か月分をまとめた提出がなされており、たとえば、11月分の報告が翌年4月となっていた。

プール維持管理状況報告については水質検査等に一定の時間がかかることもあり、特に提出期限は設けられていないが、提出が遅れることにより、市による問題の把握及び指導のタイミングもそれだけ遅れることになりかねない。今回提出が大幅に遅れていたケースは2018年度において有機物によるプールの水の汚れを示す過マンガン酸カリウム消費量が基準値を超えていた施設であり、すでに市が立入調査回数を増やして指導を重ねていたという事情はあるものの、求められている報告が遅れたことは事実である。

プール維持管理状況報告の提出時期や報告内容に不適切な点が見られたことは問題である。

3)改善案

市は、プールの安全と衛生を確保するため、許可運営者に対してプール維持管理状況報告の提出有無だけでなく、その内容の適切さや提出の適時性についてもより一層徹底して指導する必要がある。

【意見Ⅳ－6】 東京都と連携・協力して行う事務事業について

(監査要点： 事業実施の適正性)

1)現状

市は2011年度の保健所政令市移行に伴い、東京都から市に移管される事務事業に関しての連携や協力について東京都と協定を結んでいる(以下、「協定」という。)。保健衛生事務事業に係る東京都・町田市協定書では、「1. 検疫感染症及び感染症集団発生時の措置」などの8事業が協定して行う事業として定められ、さらに事業ごとの細目協定や要綱で、より具体的な協定内容が示されている(次表)。

市が生活衛生事務費を執行する際には、協定のうち「2. 食品衛生行政の運営」や「3. 試験検査」などの定めを踏まえ、東京都と協力して食品衛生の広域監視を行うとともに、食中毒関連の連絡や調査結果・不利益処分(営業停止等)の情報共有、協議、調整などが行われている。市が食品衛生事業や環境衛生事業において東京都健康安全研究センターに試験検査を依頼する根拠も協定の「3. 試験検査」である。

表 41 保健衛生事務事業に係る東京都・町田市協定書(2011年3月31日)の構成

協定して行う事業	細目協定・要綱
1. 検疫感染症及び感染症集団発生時の措置	・左記に関する細目協定 ・検疫感染症及び感染症集団発生時の措置要綱
2. 食品衛生行政の運営	・左記に関する細目協定 ・広域監視実施要綱 ・中毒事件等調査処理要綱 ・不利益処分等の分担・執行及び連絡実施要綱
3. 試験検査	・左記に関する細目協定 ・試験検査に関する運営要綱
4. 医療法、歯科技工士法に基づく病院等の報告の徴収等	・左記に関する細目協定
5. 保健衛生関係情報等の管理	・左記に関する細目協定 ・保健衛生関係情報等の管理に関する要綱
6. 保健医療情報センターにおける連絡通報受理業務	・左記に関する細目協定 ・東京都保健医療情報センターにおける連絡通報受理業務実施要綱

協定して行う事業	細目協定・要綱
7. 薬事衛生行政の運営	・左記に関する細目協定
8. 都と市における協議方法等について	・左記に関する細目協定

出所)保健衛生事務事業に係る東京都・町田市協定書より包括外部監査人が作成

(注) 要綱等は生活衛生事務費に関連するものを中心に記載。

2)問題の所在・意見の内容

市としては、保健所政令市移行後 8 年以上にわたって事務事業を実施する中で、当初協定締結時には気づかなかった点や法令その他事務事業を取り巻く環境の変化に合わせて変更すべき点、協定内容の再確認を要する事項、あるいは新たに細目協定や要綱に加えるべき項目などが出てきている可能性がある。

たとえば、食品衛生事業の保菌者検索事業業務委託は、東京都からの協力依頼により、市が民間機関に委託して市内の飲食店等 600 施設に採便管を配布して検体を回収し、検査を行うものである。協定の広域監視実施要綱に基づくものと考えられるが、費用負担に関しては同要綱に定められていない。現在、市が委託料(2018 年度 330 千円)を負担し、東京都から交付金等の財源措置はない。

また、市は環境衛生事業の中で東京都からの依頼による飛散花粉数調査を行っているが、協定に直接根拠となる定めはない。保健所政令市移行前から中町庁舎屋上が東京都の飛散花粉数の測定地点の一つとなっていたため、移行後も引き続き飛散花粉捕集器を設置して市職員が花粉測定を行い、東京都に報告している。特に経費の発生はないものの、毎年 1 月から 5 月にかけて毎日 6 種類の花粉数を顕微鏡でカウントしてその日のうちに東京都に報告する(他の時期は週 2 日測定、週 1 回報告する)作業を行っている。

これらは協定の見直しによる対応が不可欠な事項とまでは言えないが、2011 年度以降、協定の改定が行われていない中で、改めて、当該協定を前提として東京都との連携・協力のあり方について検討する余地があるものとする。

3)改善案

市は、協定と実態との不整合や協定内容の再確認、変更、追加の必要性などについて整理するとともに、関係自治体とも連携しつつ、東京都と連携・協力して行う事務事業のあり方やより良い運営方法について、機会をとらえて検討することが望ましい。

【意見Ⅳ－7】仕様書の想定数量の設定について

(監査要点: 予定価格の妥当性)

1)現状

市は、動物管理事業の動物の捕獲等業務委託の実施にあたり、3 年ごとに一般競争入札を行って委託先を選定している。2016 年度から 2018 年度までの 3 年間の契約額は 25,660 千円、2019 年度から 2021 年度までの契約額は 23,716 千円であり、同じ業者と継続して契約している。

なお、各3年間の開始前に準備期間が設定されているため、実際の契約期間は3年間より若干長く、その分、従前の契約期間との重複がある(ただし、準備期間には委託料の支払いは発生しない。以下、準備期間の記載は省略する。)

2) 問題の所在・意見の内容

次表は仕様書で想定されている業務ごとの年間数量と2018年度の実績数量を比較したものである。2018年度の実績数量は、一部を除き、その期間の仕様書で想定されていた数量を大きく下回っているが、2019年度からの新たな契約の仕様書においても前回と同じ想定数量のままである。

本契約は、これらの数量に応じて、直接、委託料が変動する契約ではないが、仕様書の想定数量と実績数量の乖離は予定価格の設定や入札金額の見積を介して入札に影響を与える可能性がある。

予定価格に対する落札価格の比率(落札率)は、前回2016～2018年度契約が62.9%、今回2019～2021年度契約は75.3%といずれも低めであるため、予定価格が実績よりも高く設定されているのではないかと懸念される。また、落札者の入札金額と他の入札者の入札金額の間にも差が認められ、既存受託者であり実績数量を把握できている落札者と仕様書等で実績の開示を受けていない他の入札者の差が表れている可能性があり、公平性の観点からも気になる点である。

実績数量を踏まえて仕様書の数量を見直していない点は改善の余地があると考ええる。

表 42 仕様書の年間想定数量と2018年度の実績数量

(単位:件, kg)

委託業務内容	仕様書の年間想定数量		実績数量	実績数量 — 想定数量 (b-a)
	2016～2018 年度(a)	2019～2021 年度	2018 年度(b)	
動物の捕獲	10	10	5	△5
動物の収容	100	100	33	△67
動物愛護相談センターへの送致	50	50	18	△32
エフアンドエス有限会社からの引取件数	5	5	0	△5
死亡動物の運搬	20	20	2	△18
ペットフードの使用量(kg)	10	10	10	0
有料道路利用	0	0	0	0
現地調査・巡回等	150	150	233	83
啓発物品等運搬	100	100	108	△92
獣医師への物品等運搬	100	100		

出所) 市資料より包括外部監査人が作成

3) 改善案

市は、より適正な入札が行われるように、契約時の仕様書における想定数量においては、極力実績数量を踏まえるとともに、実績数量の開示についても検討することが望まし

い。

【意見Ⅳ－８】 業務日報の記載について

(監査要点: 契約先へのモニタリングの適正性)

1) 現状

動物管理事業の動物の捕獲等業務委託では、委託先の従事者 2 名が保健所に常駐して動物の捕獲、収容等の業務を行っている。

同委託契約の仕様書では平日の 9 時 30 分～16 時を常駐すべき時間として定められ、それが委託料のうち固定の基本的経費の根拠になるとともに、定められた時間を超過して常駐した場合はその時間数に応じて時間外経費が委託料に上乗せされる契約となっている。

2018 年度の委託料は基本的経費 8,164 千円、時間外経費 110 千円、合計 8,274 千円である。

2) 問題の所在・意見の内容

市は、常駐者が従事した時間を委託先から提出される業務日報により確認することになるが、2018 年度の業務日報では午後のみ従事時間を記載している日があるなど、仕様書に定められた時間に常駐していたことを確認できる記載となっていない箇所が散見された。

おそらく、実際に動物の捕獲、収容等の業務を行った時間を中心に記載し、待機時間などそれ以外の時間の記載を省略したものと推測されるが、待機も市が契約で求めている委託業務であるため、委託料支払いの根拠となる業務日報の記載が不十分である点は改めさせる必要がある。

3) 改善案

市は委託先に対して、仕様書の定めを前提として、より丁寧に業務日報に従事時間や業務内容等を記載するよう指導する必要がある。

【意見Ⅳ－９】 モデル地区の活動報告について

(監査要点: 補助事業の法規等準拠性)

1) 現状

動物愛護管理事業の「町田市飼い主のいない猫との共生モデル地区制度」(以下、本制度による指定地区を「モデル地区」という。)は、モデル地区を指定することにより、猫との共生を市民との協働で促進し、もって市民の動物愛護の意識高揚に資することを目的としている。

モデル地区の指定は飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を推進する活動や猫の適正管理を啓発・普及する広報活動を行う町内会・自治会等を基礎とした団体が対象となり、

2018年度は30地区(団体)が指定されている。

市はモデル地区に対して、「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助金(以下、「補助金」という。)」による手術経費の補助や猫捕獲用トラップケージの貸出、啓発パンフレットの支給などの支援を行っている。

2)問題の所在・意見の内容

「町田市飼い主のいない猫との共生モデル地区制度実施要領」によると、モデル地区に指定された団体は年度終了後に活動報告を市に提出しなければならないが、提出された活動報告において記載内容が十分ではなく、具体的な活動内容が分からないケースが散見された。

活動報告の記載が不十分であると、市はモデル地区の指定が妥当であったのか、制度が効果的に施行されたのかなどを評価することができず、翌年度のモデル地区指定や制度運営のために必要な情報を得られていないことになる。

特に、モデル地区は猫の不妊・去勢手術経費の1件あたり補助限度額が一般の手術経費に対する補助額よりも高く設定され、優遇されている。たとえば、通常、猫の不妊手術1件あたり5,000円が補助されるところ、モデル地区では25,000円が限度額となり、その範囲内で実費が交付される(町田市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助金交付要綱)。その根拠がモデル地区としての活動にあると考えられるため、補助金の交付妥当性を判断する資料としても本制度の活動報告は重要となる。

活動報告を提出させていない団体があったこと、また、提出された活動報告の記載内容が不十分である団体があったことは問題である。

3)改善案

市は、モデル地区指定の際に活動報告の必要性やその記載方法について従来以上に丁寧に説明して周知徹底を図り、年度終了後にすべてのモデル地区から具体的な活動内容が記載された活動報告が提出されるよう、指導する必要がある。

【意見Ⅳ－10】 補助金の当初予算の設定について

(監査要点: 予算設定の妥当性)

1)現状

動物愛護管理事業の「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助金(以下、「補助金」という。)」は、市が手術の経費を補助することにより飼い主のいない猫の増加を抑制し、市民の良好な生活環境を確保するとともに、動物愛護の意識の高揚を図り、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に寄与することを目的としている(町田市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助金交付要綱)。

補助金交付額は、個人の申請に対しては、不妊手術(メス)1件あたり5,000円、去勢手術(オス)1件あたり2,500円であり、飼い主のいない猫との共生モデル地区(以下、「モデル地区」という。)の指定を受けた団体に対しては、不妊手術25,000円、去勢手術15,000円の範囲内で交付される。2018年度は、個人の不妊・去勢手術102件、モデル地区の不

妊・去勢手術 235 件に対して合計 3,099 千円の補助金が交付されている。

2)問題の所在・意見の内容

当該補助金の 2012 年度以降の動向をみると、毎年度 400 万円から 450 万円の当初予算が継続して確保されているのに対して当初予算執行率は 6 割～8 割程度で推移し、個人の手術件数は 2014 年度以降減少傾向にある。

市によると、手術補助に対するニーズは引き続き見込まれ、特にモデル地区の申請を促し、その指定効果を発揮させるためには、補助できる状態にしておく必要があるとのことであるが、実績が当初予算額を一定程度下回っている年度が続いている。個人の手術件数が減ってきていることから、当初予算の設定を見直す余地があると考え。

表 43 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助金の推移

(単位:千円、件)

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
当初予算額	不明	不明	3,957	4,007	4,007	4,535	4,310	4,310
同指数(2014 年度=100)	—	—	100	101	101	115	109	109
決算額	2,919	2,719	3,159	3,329	2,600	2,938	3,099	—
同指数(2014 年度=100)	92	86	100	105	82	93	98	—
当初予算執行率(決算額/当初予算額×100)	—	—	79.8%	83.1%	64.9%	64.8%	71.9%	—
当初予算執行残(当初予算額－決算額)	—	—	798	678	1,407	1,596	1,210	—
補助対象の不妊手術件数	329	239	272	250	218	196	178	—
補助対象の去勢手術件数	157	230	232	262	163	183	159	—
補助対象手術件数合計	486	469	504	512	381	379	337	—
同指数(2014 年度=100)	96	93	100	102	76	75	67	—

出所)市資料より包括外部監査人作成

(注) 保健所政令市移行直後であることを考慮して 2011 年度を除外。

3)改善案

市は、これまでの補助実績や今後見込まれる補助ニーズを踏まえた上で、当該補助制度の目的を達成するために、個人(共生モデル地区除く)への必要な最低限の当初予算額について改めて検討する必要がある、実績と一定の乖離が見られる既存の予算規模を継続するにはその設定根拠を説明できるようにしておく必要がある。